

令和3年度地方公共団体の勤務条件等に関する調査結果 【目次】

表1	勤務時間改正の状況	P 1
表2	時間外勤務代休時間の導入状況	P 2
表3	早出遅出制度及びフレックスタイム制度の導入状況	P 3
表4	年次有給休暇の取得状況	P 5
表5	病気休暇の状況	P 6
表6	特別休暇等の状況	P 7
表7	会計年度任用職員の年休以外の休暇の状況	P 8
表8	介護休暇の取得状況	P 9
表9	介護時間の取得状況	P 10
表10	育児休業制度の制度制定状況	P 11
表11	育児休業等の取得状況	P 12
表11-1	育児休業等の取得状況【その他首長部局等】	P 18
表11-2	育児休業等の取得状況【警察部門】	P 19
表11-3	育児休業等の取得状況【消防部門】	P 20
表11-4	育児休業等の取得状況【教育委員会】	P 21
表11-5	育児休業等の取得状況【都道府県団体別】	P 22
表11-6	育児休業等の取得状況【指定都市団体別】	P 24
表11-7	育児休業等の取得状況【市区町村団体別】	P 26
表12	会計年度任用職員の育児休業・介護休暇の状況	P 28
表13	各種休業制度・部分休業制度の導入状況	P 29
表14	時間外勤務命令の上限規制制度の状況	P 30
表15	時間外勤務の状況(時間外勤務時間数)	P 31
表15-1	時間外勤務の状況(時間外勤務時間数)【都道府県】	P 32
表15-2	時間外勤務の状況(時間外勤務時間数)【指定都市】	P 33
表15-3	時間外勤務の状況(時間外勤務時間数)【市区町村】	P 34
表16	時間外勤務の状況(月45時間超の職員数及び割合)	P 35
表16-1	時間外勤務の状況(月45時間超の職員数及び割合)【都道府県】	P 36
表16-2	時間外勤務の状況(月45時間超の職員数及び割合)【指定都市】	P 37
表16-3	時間外勤務の状況(月45時間超の職員数及び割合)【市区町村】	P 38
表17	勤務時間管理の実施方法の状況	P 39
表18	競争試験における受験者数、合格者数、採用者数、競争率の推移	P 40
図1	過去10年間の競争試験における受験者数、合格者数、競争率の推移	P 41
表19	競争試験における男女別の受験者数、合格者数、採用者数の推移	P 42
図2	過去5年間の競争試験における男女別の受験者数、合格者数の推移	P 43
表20	中途採用試験の実施状況	P 44
表21	ストレスチェックの実施状況等	P 45
表21-1	ストレスチェック・集団分析の団体区分別実施状況	P 45
表21-2	ストレスチェック・集団分析の部局別実施状況	P 46
表21-3	ストレスチェック・面接指導の団体区分別受診職員数	P 47
表21-4	ストレスチェック・面接指導の部局別受診職員数	P 48
表21-5	集団分析結果の団体区分別活用状況	P 49
表21-6	集団分析結果の部局別活用状況	P 50
表21-7	ストレスチェック未実施の団体区分別事業場数	P 51
表21-8	ストレスチェック未実施の部局別事業場数	P 52
表22	メンタルヘルス対策の取組状況	P 53
表22-1	団体区分別の取組状況	P 53
表22-2-1	部局別の取組状況【部局名：知事及び市区町村長】	P 54
表22-2-2	部局別の取組状況【部局名：教育委員会】	P 55
表22-2-3	部局別の取組状況【部局名：警察】	P 56
表22-2-4	部局別の取組状況【部局名：消防】	P 57
表22-2-5	部局別の取組状況【部局名：公営企業】	P 58
表23	長時間勤務者に対する医師による面接指導の状況	P 59
表23-1	面接指導の強化に係る例規・指針等の団体区分別整備状況	P 59
表23-2	面接指導の強化に係る例規・指針等の部局別整備状況	P 60
表23-3	面接指導の対象となる要件(団体区分別)	P 61
表23-4	面接指導の対象となる要件(部局別)	P 62
表23-5	面接指導の団体区分別実施状況	P 63
表23-6	面接指導の部局別実施状況	P 64
表24	メンタルヘルス不調による休務者の状況	P 65

表1 勤務時間改正の状況(令和4年4月1日現在)

	団体数	1週間の正規の勤務時間	
		38時間45分	左記以外
都道府県	47	47	0
指定都市	20	20	0
市区町村	1,721	1,719	2
合計	1,788	1,786	2

(注)1 左記以外2団体の1週間の正規の勤務時間は40時間00分となっている。

表2 時間外勤務代休時間の導入状況(令和4年4月1日現在)

(単位：団体)

区分	団体数	時間外勤務代休時間の制度を導入済み又は令和4年度中に導入予定	導入時期未定
都道府県	47 (100.0%)	46 (97.9%)	1 (2.1%)
指定都市	20 (100.0%)	13 (65.0%)	7 (35.0%)
市区町村	1,721 (100.0%)	1,614 (93.8%)	107 (6.2%)
合計	1,788 (100.0%)	1,673 (93.6%)	115 (6.4%)

(注) 1 「時間外勤務代休時間」とは、月60時間を超える時間外勤務に係る手当の割増支給分に代えて取得する代休時間のことである。

2 () 内は、団体区分中の割合である。

表3 早出遅出制度及びフレックスタイム制度の導入状況(令和4年4月1日現在)

区 分	団体数	業務上の早出・遅出			育児・介護のための早出・遅出			通勤混雑緩和のための早出・遅出		
		導入済	検討中	予定なし	導入済	検討中	予定なし	導入済	検討中	予定なし
都道府県	47 (100%)	34 (72.3%)	2 (4.3%)	11 (23.4%)	45 (95.7%)	2 (4.3%)	0 (0.0%)	39 (83.0%)	2 (4.3%)	6 (12.8%)
指定都市	20 (100%)	17 (85.0%)	1 (5.0%)	2 (10.0%)	17 (85.0%)	2 (10.0%)	1 (5.0%)	12 (60.0%)	2 (10.0%)	6 (30.0%)
市区町村	1,721 (100%)	759 (44.1%)	140 (8.1%)	822 (47.8%)	1,186 (68.9%)	148 (8.6%)	387 (22.5%)	245 (14.2%)	102 (5.9%)	1,374 (79.8%)
合 計	1,788 (100%)	810 (45.3%)	143 (8.0%)	835 (46.7%)	1,248 (69.8%)	152 (8.5%)	388 (21.7%)	296 (16.6%)	106 (5.9%)	1,386 (77.5%)

区 分	団体数	疲労蓄積防止のための早出・遅出			修学等のための早出・遅出			障害の特性等に応じた早出・遅出		
		導入済	検討中	予定なし	導入済	検討中	予定なし	導入済	検討中	予定なし
都道府県	47 (100%)	24 (51.1%)	3 (6.4%)	20 (42.6%)	24 (51.1%)	2 (4.3%)	21 (44.7%)	29 (61.7%)	3 (6.4%)	15 (31.9%)
指定都市	20 (100%)	10 (50.0%)	2 (10.0%)	8 (40.0%)	7 (35.0%)	0 (0.0%)	13 (65.0%)	10 (50.0%)	2 (10.0%)	8 (40.0%)
市区町村	1,721 (100%)	122 (7.1%)	108 (6.3%)	1,491 (86.6%)	76 (4.4%)	102 (5.9%)	1,543 (89.7%)	118 (6.9%)	184 (10.7%)	1,419 (82.5%)
合 計	1,788 (100%)	156 (8.7%)	113 (6.3%)	1,519 (85.0%)	107 (6.0%)	104 (5.8%)	1,577 (88.2%)	157 (8.8%)	189 (10.6%)	1,442 (80.6%)

区 分	団体数	フレックスタイム制度		
		導入済	検討中	予定なし
都道府県	47 (100%)	15 (31.9%)	8 (17.0%)	24 (51.1%)
指定都市	20 (100%)	2 (10.0%)	6 (30.0%)	12 (60.0%)
市区町村	1,721 (100%)	75 (4.4%)	155 (9.0%)	1,491 (86.6%)
合 計	1,788 (100%)	92 (5.1%)	169 (9.5%)	1,527 (85.4%)

(注) ()内の数字は団体区分中の割合を示す。(端数処理のため割合の合計が100%に一致しない場合がある。)

表3 早出遅出制度及びフレックスタイム制度の導入状況

区分	団体数	育児・介護のための早出・遅出の導入済み団体数						増減 (R3.4.1→R4.4.1)
		平成30年4月1日現在	平成31年4月1日現在	令和2年4月1日現在	令和3年4月1日現在	令和4年4月1日現在	令和4年4月1日現在	
都道府県	47 (100%)	44 (93.6%)	45 (95.7%)	45 (95.7%)	45 (95.7%)	45 (95.7%)	45 (95.7%)	0
指定都市	20 (100%)	11 (55.0%)	13 (65.0%)	16 (80.0%)	17 (85.0%)	17 (85.0%)	17 (85.0%)	0
市区町村	1,721 (100%)	1,081 (62.8%)	1,102 (64.0%)	1,130 (65.7%)	1,157 (67.2%)	1,186 (68.9%)	1,186 (68.9%)	29
合計	1,788 (100%)	1,136 (63.5%)	1,160 (64.9%)	1,191 (66.6%)	1,219 (68.2%)	1,248 (69.8%)	1,248 (69.8%)	29

区分	団体数	フレックスタイム制度の導入済み団体数						増減 (R3.4.1→R4.4.1)
		平成30年4月1日現在	平成31年4月1日現在	令和2年4月1日現在	令和3年4月1日現在	令和4年4月1日現在	令和4年4月1日現在	
都道府県	47 (100%)	9 (19.1%)	10 (21.3%)	12 (25.5%)	12 (25.5%)	12 (25.5%)	15 (31.9%)	3
指定都市	20 (100%)	1 (5.0%)	2 (10.0%)	2 (10.0%)	2 (10.0%)	2 (10.0%)	2 (10.0%)	0
市区町村	1,721 (100%)	35 (2.0%)	50 (2.9%)	66 (3.8%)	70 (4.1%)	75 (4.4%)	75 (4.4%)	5
合計	1,788 (100%)	45 (2.5%)	62 (3.5%)	80 (4.5%)	84 (4.7%)	92 (5.1%)	92 (5.1%)	8

(注) ()内の数字は団体区分中の割合を示す。

表4 年次有給休暇の取得状況(令和3年)

【令和3年1月1日～令和3年12月31日※】

[参考] 平均取得日数(日)

区 分	平均取得日数 (日)	取得日数が年5日に 満たない職員の割合 (%)
都道府県	13.0 (11.8)	12.6%
指定都市	14.2 (14.0)	5.8%
市区町村	11.5 (11.1)	15.8%
301名以上 (523団体)	12.0 (11.6)	13.9%
101名以上 300名以下 (701団体)	10.4 (10.0)	20.0%
100名以下 (497団体)	10.1 (9.5)	21.4%
全 体	12.3 (11.7)	13.6%

国	15.5 (14.8)
民間	10.3 (10.1)

出典：「令和4年国家公務員給与等実態調査」(人事院)
「令和4年就労条件総合調査」(厚生労働省)

※年度単位で年次有給休暇を付与している団体については、「令和3年4月1日～令和4年3月31日」
 (注1) 調査対象は、首長部局に勤務する非現業の一般職に属する職員のうち、調査対象の全期間在職した者。
 (注2) ()は、令和2年の平均取得日数。(民間の数値は、令和2年(又は令和元会計年度))
 (注3) 「取得日数が年5日に満たない職員の割合」の取得日数の算出方法は、対象期間において使用した年次有給休暇のうち、日を単位として取得した年次有給休暇の合計であり、時間単位で取得した年次有給休暇を含まない。
 (注4) 市区町村の内訳区分は、調査対象人数で区分している。

(参考)

年次有給休暇の取得状況の推移

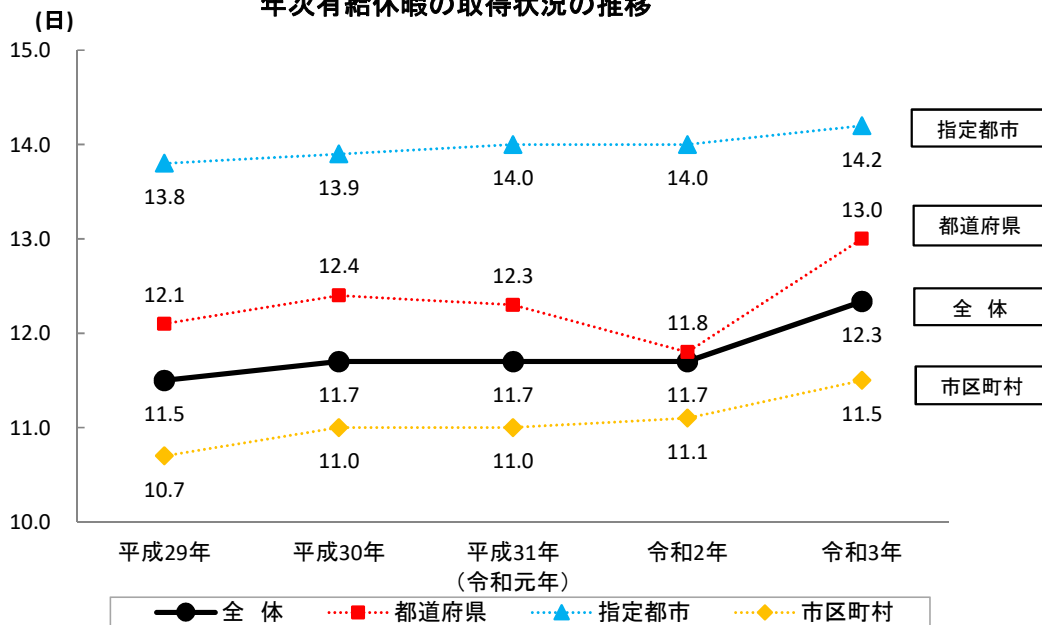


表5 病気休暇の状況(令和4年4月1日現在)

(単位：団体)

区分	団体数	原則、必要最小限の期間とし、連続取得日数の上限を90日（または3ヶ月）と定めている。	左記以外
都道府県	47 (100.0%)	40 (85.1%)	7 (14.9%)
指定都市	20 (100.0%)	17 (85.0%)	3 (15.0%)
市区町村	1,721 (100.0%)	1,563 (90.8%)	158 (9.2%)
合計	1,788 (100.0%)	1,620 (90.6%)	168 (9.4%)

(注) 1 「左記以外」となる団体は、上限日数（月数）が異なる、年間で取得日数の上限を定めている等である。

表6 主な特別休暇等の状況(令和4年4月1日現在)

(単位: 団体)

区 分	都道府県(47)			指定都市(20)			市区町村(1,721)			合計(1,788)			
	有給	無給	措置なし	有給	無給	措置なし	有給	無給	措置なし	有給	無給	措置なし	
国に制度のある特別休暇	公民権行使	47 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	20 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1,717 (99.8%)	2 (0.1%)	2 (0.1%)	1,784 (99.8%)	2 (0.1%)	2 (0.1%)
	官公署への出頭	47 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	20 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1,718 (99.8%)	1 (0.1%)	2 (0.1%)	1,785 (99.8%)	1 (0.1%)	2 (0.1%)
	ドナー休暇	47 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	20 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1,715 (99.7%)	1 (0.1%)	5 (0.3%)	1,782 (99.7%)	1 (0.1%)	5 (0.3%)
	ボランティア休暇	47 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	19 (95.0%)	1 (5.0%)	0 (0.0%)	1,681 (97.7%)	2 (0.1%)	38 (2.2%)	1,747 (97.7%)	3 (0.2%)	38 (2.1%)
	結婚休暇	47 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	20 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1,720 (99.9%)	1 (0.1%)	0 (0.0%)	1,787 (99.9%)	1 (0.1%)	0 (0.0%)
	不妊治療休暇	47 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	20 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1,603 (93.1%)	5 (0.3%)	113 (6.6%)	1,670 (93.4%)	5 (0.3%)	113 (6.3%)
	産前休暇	47 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	20 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1,718 (99.8%)	3 (0.2%)	0 (0.0%)	1,785 (99.8%)	3 (0.2%)	0 (0.0%)
	産後休暇	47 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	20 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1,718 (99.8%)	3 (0.2%)	0 (0.0%)	1,785 (99.8%)	3 (0.2%)	0 (0.0%)
	保育時間	47 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	20 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1,706 (99.1%)	5 (0.3%)	10 (0.6%)	1,773 (99.2%)	5 (0.3%)	10 (0.6%)
	妻の出産	47 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	20 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1,717 (99.8%)	1 (0.1%)	3 (0.2%)	1,784 (99.8%)	1 (0.1%)	3 (0.2%)
	育児参加	47 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	20 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1,652 (96.0%)	5 (0.3%)	64 (3.7%)	1,719 (96.1%)	5 (0.3%)	64 (3.6%)
	子の看護	46 (97.9%)	0 (0.0%)	1 (2.1%)	20 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1,716 (99.7%)	1 (0.1%)	4 (0.2%)	1,782 (99.7%)	1 (0.1%)	5 (0.3%)
	短期の介護	47 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	20 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1,688 (98.1%)	12 (0.7%)	21 (1.2%)	1,755 (98.2%)	12 (0.7%)	21 (1.2%)
	忌引休暇	47 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	20 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1,720 (99.9%)	1 (0.1%)	0 (0.0%)	1,787 (99.9%)	1 (0.1%)	0 (0.0%)
	父母の追悼(法要)	45 (95.7%)	0 (0.0%)	2 (4.3%)	16 (80.0%)	0 (0.0%)	4 (20.0%)	1,670 (97.0%)	1 (0.1%)	50 (2.9%)	1,731 (96.8%)	1 (0.1%)	56 (3.1%)
	夏季休暇	47 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	20 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1,705 (99.1%)	1 (0.1%)	15 (0.9%)	1,772 (99.1%)	1 (0.1%)	15 (0.8%)
	現住居の滅失等	47 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	20 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1,690 (98.2%)	1 (0.1%)	30 (1.7%)	1,757 (98.3%)	1 (0.1%)	30 (1.7%)
	災害・交通機関の事故等	47 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	20 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1,708 (99.2%)	1 (0.1%)	12 (0.7%)	1,775 (99.3%)	1 (0.1%)	12 (0.7%)
通勤途上の危機回避	41 (87.2%)	0 (0.0%)	6 (12.8%)	13 (65.0%)	0 (0.0%)	7 (35.0%)	1,540 (89.5%)	1 (0.1%)	180 (10.5%)	1,594 (89.1%)	1 (0.1%)	193 (10.8%)	

(注) 1 ()は、団体区分中の割合である。

表7 会計年度任用職員の年次有給休暇以外の休暇の状況(令和4年4月1日現在)

(単位: 団体)

区分	都道府県(47)			指定都市(20)			市区町村(1,721)			合計(1,788)			
	有給	無給	措置なし	有給	無給	措置なし	有給	無給	措置なし	有給	無給	措置なし	
国の非常勤職員に整備されている「有給の休暇」	公民権行使	47 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	20 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1,709 (99.3%)	7 (0.4%)	5 (0.3%)	1,776 (99.3%)	7 (0.4%)	5 (0.3%)
	官公署への出頭	47 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	20 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1,708 (99.2%)	7 (0.4%)	6 (0.3%)	1,775 (99.3%)	7 (0.4%)	6 (0.3%)
	現住居の滅失等	44 (93.6%)	0 (0.0%)	3 (6.4%)	20 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1,666 (96.8%)	6 (0.3%)	49 (2.8%)	1,730 (96.8%)	6 (0.3%)	52 (2.9%)
	出勤困難	47 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	20 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1,700 (98.8%)	4 (0.2%)	17 (1.0%)	1,767 (98.8%)	4 (0.2%)	17 (1.0%)
	退勤途上の危機回避	41 (87.2%)	0 (0.0%)	6 (12.8%)	14 (70.0%)	0 (0.0%)	6 (30.0%)	1,601 (93.0%)	4 (0.2%)	116 (6.7%)	1,656 (92.6%)	4 (0.2%)	128 (7.2%)
	忌引	47 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	20 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1,708 (99.2%)	10 (0.6%)	3 (0.2%)	1,775 (99.3%)	10 (0.6%)	3 (0.2%)
	結婚	45 (95.7%)	1 (2.1%)	1 (2.1%)	20 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1,677 (97.4%)	14 (0.8%)	30 (1.7%)	1,742 (97.4%)	15 (0.8%)	31 (1.7%)
	夏期	46 (97.9%)	0 (0.0%)	1 (2.1%)	18 (90.0%)	0 (0.0%)	2 (10.0%)	1,681 (97.7%)	6 (0.3%)	34 (2.0%)	1,745 (97.6%)	6 (0.3%)	37 (2.1%)
	不妊治療	47 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	19 (95.0%)	1 (5.0%)	0 (0.0%)	1,520 (88.3%)	23 (1.3%)	178 (10.3%)	1,586 (88.7%)	24 (1.3%)	178 (10.0%)
	産前	47 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	20 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1,523 (88.5%)	183 (10.6%)	15 (0.9%)	1,590 (88.9%)	183 (10.2%)	15 (0.8%)
	産後	47 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	20 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1,521 (88.4%)	183 (10.6%)	17 (1.0%)	1,588 (88.8%)	183 (10.2%)	17 (1.0%)
	配偶者出産	47 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	20 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1,510 (87.7%)	40 (2.3%)	171 (9.9%)	1,577 (88.2%)	40 (2.2%)	171 (9.6%)
	育児参加	47 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	20 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1,484 (86.2%)	53 (3.1%)	184 (10.7%)	1,551 (86.7%)	53 (3.0%)	184 (10.3%)
国の非常勤職員に整備されている「無給の休暇」	保育時間	5 (10.6%)	42 (89.4%)	0 (0.0%)	4 (20.0%)	15 (75.0%)	1 (5.0%)	347 (20.2%)	1,350 (78.4%)	24 (1.4%)	356 (19.9%)	1,407 (78.7%)	25 (1.4%)
	子の看護	12 (25.5%)	34 (72.3%)	1 (2.1%)	11 (55.0%)	9 (45.0%)	0 (0.0%)	514 (29.9%)	1,197 (69.6%)	10 (0.6%)	537 (30.0%)	1,240 (69.4%)	11 (0.6%)
	短期介護	6 (12.8%)	40 (85.1%)	1 (2.1%)	9 (45.0%)	10 (50.0%)	1 (5.0%)	401 (23.3%)	1,283 (74.5%)	37 (2.1%)	416 (23.3%)	1,333 (74.6%)	39 (2.2%)
	介護休暇	1 (2.1%)	45 (95.7%)	1 (2.1%)	0 (0.0%)	19 (95.0%)	1 (5.0%)	267 (15.5%)	1,429 (83.0%)	25 (1.5%)	268 (15.0%)	1,493 (83.5%)	27 (1.5%)
	介護時間	1 (2.1%)	44 (93.6%)	2 (4.3%)	0 (0.0%)	19 (95.0%)	1 (5.0%)	263 (15.3%)	1,415 (82.2%)	43 (2.5%)	264 (14.8%)	1,478 (82.7%)	46 (2.6%)
	生理日の就業困難	8 (17.0%)	39 (83.0%)	0 (0.0%)	6 (30.0%)	13 (65.0%)	1 (5.0%)	403 (23.4%)	1,300 (75.5%)	18 (1.0%)	417 (23.3%)	1,352 (75.6%)	19 (1.1%)
	妊産疾病	5 (10.6%)	42 (89.4%)	0 (0.0%)	9 (45.0%)	10 (50.0%)	1 (5.0%)	404 (23.5%)	1,175 (68.3%)	142 (8.3%)	418 (23.4%)	1,227 (68.6%)	143 (8.0%)
	公務上の傷病	15 (31.9%)	31 (66.0%)	1 (2.1%)	9 (45.0%)	9 (45.0%)	2 (10.0%)	514 (29.9%)	1,171 (68.0%)	36 (2.1%)	538 (30.1%)	1,211 (67.7%)	39 (2.2%)
	私傷病	8 (17.0%)	38 (80.9%)	1 (2.1%)	9 (45.0%)	11 (55.0%)	0 (0.0%)	484 (28.1%)	1,200 (69.7%)	37 (2.1%)	501 (28.0%)	1,249 (69.9%)	38 (2.1%)
	骨髄等ドナー	7 (14.9%)	38 (80.9%)	2 (4.3%)	4 (20.0%)	13 (65.0%)	3 (15.0%)	391 (22.7%)	1,290 (75.0%)	40 (2.3%)	402 (22.5%)	1,341 (75.0%)	45 (2.5%)

- (注) 1 ()は、団体区分中の割合である。
 2 本項目で調査対象としているのは、以下の5部門・15職種である。
 【一般行政部門(一般事務、保育士、技能労務、放課後支援員、給食調理員)、教育部門(教員・講師、一般事務、技能労務、給食調理員、図書館職員)、警察部門(一般事務)、消防部門(一般事務)、公営企業(一般事務、看護師、技能労務)】
 3 「有給」欄は、該当がない職種を除く全ての職種において有給休暇として措置済みの団体数を計上している。
 4 「無給」欄は、該当がない職種を除く全ての職種において制度が措置されているが、無給として措置している職種が存在する団体数を計上している。
 5 「措置なし」欄は、該当がない職種を除く職種において制度が措置されていない職種が存在する団体数を計上している。

表8 介護休暇の状況

1 介護休暇制度の導入状況(令和4年4月1日現在)

団体区分	団体数	導入済	未導入
都道府県	47	47	0
指定都市	20	20	0
市区町村	1,721	1,721	0
合計	1,788	1,788	0

2 介護休暇の取得状況(令和3年度)

(単位：人)

団体区分	区 分	介護休暇 取得者数	要介護者別の取得者数(職員との続柄別)							
			配偶者	父母	子	配偶者 の父母	祖父母	兄弟姉妹	孫	その他
都道府県	男性職員	459 (32.1%)	94 (20.5%)	285 (62.1%)	65 (14.2%)	7 (1.5%)	3 (0.7%)	4 (0.9%)	0 (0.0%)	1 (0.2%)
	女性職員	972 (67.9%)	80 (8.2%)	587 (60.4%)	247 (25.4%)	32 (3.3%)	10 (1.0%)	11 (1.1%)	2 (0.2%)	3 (0.3%)
指定都市	男性職員	157 (29.4%)	52 (33.1%)	73 (46.5%)	24 (15.3%)	2 (1.3%)	2 (1.3%)	3 (1.9%)	0 (0.0%)	1 (0.6%)
	女性職員	377 (70.6%)	33 (8.8%)	232 (61.5%)	87 (23.1%)	15 (4.0%)	3 (0.8%)	7 (1.9%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
市区町村	男性職員	277 (28.9%)	54 (19.5%)	171 (61.7%)	35 (12.6%)	13 (4.7%)	2 (0.7%)	2 (0.7%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
	女性職員	681 (71.1%)	58 (8.5%)	371 (54.5%)	209 (30.7%)	22 (3.2%)	13 (1.9%)	8 (1.2%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
合計	男性職員	893 (30.6%)	200 (22.4%)	529 (59.2%)	124 (13.9%)	22 (2.5%)	7 (0.8%)	9 (1.0%)	0 (0.0%)	2 (0.2%)
	女性職員	2,030 (69.4%)	171 (8.4%)	1,190 (58.6%)	543 (26.7%)	69 (3.4%)	26 (1.3%)	26 (1.3%)	2 (0.1%)	3 (0.1%)
	計	2,923 (100.0%)	371 (12.7%)	1,719 (58.8%)	667 (22.8%)	91 (3.1%)	33 (1.1%)	35 (1.2%)	2 (0.1%)	5 (0.2%)

団体区分	区 分	介護休暇 取得者数	介護休暇の期間別の取得者数					
			1月以下	1月超 2月以下	2月超 3月以下	3月超 4月以下	4月超 5月以下	5月超
都道府県	男性職員	459 (32.1%)	214 (46.6%)	64 (13.9%)	63 (13.7%)	27 (5.9%)	16 (3.5%)	75 (16.3%)
	女性職員	972 (67.9%)	349 (35.9%)	165 (17.0%)	108 (11.1%)	71 (7.3%)	39 (4.0%)	240 (24.7%)
指定都市	男性職員	157 (29.4%)	50 (31.8%)	28 (17.8%)	22 (14.0%)	14 (8.9%)	11 (7.0%)	32 (20.4%)
	女性職員	377 (70.6%)	145 (38.5%)	66 (17.5%)	38 (10.1%)	21 (5.6%)	19 (5.0%)	88 (23.3%)
市区町村	男性職員	277 (28.9%)	147 (53.1%)	39 (14.1%)	24 (8.7%)	13 (4.7%)	10 (3.6%)	44 (15.9%)
	女性職員	681 (71.1%)	280 (41.1%)	113 (16.6%)	91 (13.4%)	46 (6.8%)	22 (3.2%)	129 (18.9%)
合計	男性職員	893 (30.6%)	411 (46.0%)	131 (14.7%)	109 (12.2%)	54 (6.0%)	37 (4.1%)	151 (16.9%)
	女性職員	2,030 (69.4%)	774 (38.1%)	344 (16.9%)	237 (11.7%)	138 (6.8%)	80 (3.9%)	457 (22.5%)
	計	2,923 (100.0%)	1,185 (40.5%)	475 (16.3%)	346 (11.8%)	192 (6.6%)	117 (4.0%)	608 (20.8%)

(注) 1 介護休暇取得者数は、令和3年度中に介護休暇を取得開始した職員数である。

2 「要介護者別の取得者数」及び「介護休暇の期間別の取得者数」の()は、「介護休暇取得者数」に占める割合である(端数処理のため、合計が100%とならない場合がある。)。

3 「介護休暇取得者数」の団体区分ごとの()は、団体区分ごとの計に占める割合である(端数処理のため、合計が100%とならない場合がある。)。

4 「介護休暇取得者数」の合計欄の()は、「計」に占める割合である(端数処理のため、合計が100%とならない場合がある。)。

表9 介護時間の状況

1 介護時間制度の導入状況(令和4年4月1日現在)

団体区分	団体数	導入済	未導入
都道府県	47	47	0
指定都市	20	20	0
市区町村	1,721	1,706	15
合計	1,788	1,773	15

2 介護時間の取得状況(令和3年度)

(単位：人)

団体区分	区分	介護時間 取得者数	要介護者別の取得者数(職員との続柄別)							
			配偶者	父母	子	配偶者 の父母	祖父母	兄弟姉妹	孫	その他
都道府県	男性職員	99 (30.7%)	14 (14.1%)	61 (61.6%)	15 (15.2%)	5 (5.1%)	1 (1.0%)	3 (3.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
	女性職員	223 (69.3%)	14 (6.3%)	122 (54.7%)	69 (30.9%)	9 (4.0%)	8 (3.6%)	1 (0.4%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
指定都市	男性職員	30 (29.1%)	7 (23.3%)	14 (46.7%)	9 (30.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
	女性職員	73 (70.9%)	5 (6.8%)	40 (54.8%)	22 (30.1%)	3 (4.1%)	1 (1.4%)	1 (1.4%)	0 (0.0%)	1 (1.4%)
市区町村	男性職員	63 (25.5%)	5 (7.9%)	44 (69.8%)	9 (14.3%)	4 (6.3%)	1 (1.6%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
	女性職員	184 (74.5%)	6 (3.3%)	88 (47.8%)	76 (41.3%)	8 (4.3%)	4 (2.2%)	2 (1.1%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
合計	男性職員	192 (28.6%)	26 (13.5%)	119 (62.0%)	33 (17.2%)	9 (4.7%)	2 (1.0%)	3 (1.6%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
	女性職員	480 (71.4%)	25 (5.2%)	250 (52.1%)	167 (34.8%)	20 (4.2%)	13 (2.7%)	4 (0.8%)	0 (0.0%)	1 (0.2%)
	計	672 (100.0%)	51 (7.6%)	369 (54.9%)	200 (29.8%)	29 (4.3%)	15 (2.2%)	7 (1.0%)	0 (0.0%)	1 (0.1%)

団体区分	区分	介護時間 取得者数	介護時間の期間別の取得者数					
			6月以下	6月超 1年以下	1年超 1年6月以下	1年6月超 2年以下	2年超 2年6月以下	2年6月超
都道府県	男性職員	99 (30.7%)	56 (56.6%)	24 (24.2%)	2 (2.0%)	5 (5.1%)	2 (2.0%)	10 (10.1%)
	女性職員	223 (69.3%)	115 (51.6%)	75 (33.6%)	6 (2.7%)	4 (1.8%)	0 (0.0%)	23 (10.3%)
指定都市	男性職員	30 (29.1%)	13 (43.3%)	7 (23.3%)	2 (6.7%)	2 (6.7%)	1 (3.3%)	5 (16.7%)
	女性職員	73 (70.9%)	38 (52.1%)	17 (23.3%)	5 (6.8%)	1 (1.4%)	0 (0.0%)	12 (16.4%)
市区町村	男性職員	63 (25.5%)	45 (71.4%)	5 (7.9%)	3 (4.8%)	2 (3.2%)	1 (1.6%)	7 (11.1%)
	女性職員	184 (74.5%)	78 (42.4%)	42 (22.8%)	7 (3.8%)	3 (1.6%)	2 (1.1%)	52 (28.3%)
合計	男性職員	192 (28.6%)	114 (59.4%)	36 (18.8%)	7 (3.6%)	9 (4.7%)	4 (2.1%)	22 (11.5%)
	女性職員	480 (71.4%)	231 (48.1%)	134 (27.9%)	18 (3.8%)	8 (1.7%)	2 (0.4%)	87 (18.1%)
	計	672 (100.0%)	345 (51.3%)	170 (25.3%)	25 (3.7%)	17 (2.5%)	6 (0.9%)	109 (16.2%)

(注) 1 介護時間取得者数は、令和3年度中に介護時間を取得開始した職員数である。

2 「要介護者別の取得者数」及び「介護時間の期間別の取得者数」の()は、「介護時間取得者数」に占める割合である(端数処理のため、合計が100%とならない場合がある。)。

3 「介護時間取得者数」の団体区分ごとの()は、団体区分ごとの計に占める割合である(端数処理のため、合計が100%とならない場合がある。)。

4 「介護時間取得者数」の合計欄の()は、「計」に占める割合である(端数処理のため、合計が100%とならない場合がある。)。

表10 育児休業等の制度制定状況

1 育児休業制度の条例制定状況（令和4年4月1日現在）

（単位：団体）

区分	団体数	その他首長部局等		警察部門		消防部門		教育委員会	
		制定済	未制定	制定済	未制定	制定済	未制定	制定済	未制定
都道府県	47 (100%)	47 (100.0%)	0 (0.0%)	47 (100.0%)	0 (0.0%)	1 (100.0%)	0 (0.0%)	47 (100.0%)	0 (0.0%)
指定都市	20 (100%)	20 (100.0%)	0 (0.0%)	- -	- -	20 (100.0%)	0 (0.0%)	20 (100.0%)	0 (0.0%)
市区町村	1,721 (100%)	1,719 (99.9%)	2 (0.1%)	- -	- -	428 (99.8%)	1 (0.2%)	1,689 (99.2%)	14 (0.8%)
合計	1,788 (100%)	1,786 (99.9%)	2 (0.1%)	47 (100.0%)	0 (0.0%)	449 (99.8%)	1 (0.2%)	1,756 (99.2%)	14 (0.8%)

2 部分休業制度の制定状況（令和4年4月1日現在）

区分	団体数	その他首長部局等		警察部門		消防部門		教育委員会	
		制定済	未制定	制定済	未制定	制定済	未制定	制定済	未制定
都道府県	47 (100%)	47 (100.0%)	0 (0.0%)	47 (100.0%)	0 (0.0%)	1 (100.0%)	0 (0.0%)	47 (100.0%)	0 (0.0%)
指定都市	20 (100%)	20 (100.0%)	0 (0.0%)	- -	- -	20 (100.0%)	0 (0.0%)	20 (100.0%)	0 (0.0%)
市区町村	1,721 (100%)	1,710 (99.4%)	11 (0.6%)	- -	- -	426 (99.3%)	3 (0.7%)	1,681 (98.7%)	22 (1.3%)
合計	1,788 (100%)	1,777 (99.4%)	11 (0.6%)	47 (100.0%)	0 (0.0%)	447 (99.3%)	3 (0.7%)	1,748 (98.8%)	22 (1.2%)

3 育児短時間勤務制度の制定状況（令和4年4月1日現在）

区分	団体数	その他首長部局等		警察部門		消防部門		教育委員会	
		制定済	未制定	制定済	未制定	制定済	未制定	制定済	未制定
都道府県	47 (100%)	47 (100.0%)	0 (0.0%)	47 (100.0%)	0 (0.0%)	1 (100.0%)	0 (0.0%)	47 (100.0%)	0 (0.0%)
指定都市	20 (100%)	18 (90.0%)	2 (10.0%)	- -	- -	18 (90.0%)	2 (10.0%)	19 (95.0%)	1 (5.0%)
市区町村	1,721 (100%)	1,579 (91.7%)	142 (8.3%)	- -	- -	383 (89.3%)	46 (10.7%)	1,549 (91.0%)	154 (9.0%)
合計	1,788 (100%)	1,644 (91.9%)	144 (8.1%)	47 (100.0%)	0 (0.0%)	402 (89.3%)	48 (10.7%)	1,615 (91.2%)	155 (8.8%)

（注）（ ）内の数字は団体区分中の割合を示す。また、該当部局が無い団体は除いている。

（端数処理のため割合の合計が100%に一致しない場合がある。）

表11 育児休業等の取得状況(令和3年度)

1 育児休業の取得者数等(全部門合計)

(1) 令和3年度に新たに取得した育児休業

(単位：人)

	令和3年度中に新たに育児休業等が取得可能となった職員数	育児休業取得者数	育児休業取得率	育児休業承認期間						
				1月以下	1月超 3月以下	3月超 6月以下	6月超 9月以下	9月超 12月以下	12月超 24月以下	24月超
都道府県	男性職員	5,742	14.9%	3,062 (53.3%)	1,046 (18.2%)	625 (10.9%)	315 (5.5%)	539 (9.4%)	123 (2.1%)	32 (0.6%)
	女性職員	23,743	101.7%	89 (0.4%)	162 (0.7%)	541 (2.3%)	1,432 (6.0%)	4,326 (18.2%)	8,992 (37.9%)	8,201 (34.5%)
指定都市	男性職員	2,482	28.9%	1,354 (54.6%)	485 (19.5%)	275 (11.1%)	112 (4.5%)	188 (7.6%)	59 (2.4%)	9 (0.4%)
	女性職員	7,060	100.0%	19 (0.3%)	59 (0.8%)	171 (2.4%)	531 (7.5%)	1,355 (19.2%)	2,814 (39.9%)	2,111 (29.9%)
市区町村	男性職員	4,927	24.2%	2,737 (55.6%)	1,145 (23.2%)	495 (10.0%)	173 (3.5%)	280 (5.7%)	81 (1.6%)	16 (0.3%)
	女性職員	16,241	99.4%	38 (0.2%)	135 (0.8%)	391 (2.4%)	970 (6.0%)	4,929 (30.3%)	5,335 (32.8%)	4,443 (27.4%)
合計	男性職員	13,151	19.5%	7,153 (54.4%)	2,676 (20.3%)	1,395 (10.6%)	600 (4.6%)	1,007 (7.7%)	263 (2.0%)	57 (0.4%)
	女性職員	47,044	100.6%	146 (0.3%)	356 (0.8%)	1,103 (2.3%)	2,933 (6.2%)	10,610 (22.6%)	17,141 (36.4%)	14,755 (31.4%)

(参考) 1月以下の育児休業承認期間の内訳 (男性職員)	5日以上2週間未満		2週間以上1月以下	
	806 (11.3%)	1,948 (27.2%)	4,399 (61.5%)	

(注) 1 「育児休業取得者数」には、令和2年度以前に育児休業等が取得可能となり、令和3年度から新たに育児休業を取得した者が含まれる。
 2 「育児休業取得率」は、「令和3年度中に新たに育児休業等が取得可能となった職員数」に占める「育児休業取得者数」の割合である。
 3 「育児休業承認期間」の()は、「育児休業取得者数」に占める割合(端数処理のため、合計が100%とならない場合がある。以下同じ。)である。
 4 「(参考) 1月以下の育児休業承認期間の内訳(男性職員)」の()は、「合計」の「男性職員」の「1月以下」の育児休業取得者に占める割合である。

表 11 育児休業等の取得状況（令和3年度）

(2) 令和3年度に新たに取得した育児休業の内訳

(単位：人)

	育児休業 取得者数	令和3年度に新たに取得した、子の誕生日以後 57日間以内に開始・終了した育児休業						令和3年度に新たに取得した育児休業のうち左記以外のもの					
		育児休業承認期間			育児休業承認期間			育児休業承認期間					
		2週間以下	2週間超 4週間以下	4週間超 6週間以下	6週間超	1月以下	1月超 3月以下	3月超 6月以下	6月超 9月以下	9月超 12月以下	12月超 24月以下	24月超	
都道府県		合計	548 (33.2%)	606 (36.7%)	416 (25.2%)	79 (4.8%)	4,093 (71.3%)	850 (20.8%)	625 (15.3%)	315 (7.7%)	539 (13.2%)	123 (3.0%)	32 (0.8%)
	男性職員	1,649 (28.7%)	2	0	1	1	23,741 (100.0%)	160 (0.7%)	541 (2.3%)	1,432 (6.0%)	4,326 (18.2%)	8,992 (37.9%)	8,201 (34.5%)
	女性職員	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(50.0%)	(50.0%)	(100.0%)	(0.4%)	(2.3%)	(6.0%)	(18.2%)	(37.9%)	(34.5%)
指定都市		合計	198 (34.7%)	189 (33.1%)	159 (27.8%)	25 (4.4%)	1,911 (77.0%)	418 (21.9%)	275 (14.4%)	112 (5.9%)	188 (9.8%)	59 (3.1%)	9 (0.5%)
	男性職員	(23.0%)	(34.7%)	(33.1%)	(27.8%)	(4.4%)	(77.0%)	(21.9%)	(14.4%)	(5.9%)	(9.8%)	(3.1%)	(0.5%)
	女性職員	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(100.0%)	(0.0%)	(100.0%)	(0.2%)	(2.4%)	(7.5%)	(19.2%)	(39.9%)	(29.9%)
市区町村		合計	424 (31.8%)	456 (34.2%)	374 (28.0%)	81 (6.1%)	3,592 (72.9%)	970 (27.0%)	495 (13.8%)	173 (4.8%)	280 (7.8%)	81 (2.3%)	16 (0.4%)
	男性職員	(27.1%)	(31.8%)	(34.2%)	(28.0%)	(6.1%)	(72.9%)	(27.0%)	(13.8%)	(4.8%)	(7.8%)	(2.3%)	(0.4%)
	女性職員	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(100.0%)	(0.8%)	(2.4%)	(6.0%)	(30.3%)	(32.8%)	(27.4%)
合計		合計	1,170 (32.9%)	1,251 (35.2%)	949 (26.7%)	185 (5.2%)	9,596 (73.0%)	2,238 (23.3%)	1,395 (14.5%)	600 (6.3%)	1,007 (10.5%)	263 (2.7%)	57 (0.6%)
	男性職員	(27.0%)	(32.9%)	(35.2%)	(26.7%)	(5.2%)	(73.0%)	(23.3%)	(14.5%)	(6.3%)	(10.5%)	(2.7%)	(0.6%)
	女性職員	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(75.0%)	(25.0%)	(100.0%)	(0.8%)	(2.3%)	(6.2%)	(22.6%)	(36.4%)	(31.4%)
	合計	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(75.0%)	(25.0%)	(100.0%)	(0.8%)	(2.3%)	(6.2%)	(22.6%)	(36.4%)	(31.4%)

(注) 1 「育児休業取得者数」には、令和2年度以前に育児休業等が取得可能となり、令和3年度から新たに育児休業を取得した者が含まれる。
 2 「育児休業承認期間」 「合計」の()は、「育児休業取得者数」に占める各区分の割合(端数処理のため、合計が100%とならない場合がある。以下同じ。)である。
 3 「育児休業承認期間」各期間の()は、各区分の「合計」に占める各期間の割合である。

表11 育児休業等の取得状況（令和3年度）

(3) 令和3年度に再度取得した育児休業

(単位：人)

	子の出生日以後57日間以内に育児休業を取得後、再び育児休業を取得したもの	育児休業承認期間								条列で定める 特別の事情に よる再度の取 得
		育 児 休 業 承 認 期 間								
		1月以下	1月超 3月以下	3月超 6月以下	6月超 9月以下	9月超 12月以下	12月超 24月以下	24月超		
合計		64 (56.1%)	16 (14.0%)	21 (18.4%)	5 (4.4%)	5 (4.4%)	3 (2.6%)	0 (0.0%)	53	
都道府県		0 (0.0%)	0 (0.0%)	1 (8.3%)	4 (33.3%)	4 (33.3%)	4 (33.3%)	0 (0.0%)	494	
指定都市		73 (73.0%)	15 (15.0%)	7 (7.0%)	2 (2.0%)	2 (2.0%)	0 (0.0%)	1 (1.0%)	60	
市区町村		0	0	0	0	0	0	0	28	
男性職員		111 (65.3%)	29 (17.1%)	10 (5.9%)	4 (2.4%)	4 (2.4%)	11 (6.5%)	4 (2.4%)	28	
女性職員		0	0	0	0	0	0	0	124	
合計		248 (64.6%)	60 (15.6%)	38 (9.9%)	11 (2.9%)	11 (2.9%)	18 (4.7%)	7 (1.8%)	141	
男性職員		0 (0.0%)	0 (0.0%)	1 (8.3%)	4 (33.3%)	4 (33.3%)	3 (25.0%)	4 (33.3%)	646	
女性職員		0	0	0	0	0	0	0		

(注) 1 「育児休業承認期間」の()は、「合計」に占める割合（端数処理のため、合計が100%とならない場合がある。）である。

表11 育児休業等の取得状況（令和3年度）

2 育児短時間勤務の取得者数等（全部門合計）

（単位：人）

		育児短時間勤務 取得者数	育児短時間勤務承認期間			
			3月以下	3月超6月以下	6月超9月以下	9月超
都道府県	男性職員	131 (100.0%)	44 (33.6%)	10 (7.6%)	12 (9.2%)	65 (49.6%)
	女性職員	2,386 (100.0%)	214 (9.0%)	194 (8.1%)	198 (8.3%)	1,780 (74.6%)
指定都市	男性職員	40 (100.0%)	14 (35.0%)	4 (10.0%)	0 (0.0%)	22 (55.0%)
	女性職員	949 (100.0%)	89 (9.4%)	90 (9.5%)	63 (6.6%)	707 (74.5%)
市区町村	男性職員	47 (100.0%)	27 (57.4%)	12 (25.5%)	2 (4.3%)	6 (12.8%)
	女性職員	1,134 (100.0%)	178 (15.7%)	141 (12.4%)	102 (9.0%)	713 (62.9%)
合計	男性職員	218 (100.0%)	85 (39.0%)	26 (11.9%)	14 (6.4%)	93 (42.7%)
	女性職員	4,469 (100.0%)	481 (10.8%)	425 (9.5%)	363 (8.1%)	3,200 (71.6%)

(注) 1 「育児短時間勤務取得者数」には、令和2年度以前に育児休業等が取得可能となり、令和3年度から新たに育児短時間勤務を取得した者が含まれる。

2 「育児短時間勤務承認期間」の()は、「育児短時間勤務取得者数」に占める割合（端数処理のため、合計が100%とまらない場合がある。）である。

表11 育児休業等の取得状況(令和3年度)

3 部分休業の取得者数等(全部門合計)

(単位：人)

	部分休業取得者数	部分休業承認期間					
		1年以下	1年超 2年以下	2年超 3年以下	3年超 4年以下	4年超 5年以下	5年超
都道府県	男性職員	488 (94.4%)	21 (4.1%)	2 (0.4%)	4 (0.8%)	1 (0.2%)	1 (0.2%)
	女性職員	5,691 (84.1%)	361 (5.3%)	109 (1.6%)	193 (2.9%)	266 (3.9%)	146 (2.2%)
指定都市	男性職員	215 (81.7%)	29 (11.0%)	4 (1.5%)	8 (3.0%)	6 (2.3%)	1 (0.4%)
	女性職員	1,865 (72.5%)	345 (13.4%)	37 (1.4%)	77 (3.0%)	193 (7.5%)	57 (2.2%)
市区町村	男性職員	417 (73.8%)	48 (8.5%)	18 (3.2%)	28 (5.0%)	25 (4.4%)	29 (5.1%)
	女性職員	4,496 (61.6%)	694 (9.5%)	257 (3.5%)	569 (7.8%)	823 (11.3%)	456 (6.3%)
合計	男性職員	1,120 (83.3%)	98 (7.3%)	24 (1.8%)	40 (3.0%)	32 (2.4%)	31 (2.3%)
	女性職員	12,052 (72.4%)	1,400 (8.4%)	403 (2.4%)	839 (5.0%)	1,282 (7.7%)	659 (4.0%)

(注) 1 「部分休業取得者数」には、令和2年度以前に育児休業等が取得可能となり、令和3年度から新たに部分休業を取得した者が含まれる。

2 「部分休業承認期間」の()は、「部分休業取得者数」に占める割合(端数処理のため、合計が100%とならない場合がある。)である。

表11 育児休業等の取得状況（令和3年度）

4 配偶者出産休暇及び育児参加のための休暇取得者数

（単位：人）

	令和3年度中に新たに 育児休業が取得可能と なった男性職員数	配偶者出産休暇を 取得した職員数	育児参加のための休暇を 取得した職員数	配偶者出産休暇又は 育児参加のための休暇を 取得した職員数	配偶者出産休暇と育児参加 のための休暇を合わせて5 日以上取得した職員数
都道府県	38,455 (100.0%)	29,137 (75.8%)	24,040 (62.5%)	31,099 (80.9%)	16,770 (43.6%)
指定都市	8,585 (100.0%)	6,539 (76.2%)	5,456 (63.6%)	7,125 (83.0%)	4,082 (47.5%)
市区町村	20,322 (100.0%)	14,409 (70.9%)	9,373 (46.1%)	15,542 (76.5%)	6,984 (34.4%)
合計	67,362 (100.0%)	50,085 (74.4%)	38,869 (57.7%)	53,766 (79.8%)	27,836 (41.3%)

(注) 1 () は、「令和3年度中に新たに育児休業が取得可能となった男性職員数」に占める割合である。

2 「令和3年度中に新たに育児休業が取得可能となった男性職員数」には、いずれか又は両方の制度を設けていない団体における「令和3年度中に新たに育児休業が取得可能となった男性職員数」を含む。

表11-1 育児休業等の取得状況(令和3年度)

1 育児休業の取得者数等(その他首長部局等)

(単位:人)

	令和3年度中に新たに育児休業等が取得可能となった職員数	育児休業取得者数	育児休業取得率	育児休業承認期間							
				1月以下	1月超 3月以下	3月超 6月以下	6月超 9月以下	9月超 12月以下	12月超 24月以下	24月超	
都道府県	男性職員	6,154	2,506	40.7%	1,462 (58.3%)	475 (19.0%)	267 (10.7%)	99 (4.0%)	150 (6.0%)	42 (1.7%)	11 (0.4%)
	女性職員	4,460	4,482	100.5%	15 (0.3%)	33 (0.7%)	162 (3.6%)	333 (7.4%)	1,245 (27.8%)	1,512 (33.7%)	1,182 (26.4%)
指定都市	男性職員	3,516	1,679	47.8%	929 (55.3%)	378 (22.5%)	176 (10.5%)	63 (3.8%)	92 (5.5%)	34 (2.0%)	7 (0.4%)
	女性職員	3,116	3,114	99.9%	8 (0.3%)	19 (0.6%)	90 (2.9%)	262 (8.4%)	706 (22.7%)	1,080 (34.7%)	949 (30.5%)
市区町村	男性職員	15,154	4,391	29.0%	2,447 (55.7%)	1,011 (23.0%)	449 (10.2%)	157 (3.6%)	247 (5.6%)	69 (1.6%)	11 (0.3%)
	女性職員	14,452	14,370	99.4%	35 (0.2%)	114 (0.8%)	341 (2.4%)	833 (5.8%)	4,443 (30.9%)	4,697 (32.7%)	3,907 (27.2%)
合計	男性職員	24,824	8,576	34.5%	4,838 (56.4%)	1,864 (21.7%)	892 (10.4%)	319 (3.7%)	489 (5.7%)	145 (1.7%)	29 (0.3%)
	女性職員	22,028	21,966	99.7%	58 (0.3%)	166 (0.8%)	593 (2.7%)	1,428 (6.5%)	6,394 (29.1%)	7,289 (33.2%)	6,038 (27.5%)
(参考) 1月以下の育児休業承認期間の内訳 (男性職員)		5日未満		5日以上2週間未満		2週間以上1月以下					
		446 (9.2%)		1,289 (26.6%)		3,103 (64.1%)					

(注) 1 「育児休業取得者数」には、令和2年度以前に育児休業等が取得可能となり、令和3年度から新たに育児休業を取得した者が含まれる。
 2 「育児休業取得率」は、「令和3年度中に新たに育児休業等が取得可能となった職員数」に占める「育児休業取得者数」の割合である。
 3 「育児休業承認期間」の()は、「育児休業取得者数」に占める割合(端数処理のため、合計が100%にならない場合がある。以下同じ。)である。
 4 「(参考) 1月以下の育児休業承認期間の内訳(男性職員)」の()は、「合計」の「男性職員」の「1月以下」の育児休業取得者に占める割合である。

表11-2 育児休業等の取得状況(令和3年度)

1 育児休業の取得者数等(警察部門)

(単位:人)

	令和3年度中に新たに育児休業等が取得可能となった職員数	育児休業取得者数	育児休業取得率	育児休業承認期間						
				1月以下	1月超 3月以下	3月超 6月以下	6月超 9月以下	9月超 12月以下	12月超 24月以下	24月超
都道府県	男性職員	15,627	9.7%	1,195 (79.1%)	214 (14.2%)	43 (2.8%)	17 (1.1%)	22 (1.5%)	7 (0.5%)	13 (0.9%)
	女性職員	2,264	101.8%	0 (0.0%)	5 (0.2%)	34 (1.5%)	124 (5.4%)	345 (15.0%)	488 (21.2%)	1,308 (56.8%)
指定都市	男性職員									
	女性職員									
市区町村	男性職員									
	女性職員									
合計	男性職員	15,627	9.7%	1,195 (79.1%)	214 (14.2%)	43 (2.8%)	17 (1.1%)	22 (1.5%)	7 (0.5%)	13 (0.9%)
	女性職員	2,264	101.8%	0 (0.0%)	5 (0.2%)	34 (1.5%)	124 (5.4%)	345 (15.0%)	488 (21.2%)	1,308 (56.8%)
(参考) 1月以下の育児休業承認期間の内訳 (男性職員)		5日未満	5日以上2週間未満	2週間以上1月以下						
		82 (6.9%)	370 (31.0%)	743 (62.2%)						

(注) 1 「育児休業取得者数」には、令和2年度以前に育児休業等が取得可能となり、令和3年度から新たに育児休業を取得した者が含まれる。
 2 「育児休業取得率」は、「令和3年度中に新たに育児休業等が取得可能となった職員数」に占める「育児休業取得者数」の割合である。
 3 「育児休業承認期間」の()は、「育児休業取得者数」に占める割合(端数処理のため、合計が100%にならない場合がある。以下同じ。)である。
 4 「(参考) 1月以下の育児休業承認期間の内訳(男性職員)」の()は、「合計」の「男性職員」の「1月以下」の育児休業取得者に占める割合である。

表11-3 育児休業等の取得状況(令和3年度)

1 育児休業の取得者数等(消防部門)

(単位：人)

	令和3年度中に新たに育児休業等が取得可能となった職員数	育児休業取得者数	育児休業取得率	育児休業承認期間							
				1月以下	1月超 3月以下	3月超 6月以下	6月超 9月以下	9月超 12月以下	12月超 24月以下	24月超	
都道府県	男性職員	1,307	96	7.3%	27 (28.1%)	33 (34.4%)	16 (16.7%)	7 (7.3%)	9 (9.4%)	3 (3.1%)	1 (1.0%)
	女性職員	64	70	109.4%	2 (2.9%)	0 (0.0%)	1 (1.4%)	4 (5.7%)	8 (11.4%)	6 (8.6%)	49 (70.0%)
指定都市	男性職員	1,775	274	15.4%	209 (76.3%)	35 (12.8%)	13 (4.7%)	6 (2.2%)	7 (2.6%)	3 (1.1%)	1 (0.4%)
	女性職員	46	46	100.0%	1 (2.2%)	0 (0.0%)	1 (2.2%)	2 (4.3%)	19 (41.3%)	8 (17.4%)	15 (32.6%)
市区町村	男性職員	3,897	215	5.5%	141 (65.6%)	49 (22.8%)	12 (5.6%)	2 (0.9%)	5 (2.3%)	4 (1.9%)	2 (0.9%)
	女性職員	87	89	102.3%	1 (1.1%)	0 (0.0%)	3 (3.4%)	9 (10.1%)	34 (38.2%)	23 (25.8%)	19 (21.3%)
合計	男性職員	6,979	585	8.4%	377 (64.4%)	117 (20.0%)	41 (7.0%)	15 (2.6%)	21 (3.6%)	10 (1.7%)	4 (0.7%)
	女性職員	197	205	104.1%	4 (2.0%)	0 (0.0%)	5 (2.4%)	15 (7.3%)	61 (29.8%)	37 (18.0%)	83 (40.5%)
(参考) 1月以下の育児休業承認期間の内訳 (男性職員)		5日未満	5日以上2週間未満	2週間以上1月以下							
		117 (31.0%)	92 (24.4%)	168 (44.6%)							

(注) 1 「育児休業取得者数」には、令和2年度以前に育児休業等が取得可能となり、令和3年度から新たに育児休業を取得した者が含まれる。
 2 「育児休業取得率」は、「令和3年度中に新たに育児休業等が取得可能となった職員数」に占める「育児休業取得者数」の割合である。
 3 「育児休業承認期間」の()は、「育児休業取得者数」に占める割合(端数処理のため、合計が100%にならない場合がある。以下同じ。)である。
 4 「(参考) 1月以下の育児休業承認期間の内訳(男性職員)」の()は、「合計」の「男性職員」の「1月以下」の育児休業取得者に占める割合である。

表11-4 育児休業等の取得状況(令和3年度)

1 育児休業の取得者数等(教育委員会)

(単位:人)

	令和3年度中に新たに育児休業等が取得可能となった職員数	育児休業取得者数	育児休業取得率	育児休業承認期間						
				1月以下	1月超 3月以下	3月超 6月以下	6月超 9月以下	9月超 12月以下	12月超 24月以下	24月超
都道府県	男性職員	1,629	10.6%	378 (23.2%)	324 (19.9%)	299 (18.4%)	192 (11.8%)	358 (22.0%)	71 (4.4%)	7 (0.4%)
	女性職員	16,887	101.9%	72 (0.4%)	124 (0.7%)	344 (2.0%)	971 (5.7%)	2,728 (16.2%)	6,986 (41.4%)	5,662 (33.5%)
指定都市	男性職員	3,294	16.1%	216 (40.8%)	72 (13.6%)	86 (16.3%)	43 (8.1%)	89 (16.8%)	22 (4.2%)	1 (0.2%)
	女性職員	3,895	100.1%	10 (0.3%)	40 (1.0%)	80 (2.1%)	267 (6.8%)	630 (16.2%)	1,726 (44.3%)	1,147 (29.4%)
市区町村	男性職員	1,271	25.3%	149 (46.4%)	85 (26.5%)	34 (10.6%)	14 (4.4%)	28 (8.7%)	8 (2.5%)	3 (0.9%)
	女性職員	1,797	99.2%	2 (0.1%)	21 (1.2%)	47 (2.6%)	128 (7.2%)	452 (25.4%)	615 (34.5%)	517 (29.0%)
合計	男性職員	19,932	12.4%	743 (30.0%)	481 (19.4%)	419 (16.9%)	249 (10.0%)	475 (19.2%)	101 (4.1%)	11 (0.4%)
	女性職員	22,260	101.4%	84 (0.4%)	185 (0.8%)	471 (2.1%)	1,366 (6.1%)	3,810 (16.9%)	9,327 (41.3%)	7,326 (32.5%)
(参考) 1月以下の育児休業承認期間の内訳 (男性職員)		5日未満	161 (21.7%)	5日以上2週間未満		2週間以上1月以下				
				197 (26.5%)		385 (51.8%)				

(注) 1 「育児休業取得者数」には、令和2年度以前に育児休業等が取得可能となり、令和3年度から新たに育児休業を取得した者が含まれる。
 2 「育児休業取得率」は、「令和3年度中に新たに育児休業等が取得可能となった職員数」に占める「育児休業取得者数」の割合である。
 3 「育児休業承認期間」の()は、「育児休業取得者数」に占める割合(端数処理のため、合計が100%にならない場合がある。以下同じ。)である。
 4 「(参考) 1月以下の育児休業承認期間の内訳(男性職員)」の()は、「合計」の「男性職員」の「1月以下」の育児休業取得者に占める割合である。

表11-5 育児休業等の取得状況(令和3年度) 都道府県団体別

1. 育児休業の取得率

(単位:%)

	全合計		首長部局等		警察部門		消防部門		教育委員会	
	男性職員	女性職員	男性職員	女性職員	男性職員	女性職員	男性職員	女性職員	男性職員	女性職員
北海道	15.1%	101.1%	23.8%	100.0%	20.0%	102.2%			7.6%	101.1%
青森県	25.5%	100.0%	26.7%	100.0%	44.7%	100.0%			9.4%	100.0%
岩手県	21.9%	99.8%	32.3%	100.0%	20.6%	100.0%			8.2%	99.3%
宮城県	13.3%	100.7%	52.3%	100.0%	3.9%	100.0%			6.8%	101.0%
秋田県	42.3%	100.0%	66.7%	100.0%	46.0%	100.0%			6.9%	100.0%
山形県	30.5%	98.8%	49.6%	97.8%	34.9%	93.3%			10.0%	100.0%
福島県	26.0%	99.7%	62.8%	100.0%	14.9%	100.0%			7.0%	99.5%
茨城県	15.3%	101.4%	59.4%	99.0%	2.8%	100.0%			6.7%	102.2%
栃木県	10.7%	100.0%	36.8%	100.0%	1.1%	100.0%			7.4%	100.0%
群馬県	12.5%	99.3%	41.2%	96.0%	4.7%	100.0%			6.0%	100.0%
埼玉県	20.2%	99.8%	61.8%	100.0%	24.3%	97.2%			11.6%	100.0%
千葉県	16.4%	99.6%	42.3%	98.5%	18.0%	100.0%			7.5%	99.7%
東京都	9.2%	112.2%	43.1%	100.4%	1.1%	114.9%	7.3%	109.4%	14.8%	116.5%
神奈川県	14.5%	100.0%	46.0%	100.0%	7.5%	100.0%			15.0%	100.0%
新潟県	14.8%	100.9%	24.8%	100.0%	9.7%	107.7%			13.2%	100.0%
富山県	17.2%	99.7%	41.7%	98.9%	10.0%	100.0%			10.1%	100.0%
石川県	15.3%	100.0%	30.1%	100.0%	4.7%	100.0%			14.6%	100.0%
福井県	26.5%	100.0%	52.0%	100.0%	18.8%	100.0%			14.2%	100.0%
山梨県	5.1%	100.0%	14.8%	100.0%	0.9%	100.0%			2.4%	100.0%
長野県	8.1%	100.0%	22.4%	100.0%	1.2%	100.0%			6.4%	100.0%
岐阜県	17.8%	100.0%	70.7%	100.0%	9.7%	100.0%			9.9%	100.0%
静岡県	13.9%	99.7%	45.0%	98.9%	12.0%	100.0%			5.7%	99.8%
愛知県	15.9%	99.7%	61.3%	100.5%	8.2%	100.0%			10.1%	99.6%
三重県	17.1%	100.0%	67.8%	100.0%	7.8%	100.0%			7.4%	100.0%
滋賀県	20.6%	100.0%	43.8%	100.0%	7.6%	100.0%			18.4%	100.0%
京都府	19.0%	101.9%	49.3%	103.0%	10.4%	100.0%			25.4%	102.2%
大阪府	17.5%	110.1%	34.1%	110.8%	16.6%	98.8%			16.0%	111.6%
兵庫県	8.6%	99.6%	21.4%	100.0%	5.0%	100.0%			9.0%	99.5%
奈良県	18.6%	100.0%	39.6%	100.0%	2.6%	100.0%			19.6%	100.0%
和歌山県	8.9%	100.0%	14.6%	100.0%	10.4%	100.0%			6.1%	100.0%
鳥取県	44.3%	100.0%	51.1%	100.0%	85.1%	100.0%			8.0%	100.0%
島根県	21.0%	100.0%	48.9%	100.0%	17.5%	100.0%			6.8%	100.0%
岡山県	23.7%	100.0%	30.0%	100.0%	41.7%	100.0%			6.0%	100.0%
広島県	18.6%	97.9%	64.0%	99.1%	2.5%	100.0%			16.4%	97.2%
山口県	13.2%	100.4%	33.7%	100.0%	14.4%	102.7%			3.8%	100.0%
徳島県	13.2%	100.4%	37.3%	101.1%	10.6%	100.0%			3.9%	100.0%
香川県	11.0%	100.0%	23.0%	100.0%	3.6%	100.0%			8.5%	100.0%
愛媛県	10.0%	100.0%	28.7%	100.0%	2.8%	100.0%			5.8%	100.0%
高知県	34.5%	100.0%	61.9%	100.0%	41.9%	100.0%			12.7%	100.0%
福岡県	8.0%	102.4%	36.2%	127.6%	3.2%	100.0%			6.8%	99.8%
佐賀県	9.8%	100.0%	17.9%	100.0%	8.7%	100.0%			6.4%	100.0%
長崎県	13.0%	100.0%	25.0%	100.0%	8.6%	100.0%			10.9%	100.0%
熊本県	6.1%	100.0%	15.6%	100.0%	4.3%	100.0%			3.9%	100.0%
大分県	23.1%	100.0%	61.5%	100.0%	7.5%	100.0%			11.8%	100.0%
宮崎県	29.7%	101.5%	34.1%	100.0%	47.1%	104.0%			10.5%	102.2%
鹿児島県	9.1%	100.0%	14.0%	100.0%	9.5%	100.0%			6.0%	100.0%
沖縄県	19.9%	100.0%	33.3%	100.0%	8.0%	100.0%			20.6%	100.0%
合計	14.9%	101.7%	40.7%	100.5%	9.7%	101.8%	7.3%	109.4%	10.6%	101.9%

※「令和3年度中に新たに育児休業等が取得可能となった職員数」に占める「令和3年度の新規取得者数」の割合である。

表11-5 育児休業等の取得状況(令和3年度) 都道府県団体別

2. 配偶者出産休暇・育児参加のための休暇の取得率

	配偶者出産休暇の 取得率	育児参加のための 休暇の取得率	配偶者出産休暇又は育児参加の ための休暇を取得した職員の割 合	配偶者出産休暇と育児参加のた めの休暇を合せて5日以上取得し た職員の割合
北海道	86.8%	70.8%	90.5%	55.8%
青森県	79.0%	62.9%	85.0%	44.8%
岩手県	79.7%	52.5%	85.1%	37.9%
宮城県	77.6%	66.4%	83.1%	23.1%
秋田県	84.6%	69.6%	86.8%	45.4%
山形県	81.9%	65.2%	83.6%	49.3%
福島県	59.1%	50.3%	59.7%	41.8%
茨城県	91.6%	71.8%	94.9%	56.0%
栃木県	87.0%	55.6%	89.1%	49.2%
群馬県	60.8%	52.0%	62.1%	42.2%
埼玉県	79.7%	55.8%	83.9%	40.2%
千葉県	74.7%	74.7%	74.7%	34.0%
東京都	61.1%	59.6%	67.9%	41.1%
神奈川県	82.6%	76.0%	90.2%	54.8%
新潟県	66.8%	44.9%	71.5%	31.2%
富山県	83.3%	67.2%	88.7%	44.9%
石川県	77.4%	46.5%	84.0%	20.3%
福井県	82.8%	69.9%	87.0%	54.6%
山梨県	82.2%	69.7%	85.7%	54.8%
長野県	72.6%	64.8%	82.3%	51.5%
岐阜県	86.2%	70.2%	91.3%	50.6%
静岡県	80.7%	54.5%	85.9%	33.1%
愛知県	78.0%	66.5%	81.5%	52.2%
三重県	66.7%	70.5%	83.1%	56.1%
滋賀県	72.8%	43.3%	77.5%	28.9%
京都府	90.1%	79.2%	92.1%	71.9%
大阪府	80.0%	70.7%	86.7%	46.8%
兵庫県	82.0%	46.5%	83.6%	24.5%
奈良県	73.3%	51.0%	78.7%	34.7%
和歌山県	76.1%	47.8%	83.4%	29.3%
鳥取県	81.8%	65.9%	86.7%	49.2%
島根県	62.1%	48.5%	68.3%	34.0%
岡山県	87.9%	87.9%	87.9%	48.7%
広島県	86.4%	69.2%	90.4%	56.2%
山口県	74.1%	55.1%	81.4%	33.3%
徳島県	71.8%	44.7%	76.9%	27.8%
香川県	76.5%	56.1%	84.1%	39.1%
愛媛県	78.4%	59.3%	82.4%	44.2%
高知県	76.0%	64.5%	80.9%	55.3%
福岡県	85.3%	71.0%	87.9%	56.3%
佐賀県	85.6%	77.7%	87.7%	62.1%
長崎県	80.2%	55.3%	85.7%	34.5%
熊本県	71.9%	45.3%	76.3%	28.3%
大分県	89.4%	71.9%	94.4%	64.2%
宮崎県	88.8%	64.2%	93.4%	45.9%
鹿児島県	91.7%	68.1%	95.7%	42.2%
沖縄県	63.9%	60.0%	78.2%	43.6%
合計	75.8%	62.5%	80.9%	43.6%

※「令和3年度中に新たに育児休業が取得可能となった男性職員数」に占める割合である。

表11-6 育児休業等の取得状況(令和3年度) 指定都市団体別

1. 育児休業の取得率

(単位:%)

	全合計		首長部局等		消防部門		教育委員会	
	男性職員	女性職員	男性職員	女性職員	男性職員	女性職員	男性職員	女性職員
札幌市	26.7%	99.0%	44.5%	98.4%	5.2%	100.0%	14.6%	99.5%
仙台市	36.1%	100.0%	56.8%	100.0%	31.4%	100.0%	11.4%	100.0%
さいたま市	32.2%	99.7%	47.5%	100.0%	19.6%	-	17.8%	99.5%
千葉市	83.2%	99.7%	79.3%	99.4%	114.8%	100.0%	75.9%	100.0%
横浜市	27.3%	100.2%	45.8%	100.3%	11.9%	100.0%	14.0%	100.2%
川崎市	25.8%	99.4%	43.5%	99.2%	6.6%	100.0%	17.2%	99.5%
相模原市	21.3%	100.5%	40.2%	100.0%	5.4%	100.0%	13.8%	101.0%
新潟市	33.5%	100.0%	50.5%	100.0%	17.9%	100.0%	18.2%	100.0%
静岡市	26.2%	99.5%	42.0%	99.1%	3.2%	100.0%	21.0%	100.0%
浜松市	10.3%	99.5%	16.9%	98.9%	10.6%	100.0%	3.9%	100.0%
名古屋市	27.4%	100.0%	46.9%	100.0%	7.1%	100.0%	10.0%	100.0%
京都市	29.2%	100.7%	54.0%	102.0%	14.7%	100.0%	12.2%	100.0%
大阪市	14.1%	99.6%	27.6%	98.8%	4.1%	100.0%	12.2%	100.0%
堺市	23.3%	100.0%	55.0%	100.0%	12.8%	100.0%	13.1%	100.0%
神戸市	29.1%	99.8%	55.7%	99.5%	8.6%	100.0%	8.8%	100.0%
岡山市	32.4%	100.0%	50.0%	100.0%	35.2%	100.0%	11.1%	100.0%
広島市	26.5%	100.0%	44.5%	100.0%	9.7%	-	18.6%	100.0%
北九州市	39.5%	100.0%	68.1%	100.0%	51.1%	100.0%	12.5%	100.0%
福岡市	34.7%	101.4%	59.9%	102.6%	18.6%	100.0%	15.0%	100.9%
熊本市	13.4%	102.6%	22.7%	101.0%	3.5%	100.0%	6.0%	104.7%
合計	28.9%	100.0%	47.8%	99.9%	15.4%	100.0%	16.1%	100.1%

※「令和3年度中に新たに育児休業等が取得可能となった職員数」に占める「令和3年度の新規取得者数」の割合である。

※表中の「-」は、「令和3年度中に新たに育児休業等が取得可能となった職員」及び「令和3年度の新規取得者」のいずれもが0名である。

表11-6 育児休業等の取得状況(令和3年度) 指定都市団体別

2. 配偶者出産休暇・育児参加のための休暇の取得率

	配偶者出産休暇の 取得率	育児参加のための 休暇の取得率	配偶者出産休暇又は育児参加の ための休暇を取得した職員の割 合	配偶者出産休暇と育児参加のた めの休暇を合わせて5日以上取得し た職員の割合
札幌市	78.4%	64.3%	83.8%	52.9%
仙台市	67.7%	62.9%	74.1%	53.0%
さいたま市	66.4%	54.1%	69.6%	38.0%
千葉市	67.2%	56.3%	77.3%	70.9%
横浜市	79.7%	62.7%	85.1%	53.4%
川崎市	78.2%	61.3%	81.7%	53.4%
相模原市	82.7%	40.4%	85.3%	31.1%
新潟市	90.1%	83.5%	96.2%	72.2%
静岡市	66.7%	55.3%	69.2%	49.8%
浜松市	77.4%	54.4%	84.6%	36.4%
名古屋市	74.5%	74.8%	83.3%	35.4%
京都市	68.5%	53.3%	71.7%	45.1%
大阪市	83.7%	77.9%	98.9%	50.7%
堺市	72.1%	60.1%	77.0%	49.4%
神戸市	72.0%	57.9%	87.4%	31.8%
岡山市	91.3%	80.8%	96.3%	64.8%
広島市	88.5%	49.1%	91.9%	46.4%
北九州市	57.7%	56.3%	66.0%	24.2%
福岡市	76.3%	75.8%	77.8%	48.7%
熊本市	75.4%	63.8%	83.2%	47.8%
合計	76.2%	63.6%	83.0%	47.5%

※「令和3年度中に新たに育児休業が取得可能となった男性職員数」に占める割合である。

表11-7 育児休業等の取得状況(令和3年度) 市区町村団体別

1. 育児休業の取得率

(単位:%)

	全合計		首長部局等		消防部門		教育委員会	
	男性職員	女性職員	男性職員	女性職員	男性職員	女性職員	男性職員	女性職員
北海道	14.5%	98.7%	17.9%	98.6%	2.2%	100.0%	8.5%	100.0%
青森県	17.1%	100.4%	20.2%	100.4%	5.7%	-	4.3%	100.0%
岩手県	19.5%	97.0%	20.5%	96.4%	3.8%	100.0%	27.3%	100.0%
宮城県	16.1%	95.7%	17.6%	95.4%	11.8%	-	6.3%	100.0%
秋田県	25.7%	100.0%	35.3%	100.0%	0.0%	100.0%	62.5%	100.0%
山形県	23.8%	100.0%	30.8%	100.0%	3.8%	100.0%	12.5%	100.0%
福島県	17.3%	98.0%	18.0%	97.5%	0.0%	100.0%	36.4%	100.0%
茨城県	21.6%	98.0%	24.7%	98.3%	13.2%	133.3%	16.1%	94.7%
栃木県	20.7%	100.0%	25.1%	100.0%	3.6%	100.0%	36.8%	100.0%
群馬県	20.5%	99.6%	25.2%	99.6%	3.1%	100.0%	12.9%	100.0%
埼玉県	31.3%	99.8%	36.8%	99.9%	7.9%	100.0%	20.4%	98.0%
千葉県	25.3%	99.4%	34.4%	99.8%	2.7%	100.0%	27.4%	96.3%
東京都	57.3%	100.0%	59.0%	100.0%	6.3%	100.0%	56.8%	100.0%
東京都(区)	48.0%	99.8%	48.0%	99.8%	-	-	47.7%	99.5%
神奈川県	21.9%	99.3%	29.1%	99.2%	4.5%	100.0%	16.1%	100.0%
新潟県	19.7%	100.0%	24.7%	100.0%	3.5%	100.0%	37.0%	100.0%
富山県	23.8%	99.7%	31.1%	99.6%	1.8%	100.0%	40.0%	100.0%
石川県	21.4%	100.0%	29.3%	100.0%	2.6%	100.0%	35.7%	100.0%
福井県	24.0%	101.1%	25.7%	101.1%	0.0%	-	66.7%	100.0%
山梨県	10.2%	100.0%	11.5%	100.0%	0.0%	-	0.0%	100.0%
長野県	16.7%	100.4%	18.4%	100.2%	9.1%	-	6.8%	101.4%
岐阜県	18.1%	100.0%	23.3%	100.0%	1.0%	-	20.0%	100.0%
静岡県	19.0%	99.8%	20.1%	99.8%	11.9%	100.0%	21.1%	100.0%
愛知県	30.7%	99.9%	36.7%	99.9%	11.8%	100.0%	41.5%	100.0%
三重県	27.9%	98.6%	38.2%	98.1%	6.1%	100.0%	5.6%	103.8%
滋賀県	26.6%	99.7%	28.0%	99.7%	14.8%	-	24.0%	100.0%
京都府	28.1%	99.6%	29.7%	99.6%	16.7%	100.0%	56.3%	100.0%
大阪府	24.8%	98.6%	31.3%	99.5%	5.4%	100.0%	28.2%	93.1%
兵庫県	27.2%	100.0%	35.7%	100.0%	5.5%	100.0%	26.4%	100.0%
奈良県	33.1%	99.1%	34.8%	99.5%	4.8%	100.0%	43.5%	96.6%
和歌山県	17.3%	100.0%	22.9%	100.0%	0.0%	100.0%	14.8%	100.0%
鳥取県	28.4%	97.5%	29.9%	97.2%	-	-	0.0%	100.0%
島根県	22.6%	99.1%	29.8%	99.0%	10.0%	-	7.7%	100.0%
岡山県	17.3%	99.2%	20.5%	99.0%	5.6%	-	27.8%	100.0%
広島県	19.5%	99.1%	26.1%	99.4%	1.0%	100.0%	23.1%	95.0%
山口県	15.8%	99.5%	21.0%	99.4%	0.0%	100.0%	36.4%	100.0%
徳島県	16.9%	100.0%	18.3%	100.0%	7.1%	-	33.3%	100.0%
香川県	22.6%	100.0%	31.2%	100.0%	0.0%	100.0%	0.0%	100.0%
愛媛県	15.6%	102.1%	20.5%	101.2%	5.8%	150.0%	5.0%	106.3%
高知県	20.1%	101.5%	25.2%	101.9%	6.4%	100.0%	18.8%	100.0%
福岡県	21.2%	100.7%	23.1%	100.7%	6.8%	-	19.1%	100.0%
佐賀県	22.0%	99.2%	24.5%	99.1%	5.6%	-	14.3%	100.0%
長崎県	9.3%	99.3%	12.2%	99.2%	3.0%	-	0.0%	100.0%
熊本県	11.4%	98.3%	12.4%	98.8%	14.3%	-	0.0%	91.7%
大分県	16.7%	99.3%	24.9%	99.2%	3.1%	100.0%	23.1%	100.0%
宮崎県	14.6%	100.0%	16.5%	100.0%	4.7%	100.0%	26.7%	100.0%
鹿児島県	21.1%	91.9%	23.7%	91.2%	11.0%	100.0%	20.0%	100.0%
沖縄県	22.0%	100.3%	25.0%	100.0%	6.5%	100.0%	25.6%	101.7%
合計	24.2%	99.4%	29.0%	99.4%	5.5%	102.3%	25.3%	99.2%

※「令和3年度中に新たに育児休業等が取得可能となった職員数」に占める「令和3年度の新規取得者数」の割合である。

※表中の「-」は、「令和3年度中に新たに育児休業等が取得可能となった職員」及び「令和3年度の新規取得者」のいずれもが0名である。

表11-7 育児休業等の取得状況(令和3年度) 市区町村団体別

2. 配偶者出産休暇・育児参加のための休暇の取得率

	配偶者出産休暇の 取得率	育児参加のための 休暇の取得率	配偶者出産休暇又は育児参加 のための休暇を取得した職員の 割合	配偶者出産休暇と育児参加のた めの休暇を合せて5日以上取得 した職員の割合
北海道	66.2%	26.1%	69.6%	22.1%
青森県	55.9%	39.1%	63.0%	25.6%
岩手県	65.8%	39.0%	73.2%	23.9%
宮城県	59.8%	24.0%	65.4%	18.5%
秋田県	62.8%	42.0%	70.4%	27.9%
山形県	66.7%	48.8%	74.6%	26.7%
福島県	69.3%	33.9%	72.0%	22.4%
茨城県	75.1%	46.4%	80.3%	31.4%
栃木県	79.6%	54.1%	84.6%	35.6%
群馬県	82.9%	57.4%	87.0%	47.3%
埼玉県	69.7%	47.7%	76.3%	40.8%
千葉県	83.7%	42.7%	86.8%	37.7%
東京都	79.5%	70.5%	86.1%	57.7%
東京都(区)	79.6%	75.0%	86.1%	57.6%
神奈川県	70.1%	45.8%	77.3%	36.5%
新潟県	68.0%	42.9%	72.8%	29.9%
富山県	58.9%	37.9%	66.8%	16.4%
石川県	69.8%	44.4%	75.8%	24.2%
福井県	58.9%	32.6%	72.0%	12.0%
山梨県	53.2%	31.7%	58.6%	18.3%
長野県	51.3%	36.0%	62.8%	18.9%
岐阜県	58.3%	38.7%	66.4%	23.6%
静岡県	62.5%	42.8%	72.0%	27.1%
愛知県	74.6%	55.6%	80.5%	40.6%
三重県	75.3%	46.4%	81.5%	34.3%
滋賀県	66.7%	40.4%	69.7%	31.2%
京都府	72.2%	48.1%	76.6%	39.7%
大阪府	79.2%	58.8%	82.1%	52.3%
兵庫県	69.0%	51.1%	77.1%	36.9%
奈良県	76.2%	46.8%	81.5%	35.1%
和歌山県	69.6%	42.2%	73.7%	29.8%
鳥取県	73.5%	35.3%	77.5%	22.5%
島根県	50.3%	29.9%	57.1%	16.4%
岡山県	75.9%	43.7%	80.0%	35.3%
広島県	66.8%	43.7%	72.4%	38.5%
山口県	68.0%	57.9%	80.2%	37.2%
徳島県	76.2%	33.1%	80.2%	22.7%
香川県	67.0%	47.2%	74.5%	33.5%
愛媛県	66.0%	51.1%	74.8%	28.3%
高知県	74.2%	33.5%	76.3%	26.8%
福岡県	73.7%	35.9%	76.5%	25.9%
佐賀県	81.0%	48.2%	83.9%	35.7%
長崎県	69.0%	30.4%	73.8%	12.4%
熊本県	58.9%	21.6%	62.7%	10.6%
大分県	75.2%	51.0%	76.9%	42.7%
宮崎県	66.3%	47.0%	73.7%	33.0%
鹿児島県	70.8%	42.2%	72.7%	36.3%
沖縄県	71.4%	40.9%	76.1%	32.4%
合計	70.9%	46.1%	76.5%	34.4%

※「令和3年度中に新たに育児休業が取得可能となった男性職員数」に占める割合である。

表12 会計年度任用職員の育児休業・介護休暇の状況

1 育児休業制度の条例制定状況（令和4年4月1日現在）

（単位：団体）

区 分	団体数	その他首長部局等		警察部門		消防部門		教育委員会	
		制定済	未制定	制定済	未制定	制定済	未制定	制定済	未制定
都道府県	47 (100%)	47 (100.0%)	0 (0.0%)	46 (97.9%)	1 (2.1%)	1 (100.0%)	0 (0.0%)	47 (100.0%)	0 (0.0%)
指定都市	20 (100%)	20 (100.0%)	0 (0.0%)	- -	- -	20 (100.0%)	0 (0.0%)	20 (100.0%)	0 (0.0%)
市区町村	1,721 (100%)	1,668 (96.9%)	53 (3.1%)	- -	- -	418 (98.8%)	5 (1.2%)	1,635 (96.2%)	65 (3.8%)
合 計	1,788 (100%)	1,735 (97.0%)	53 (3.0%)	46 (97.9%)	1 (2.1%)	439 (98.9%)	5 (1.1%)	1,702 (96.3%)	65 (3.7%)

2 部分休業制度の制定状況（令和4年4月1日現在）

（単位：団体）

区 分	団体数	その他首長部局等		警察部門		消防部門		教育委員会	
		制定済	未制定	制定済	未制定	制定済	未制定	制定済	未制定
都道府県	47 (100%)	47 (100.0%)	0 (0.0%)	46 (97.9%)	1 (2.1%)	1 (100.0%)	0 (0.0%)	47 (100.0%)	0 (0.0%)
指定都市	20 (100%)	20 (100.0%)	0 (0.0%)	- -	- -	20 (100.0%)	0 (0.0%)	20 (100.0%)	0 (0.0%)
市区町村	1,721 (100%)	1,604 (93.2%)	117 (6.8%)	- -	- -	410 (96.9%)	13 (3.1%)	1,571 (92.4%)	129 (7.6%)
合 計	1,788 (100%)	1,671 (93.5%)	117 (6.5%)	46 (97.9%)	1 (2.1%)	431 (97.1%)	13 (2.9%)	1,638 (92.7%)	129 (7.3%)

3 各制度の取得状況（令和3年度）

（単位：人）

区 分	育児休業	部分休業	介護休暇	介護時間
都道府県	428	60	147	38
指定都市	450	97	78	13
市区町村	3,340	435	412	67
合 計	4,218	592	637	118

（注）（ ）内の数字は団体区分中の割合を示す。また、該当部局が無い団体は除いている。

（端数処理のため割合の合計が100%に一致しない場合がある。）

表13 各種休業制度・部分休業制度の導入状況(令和4年4月1日現在)

区分	団体数	自己啓発等休業			配偶者同行休業			修学部分休業			高齢者部分休業		
		導入済	検討中	予定なし	導入済	検討中	予定なし	導入済	検討中	予定なし	導入済	検討中	予定なし
都道府県	47 (100%)	43 (91.5%)	0 (0.0%)	4 (8.5%)	46 (97.9%)	0 (0.0%)	1 (2.1%)	34 (72.3%)	0 (0.0%)	13 (27.7%)	24 (51.1%)	14 (29.8%)	9 (19.1%)
指定都市	20 (100%)	19 (95.0%)	1 (5.0%)	0 (0.0%)	20 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	8 (40.0%)	0 (0.0%)	12 (60.0%)	6 (30.0%)	6 (30.0%)	8 (40.0%)
市区町村	1,721 (100%)	696 (40.4%)	145 (8.4%)	880 (51.1%)	468 (27.2%)	207 (12.0%)	1,046 (60.8%)	346 (20.1%)	188 (10.9%)	1,187 (69.0%)	230 (13.4%)	386 (22.4%)	1,105 (64.2%)
合計	1,788 (100%)	758 (42.4%)	146 (8.2%)	884 (49.4%)	534 (29.9%)	207 (11.6%)	1,047 (58.6%)	388 (21.7%)	188 (10.5%)	1,212 (67.8%)	260 (14.5%)	406 (22.7%)	1,122 (62.8%)

(注) ()内の数字は団体区分中の割合を示す。(端数処理のため割合の合計が100%に一致しない場合がある。)

表14 時間外勤務命令の上限規制制度の状況(令和4年4月1日現在)

1 時間外勤務命令の上限規制制度の導入状況(条例・規則等の整備状況)

(単位: 団体)

区分	団体数	制度あり				制度なし
		他律的業務の比重が高い部署の指定	特例業務	要因の整理、分析及び検証		
都道府県	47 (100.0%)	47 (100.0%)	26 (55.3%)	47 (100.0%)	47 (100.0%)	0 (0.0%)
指定都市	20 (100.0%)	20 (100.0%)	13 (65.0%)	20 (100.0%)	20 (100.0%)	0 (0.0%)
市区町村	1,721 (100.0%)	1,712 (99.5%)	1,340 (78.3%)	1,663 (97.1%)	1,637 (95.6%)	9 (0.5%)
合計	1,788 (100.0%)	1,779 (99.5%)	1,379 (77.5%)	1,730 (97.2%)	1,704 (95.8%)	9 (0.5%)

- (注) 1 「時間外勤務命令の上限等」とは、人事院規則15-14第16条の2の2に規定する「超過勤務を命ずる時間及び月数の上限」に相当する措置をいう。
 2 「制度あり」欄には、時間外勤務命令の上限等を条例又は条例により委任を受けた規則等で定めている団体数を計上している。
 3 「他律的業務の比重が高い部署の指定」欄には、人事院規則15-14第16条の2の2第1項第2号に規定する「他律的業務の比重が高い部署に勤務する職員に対する上限時間の設定」に相当する規定が整備されている団体数を計上している。(部署単位のほか、業務、係、個人単位によるものも含む。)
 4 「特例業務」欄には、人事院規則15-14第16条の2の2第2項に規定する「特例業務」に相当する規定が整備されている団体数を計上している。
 5 「要因の整理、分析及び検証」欄には、人事院規則15-14第16条の2の2第3項に規定する「要因の整理、分析及び検証」に相当する規定が整備されている団体数を計上している。
 6 「制度あり」欄及び「制度なし」欄における()内は、団体区分ごとの団体数に占める割合である。
 7 「他律的業務の比重が高い部署の指定」欄、「特例業務」欄及び「要因の整理、分析及び検証」欄における()内は、各団体区分の「制度あり」の団体数に占める割合である。

2 時間外勤務命令の上限規制制度の運用状況

(単位: 団体)

区分	団体数	他律的業務の比重が高い部署の指定	特例業務	要因の整理、分析及び検証	(参考)
					特例業務有り/要因の整理、分析及び検証無し
都道府県	47 (100.0%)	24 (51.1%)	46 (97.9%)	47 (100.0%)	0 (0.0%)
指定都市	20 (100.0%)	13 (65.0%)	20 (100.0%)	20 (100.0%)	0 (0.0%)
市区町村	1,712 (100.0%)	646 (37.7%)	1,018 (59.5%)	1,178 (68.8%)	67 (3.9%)
合計	1,779 (100.0%)	683 (38.4%)	1,084 (60.9%)	1,245 (70.0%)	67 (3.8%)

- (注) 1 「団体数」欄には、【1導入状況】で「制度あり」の回答であった団体数を計上している。
 2 「他律的業務の比重が高い部署の指定」欄には、令和3年度中において当該指定を行った実績が有る団体を計上している。
 3 「特例業務」欄には、令和3年度中において当該業務の実績が有る団体を計上している。
 4 「要因の整理、分析及び検証」には令和3年度の時間外勤務実績に対する実施の有る団体及び令和4年度にかけて実施中・実施予定の団体を計上している。

3 要因の整理、分析及び検証の実施方法

(単位: 団体)

区分	団体数	職員についての記録	左記の記録の活用	職員や所属長に対する面談・ヒアリング
都道府県	47 (100.0%)	46 (97.9%)	46 (97.9%)	31 (66.0%)
指定都市	20 (100.0%)	20 (100.0%)	20 (100.0%)	14 (70.0%)
市区町村	1,178 (100.0%)	1,044 (88.6%)	976 (82.9%)	876 (74.4%)
合計	1,245 (100.0%)	1,110 (89.2%)	1,042 (83.7%)	921 (74.0%)

- (注) 1 「団体数」欄には、【2運用状況】で「要因の整理、分析及び検証」の該当がある団体数を計上している。
 2 「職員についての記録」欄には、職員の勤務時間、休日及び休暇の運用について(平成6年7月27日職職一328)第十 宿日直勤務及び超過勤務並びに超過代休時間の指定関係の16項に規定する上限時間等を超えて超過勤務を命ぜられた職員についての記録に相当する運用を行っている団体数を計上している。
 3 「左記の記録の活用」欄には、上記2の記録を活用して要因の整理、分析及び検証を行っている団体数を計上している。
 4 「職員や所属長に対する面談・ヒアリング」欄には、要因の整理、分析及び検証に必要な情報を収集するために、上限時間を超えて時間外勤務を行った職員やその所属長に対してヒアリングを行っている団体数を計上している。

表15 時間外勤務の状況(時間外勤務時間数)【全団体】

(参考)令和2年度の状況

	○時間外勤務時間数の状況										全職場合計				
	全職場合計					右記以外の部署					労基法36条に規定されている協定による上限規制に基づく職場				
	職員数 (人)	総時間数 (時間)	時間(月)	職員数 (人)	総時間数 (時間)	時間(月)	職員数 (人)	総時間数 (時間)	時間(月)	職員数 (人)	総時間数 (時間)	時間(月)	職員数 (人)	総時間数 (時間)	時間(月)
4月	1,057,286	15,327,167	14.5	581,969	8,261,146	14.2	126,525	3,220,090	25.5	348,793	3,845,931	11.0	1,086,175	13,790,187	12.7
5月	1,057,248	13,397,722	12.7	582,674	6,886,362	11.8	125,324	2,607,926	20.8	349,250	3,903,434	11.2	1,086,931	11,818,110	10.9
6月	1,057,128	12,988,162	12.3	582,185	6,989,388	12.0	125,868	2,616,611	20.8	349,075	3,382,163	9.7	1,086,688	11,381,086	10.5
7月	1,056,304	12,574,688	11.9	582,918	6,621,667	11.4	124,863	2,311,430	18.5	348,523	3,641,591	10.4	1,086,151	12,267,305	11.3
8月	1,055,662	12,750,028	12.1	583,640	6,428,785	11.0	123,616	2,247,750	18.2	348,406	4,073,493	11.7	1,085,848	9,795,607	9.0
9月	1,055,314	11,226,191	10.6	583,317	5,715,524	9.8	123,942	2,057,499	16.6	348,055	3,453,168	9.9	1,085,378	11,168,035	10.3
10月	1,055,712	14,458,121	13.7	580,498	8,115,679	14.0	126,354	2,861,497	22.6	348,860	3,480,945	10.0	1,085,149	11,883,237	11.0
11月	1,054,974	11,364,545	10.8	583,202	5,960,805	10.2	123,161	2,146,884	17.4	348,611	3,256,856	9.3	1,084,714	11,426,784	10.5
12月	1,054,344	10,615,609	10.1	582,918	5,320,675	9.1	123,015	1,962,539	16.0	348,411	3,332,395	9.6	1,084,736	11,454,634	10.6
1月	1,053,422	12,599,198	12.0	580,887	6,105,498	10.5	123,995	2,338,502	18.9	348,540	4,155,198	11.9	1,084,010	11,833,565	10.9
2月	1,052,980	12,916,995	12.3	579,843	6,451,818	11.1	124,725	2,429,543	19.5	348,412	4,035,634	11.6	1,083,831	11,678,507	10.8
3月	1,052,878	16,208,323	15.4	578,809	8,590,411	14.8	125,844	3,134,885	24.9	348,225	4,483,027	12.9	1,083,625	15,623,287	14.4
合計	12,663,252	156,426,749	12.4	6,982,859	31,447,758	11.7	1,497,232	29,935,156	20.0	4,183,161	45,043,835	10.8	13,023,236	144,120,344	11.1
		時間(年)	148.2		時間(年)	140.0		時間(年)	239.9		時間(年)	129.2		時間(年)	132.8

(注) 1 調査対象は、警察部門、消防部門及び教育委員会以外の部門に属する職員のうち、管理監督職員(管理職手当を支給される職及びこれに準じる職として条例で定める職)を除いた職員である。
 2 「時間(年)」は、対象団体の年間総時間数を、「平均職員数(対象団体の各月の職員数を足上げた数を12で除いたもの)」で除いたものである。

表15-1 時間外勤務の状況(時間外勤務時間数)【都道府県】

(参考)令和2年度の状況

	全職場合計										労基法36条に規定されている協定による 上限規制に基づく職場									
	右記以外の部署					他律的業務の比重が高い部署					労基法36条に規定されている協定による 上限規制に基づく職場					労基法36条に規定されている協定による 上限規制に基づく職場				
	職員数 (人)	総時間数 (時間)	時間(月)	職員数 (人)	総時間数 (時間)	時間(月)	職員数 (人)	総時間数 (時間)	時間(月)	職員数 (人)	総時間数 (時間)	時間(月)	職員数 (人)	総時間数 (時間)	時間(月)	職員数 (人)	総時間数 (時間)	時間(月)		
4月	265,127	4,184,524	15.8	121,749	1,835,726	15.1	31,383	896,983	28.6	112,001	1,451,815	13.0	272,254	3,815,881	14.0	272,254	3,815,881	14.0		
5月	265,265	3,890,114	14.6	121,685	1,625,378	13.4	31,504	790,275	25.1	112,076	1,444,461	12.9	272,947	3,199,333	11.7	272,947	3,199,333	11.7		
6月	265,166	3,665,187	13.8	121,625	1,615,579	13.3	31,509	795,131	25.2	112,032	1,254,472	11.2	273,085	3,421,521	12.5	273,085	3,421,521	12.5		
7月	264,908	3,551,417	13.4	121,384	1,470,166	12.1	31,972	719,521	22.5	111,552	1,361,730	12.2	273,074	3,793,812	13.9	273,074	3,793,812	13.9		
8月	264,727	3,927,880	14.8	121,128	1,494,374	12.3	32,134	734,749	22.9	111,465	1,698,757	15.2	273,123	2,982,704	10.9	273,123	2,982,704	10.9		
9月	264,570	3,471,879	13.1	121,043	1,446,528	12.0	32,116	732,201	22.8	111,411	1,293,150	11.6	272,886	3,414,464	12.5	272,886	3,414,464	12.5		
10月	264,654	3,618,282	13.7	120,880	1,621,280	13.4	31,469	777,131	24.7	112,305	1,219,871	10.9	272,453	3,717,743	13.6	272,453	3,717,743	13.6		
11月	264,440	3,457,368	13.1	120,907	1,546,716	12.8	31,448	742,314	23.6	112,085	1,168,338	10.4	272,611	3,571,938	13.1	272,611	3,571,938	13.1		
12月	264,230	3,310,746	12.5	120,771	1,444,712	12.0	31,466	697,770	22.2	111,993	1,168,264	10.4	272,571	3,770,417	13.8	272,571	3,770,417	13.8		
1月	264,109	3,971,918	15.0	120,610	1,550,182	12.9	31,470	750,774	23.9	112,023	1,670,963	14.9	272,572	3,693,578	13.6	272,572	3,693,578	13.6		
2月	264,129	3,979,977	15.1	120,584	1,585,273	13.1	31,507	732,183	23.2	112,031	1,662,521	14.8	272,708	3,557,646	13.0	272,708	3,557,646	13.0		
3月	264,135	4,936,903	18.7	120,568	2,119,352	17.6	31,540	956,839	30.3	112,027	1,860,712	16.6	272,649	4,693,312	17.2	272,649	4,693,312	17.2		
合計	3,175,453	45,936,195	14.5	1,452,934	19,355,266	13.3	379,518	9,325,871	24.6	1,343,001	17,255,058	12.8	3,272,933	43,632,349	13.3	3,272,933	43,632,349	13.3		
			173.6		159.9			294.9				154.2						160.0		

(注) 1 調査対象は、警察部門、消防部門及び教育委員会以外の部門に属する職員のうち、管理監督職員(管理職手当を支給される職及びこれに準じる職として条例で定める職に任用されている職員)を除いた職員である。
 2 「時間(年)」は、対象団体の年間総時間数を、「平均職員数(対象団体の各月の職員数を足上げた数を12で除いたもの)」で除いたものである。

表15-2 時間外勤務の状況(時間外勤務時間数)【指定都市】

(参考)令和2年度の状況

	全職場合計									
	右記以外の部署					他律的業務の比重が高い部署				
	職員数 (人)	時間(月)	総時間数 (時間)	時間(月)	職員数 (人)	時間(月)	総時間数 (時間)	時間(月)	職員数 (人)	時間(月)
4月	154,994	15.3	2,365,259	15.4	63,201	971,807	675,275	25.5	65,329	718,177
5月	154,917	13.3	2,056,130	12.6	62,930	790,312	536,430	20.3	65,589	729,388
6月	154,983	12.7	1,967,543	12.6	62,443	786,911	548,307	20.2	65,446	632,325
7月	154,897	12.3	1,907,849	11.7	62,848	737,528	481,511	18.1	65,505	688,810
8月	154,824	14.0	2,159,836	13.4	63,551	853,594	530,147	20.7	65,621	776,095
9月	154,878	11.6	1,792,381	10.9	63,396	688,679	429,334	16.5	65,442	674,368
10月	155,216	15.1	2,349,342	16.2	62,596	1,015,698	631,270	23.2	65,437	702,374
11月	154,988	11.0	1,709,349	10.2	63,881	650,594	413,977	16.2	65,580	644,778
12月	154,966	10.6	1,645,929	9.5	63,860	605,077	376,958	14.8	65,560	663,894
1月	154,825	12.7	1,964,091	11.5	63,345	730,040	471,014	18.2	65,666	763,037
2月	154,674	13.1	2,022,560	12.4	63,133	783,793	485,377	18.8	65,665	753,390
3月	154,687	15.8	2,451,349	15.8	63,195	996,107	623,766	24.0	65,494	831,476
合計	1,858,848	13.1	24,391,618	12.7	758,386	9,610,140	6,203,366	19.7	786,334	8,578,112
		時間(年)	157.5	152.1	時間(年)	237.0	時間(年)	130.9	時間(年)	141.8

(注) 1 調査対象は、警察部門、消防部門及び教育委員会以外の部門に属する職員のうち、管理監督職員(管理職手当を支給される職及びこれに準じる職として条例で定める職に任用されている職員)を除いた職員である。
 2 「時間(年)」は、対象団体の年間総時間数を、「平均職員数(対象団体の各月の職員数を足上げた数を12で除いたもの)」で除いたものである。

表15-3 時間外勤務の状況(時間外勤務時間数)【市区町村】

(参考)令和2年度の状況

	全職場合計														
	右記以外の部署					他律的業務の比重が高い部署					労基法36条に規定されている協定による上限規制に基づく職場				
	職員数 (人)	総時間数 (時間)	時間(月)	職員数 (人)	総時間数 (時間)	時間(月)	職員数 (人)	総時間数 (時間)	時間(月)	職員数 (人)	総時間数 (時間)	時間(月)	職員数 (人)	総時間数 (時間)	時間(月)
4月	637,165	8,777,384	13.8	397,024	5,453,613	13.7	68,678	1,647,832	24.0	171,463	1,675,939	9.8	654,650	7,912,513	12.1
5月	637,066	7,481,478	11.7	398,059	4,470,672	11.2	67,422	1,281,221	19.0	171,585	1,729,585	10.1	654,638	6,902,082	10.5
6月	636,986	7,355,432	11.5	398,117	4,586,898	11.5	67,266	1,273,173	18.9	171,597	1,495,361	8.7	654,307	6,156,377	9.4
7月	636,499	7,115,422	11.2	398,686	4,413,973	11.1	66,347	1,110,398	16.7	171,466	1,591,051	9.3	653,819	6,510,786	10.0
8月	636,111	6,662,312	10.5	398,961	4,080,817	10.2	65,830	982,854	14.9	171,320	1,598,641	9.3	653,508	5,140,315	7.9
9月	635,866	5,951,931	9.4	398,876	3,580,317	9.0	65,786	895,964	13.6	171,202	1,485,650	8.7	653,242	5,906,057	9.0
10月	635,842	8,490,497	13.4	397,019	5,478,701	13.8	67,705	1,453,096	21.5	171,118	1,558,700	9.1	653,261	6,270,984	9.6
11月	635,546	6,197,828	9.8	398,414	3,763,495	9.4	66,186	990,593	15.0	170,946	1,443,740	8.4	652,662	6,063,514	9.3
12月	635,148	5,658,934	8.9	398,287	3,270,886	8.2	66,003	887,811	13.5	170,858	1,500,237	8.8	652,799	5,879,921	9.0
1月	634,488	6,663,189	10.5	396,926	3,825,276	9.6	66,711	1,116,714	16.7	170,851	1,721,198	10.1	652,230	6,322,413	9.7
2月	634,184	6,914,458	10.9	396,126	4,082,752	10.3	67,342	1,211,983	18.0	170,716	1,619,723	9.5	651,962	6,329,000	9.7
3月	634,056	8,820,071	13.9	395,042	5,474,952	13.9	68,310	1,554,280	22.8	170,704	1,790,839	10.5	651,845	8,505,778	13.0
合計	7,628,951	86,098,936	11.3	4,771,539	52,482,352	11.0	803,586	14,405,919	17.9	2,053,826	19,210,663	9.4	7,838,923	77,899,720	9.9
		時間(年)	135.4		時間(年)	132.0		時間(年)	215.1		時間(年)	112.2		時間(年)	119.3

(注) 1 調査対象は、警察部門、消防部門及び教育委員会以外の部門に属する職員のうち、管理監督職員(管理職手当を支給される職及びこれに準じる職として条例で定める職)を除いた職員である。
 2 「時間(年)」は、対象団体の年間総時間数を、「平均職員数(対象団体の各月の職員数を足上げた数を12で除いたもの)」で除いたものである。

表 16 時間外勤務の状況(月45時間超の職員数及び割合)【全団体】

○時間外勤務を月45時間超行った職員数及び割合

	全職場合計				条例等の例規による上院規制に基づく職場(労基法36条に規定されている協定による)				他律的業務の比重が高い部署				右記以外の部署											
	時間外勤務を45時間超行った職員数(人)		100時間未満(人)		時間外勤務を45時間超行った職員数(人)		100時間未満(人)		時間外勤務を45時間超行った職員数(人)		100時間未満(人)		時間外勤務を45時間超行った職員数(人)		100時間未満(人)									
	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)								
4月	1,057,286	(100.0%)	86,500	(8.2%)	75,347	(7.4%)	8,153	(0.8%)	44,702	(40.927)	3,775	(3.7%)	26,113	(20.6%)	2,751	(2.2%)	348,793	(100.0%)	15,085	(4.5%)	14,058	(4.0%)	1,627	(0.5%)
5月	1,057,248	(100.0%)	61,295	(5.8%)	54,270	(5.1%)	7,025	(0.7%)	28,821	(25.759)	3,062	(3.0%)	17,246	(13.8%)	1,855	(1.5%)	349,250	(100.0%)	15,228	(4.4%)	13,120	(3.8%)	2,108	(0.6%)
6月	1,057,128	(100.0%)	59,643	(5.6%)	53,542	(5.1%)	6,101	(0.6%)	30,410	(27.179)	3,231	(3.2%)	17,988	(14.3%)	1,743	(1.4%)	349,075	(100.0%)	11,245	(3.2%)	10,118	(2.9%)	1,127	(0.3%)
7月	1,056,304	(100.0%)	52,000	(4.9%)	47,267	(4.5%)	4,733	(0.4%)	25,403	(22.994)	2,409	(2.4%)	14,022	(11.2%)	1,179	(0.9%)	348,523	(100.0%)	12,575	(3.6%)	11,430	(3.3%)	1,145	(0.3%)
8月	1,055,662	(100.0%)	57,407	(5.4%)	50,836	(4.8%)	6,571	(0.6%)	25,532	(23.269)	2,263	(2.2%)	13,761	(11.1%)	1,359	(1.1%)	348,406	(100.0%)	18,114	(5.2%)	15,165	(4.4%)	2,949	(0.8%)
9月	1,055,314	(100.0%)	42,684	(4.0%)	39,811	(3.8%)	2,873	(0.3%)	19,680	(18.468)	1,212	(1.2%)	11,668	(9.4%)	820	(0.7%)	348,055	(100.0%)	11,336	(3.3%)	10,465	(3.0%)	841	(0.2%)
10月	1,055,712	(100.0%)	65,290	(6.2%)	57,933	(5.5%)	7,357	(0.7%)	35,284	(31.013)	4,271	(4.2%)	18,997	(15.0%)	2,470	(2.0%)	348,860	(100.0%)	11,005	(3.2%)	10,393	(3.0%)	616	(0.2%)
11月	1,054,974	(100.0%)	42,071	(4.0%)	39,722	(3.8%)	2,349	(0.2%)	20,583	(19.537)	1,046	(1.0%)	12,861	(10.4%)	930	(0.8%)	348,611	(100.0%)	8,027	(2.5%)	8,254	(2.4%)	373	(0.1%)
12月	1,054,344	(100.0%)	36,861	(3.5%)	34,384	(3.3%)	2,477	(0.2%)	17,077	(16.040)	1,037	(1.0%)	11,039	(9.0%)	996	(0.8%)	348,411	(100.0%)	8,745	(2.5%)	8,301	(2.4%)	444	(0.1%)
1月	1,053,422	(100.0%)	56,894	(5.4%)	50,174	(4.8%)	6,720	(0.6%)	24,480	(22.317)	2,163	(2.1%)	14,923	(13.1%)	1,752	(1.4%)	348,540	(100.0%)	17,491	(5.1%)	14,886	(4.3%)	2,605	(0.7%)
2月	1,052,980	(100.0%)	61,075	(5.8%)	55,258	(5.2%)	5,817	(0.5%)	27,120	(25.106)	2,014	(2.0%)	16,178	(13.0%)	1,296	(1.0%)	348,412	(100.0%)	17,777	(5.1%)	15,270	(4.4%)	2,507	(0.7%)
3月	1,052,878	(100.0%)	91,871	(8.7%)	83,917	(8.0%)	7,954	(0.8%)	45,815	(42.466)	3,349	(3.3%)	24,881	(20.3%)	2,450	(1.9%)	348,225	(100.0%)	21,175	(6.1%)	19,020	(5.5%)	2,155	(0.6%)
合計	12,663,252	(100.0%)	713,591	(5.6%)	645,461	(5.1%)	68,130	(0.5%)	344,907	(315.075)	29,832	(2.9%)	199,677	(15.8%)	19,601	(1.5%)	4,183,161	(100.0%)	169,007	(4.0%)	150,310	(3.6%)	18,697	(0.4%)

(注) 1 調査対象は、警察部門、消防部門及び教育委員会以外の部門に属する職員のうち、管理監督職員(管理職手当を支給される職員とこれに準じる職員)を除いた職員である。

(参考) 令和2年度の状況

	全職場合計			
	職員数(人)		時間外勤務を行った職員数(人)	
	(人)	(%)	(人)	(%)
4月	1,086,175	(100.0%)	75,017	(6.9%)
5月	1,086,331	(100.0%)	52,305	(4.8%)
6月	1,086,688	(100.0%)	48,309	(4.4%)
7月	1,086,151	(100.0%)	51,086	(4.7%)
8月	1,085,848	(100.0%)	33,044	(3.0%)
9月	1,085,378	(100.0%)	39,377	(3.6%)
10月	1,085,149	(100.0%)	49,466	(4.6%)
11月	1,084,714	(100.0%)	43,181	(4.0%)
12月	1,084,736	(100.0%)	44,700	(4.1%)
1月	1,084,010	(100.0%)	51,092	(4.7%)
2月	1,083,831	(100.0%)	49,217	(4.5%)
3月	1,083,625	(100.0%)	85,065	(7.8%)
合計	13,023,236	(100.0%)	624,859	(4.8%)

表 16-1 時間外勤務の状況(月45時間超の職員数及び割合)【都道府県】

○時間外勤務を月45時間超行った職員数及び割合

	全職場合計				条例等の例規による上限規制に基づく職場(労基法36条に規定されている上限規制に基づき職場を除く)				労基法36条に規定されている協定による上限規制に基づく職場			
	職員数		割合		職員数		割合		職員数		割合	
	職員数(人)	割合(%)	職員数(人)	割合(%)	職員数(人)	割合(%)	職員数(人)	割合(%)	職員数(人)	割合(%)		
4月	265,127	(100.0%)	21,362	(8.1%)	2,465	(1.1%)	121,743	(56.5%)	878	(0.7%)	31,383	(11.6%)
5月	265,265	(100.0%)	16,665	(6.3%)	2,274	(0.9%)	121,685	(45.9%)	761	(0.6%)	31,504	(11.7%)
6月	265,166	(100.0%)	17,436	(6.6%)	1,382	(0.5%)	121,625	(45.9%)	523	(0.4%)	31,509	(11.7%)
7月	264,908	(100.0%)	16,323	(6.1%)	1,206	(0.5%)	121,384	(45.8%)	397	(0.3%)	31,972	(12.1%)
8月	264,727	(100.0%)	17,791	(6.7%)	2,843	(1.1%)	121,128	(45.8%)	715	(0.6%)	32,134	(12.2%)
9月	264,570	(100.0%)	16,001	(6.0%)	1,246	(0.5%)	121,043	(45.8%)	389	(0.3%)	32,116	(12.2%)
10月	264,654	(100.0%)	17,168	(6.5%)	1,297	(0.5%)	120,880	(45.7%)	483	(0.4%)	31,469	(11.9%)
11月	264,440	(100.0%)	14,424	(5.5%)	907	(0.3%)	120,907	(45.7%)	321	(0.3%)	31,448	(11.9%)
12月	264,230	(100.0%)	13,865	(5.2%)	1,114	(0.4%)	120,771	(45.7%)	410	(0.3%)	31,466	(11.9%)
1月	264,109	(100.0%)	21,280	(8.1%)	3,225	(1.2%)	120,616	(45.7%)	840	(0.7%)	31,470	(11.9%)
2月	264,122	(100.0%)	21,708	(8.2%)	2,687	(1.0%)	120,584	(45.7%)	706	(0.6%)	31,507	(11.9%)
3月	264,135	(100.0%)	27,976	(10.6%)	3,409	(1.3%)	120,568	(45.7%)	987	(0.8%)	31,540	(11.9%)
合計	3,175,453	(100.0%)	233,897	(7.4%)	24,055	(0.8%)	1,452,934	(45.8%)	87,895	(0.7%)	379,518	(11.9%)

(注) 1 調査対象は、警察部門、消防部門及び教育委員会以外の部門に属する職員のうち、管理監督職員(管理職手当を支給される職員とこれに準じる職員)を除いた職員である。

(参考) 令和2年度の状況

	全職場合計			
	職員数		割合	
	職員数(人)	割合(%)	職員数(人)	割合(%)
4月	272,254	(100.0%)	20,548	(7.5%)
5月	272,947	(100.0%)	14,068	(5.2%)
6月	273,085	(100.0%)	15,429	(5.6%)
7月	273,074	(100.0%)	18,700	(6.8%)
8月	273,123	(100.0%)	11,571	(4.2%)
9月	272,886	(100.0%)	14,381	(5.3%)
10月	272,453	(100.0%)	17,728	(6.5%)
11月	272,911	(100.0%)	15,815	(5.8%)
12月	272,571	(100.0%)	17,937	(6.6%)
1月	272,572	(100.0%)	18,413	(6.7%)
2月	272,708	(100.0%)	16,445	(6.0%)
3月	272,649	(100.0%)	26,692	(9.8%)
合計	3,272,933	(100.0%)	209,727	(6.4%)

表 16-2 時間外勤務の状況(月45時間超の職員数及び割合)【指定都市】

○時間外勤務を月45時間超行った職員数及び割合

	全職場合計						条例等の例規による上陸規制に基づく職場(労基法36条に規定されている協定による上陸規制に基づき職場を除く)						他律的業務の比重が高い部署											
	時間外勤務を45時間超行った職員数(人)		45時間超100時間未満(人)		100時間以上(人)		職員数(人)		時間外勤務を45時間超行った職員数(人)		45時間超100時間未満(人)		100時間以上(人)		職員数(人)		時間外勤務を45時間超行った職員数(人)		45時間超100時間未満(人)		100時間以上(人)			
	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)		
4月	154,994	(8.6%)	12,147	(7.8%)	1,233	(0.8%)	63,201	(8.5%)	5,387	(4.9%)	4,991	(7.8%)	456	(0.7%)	26,464	(20.7%)	5,477	(20.7%)	2,919	(3.9%)	2,222	(3.4%)	297	(0.5%)
5月	154,917	(5.9%)	9,152	(5.2%)	1,026	(0.7%)	62,930	(5.4%)	3,426	(4.9%)	3,107	(4.9%)	356	(0.6%)	26,398	(12.8%)	3,387	(12.8%)	2,333	(3.6%)	1,953	(3.0%)	386	(0.6%)
6月	154,982	(5.7%)	8,854	(5.3%)	8,233	(0.4%)	62,443	(5.7%)	3,530	(3.2%)	3,430	(11.8%)	290	(0.5%)	27,093	(13.4%)	3,624	(13.4%)	1,700	(2.6%)	1,563	(2.4%)	137	(0.2%)
7月	154,897	(7.6%)	7,605	(4.9%)	7,038	(0.4%)	62,848	(4.9%)	2,915	(2.6%)	2,580	(9.8%)	300	(0.5%)	26,544	(10.2%)	2,710	(10.2%)	1,980	(3.0%)	1,834	(2.8%)	146	(0.2%)
8月	154,824	(6.7%)	10,443	(6.7%)	1,233	(0.8%)	63,551	(6.2%)	3,951	(3.5%)	3,171	(12.4%)	451	(0.7%)	25,652	(13.4%)	3,437	(13.4%)	3,055	(4.7%)	2,839	(3.9%)	516	(0.8%)
9月	154,878	(4.3%)	7,014	(4.3%)	6,613	(0.3%)	63,396	(4.3%)	2,701	(2.5%)	2,245	(8.6%)	177	(0.3%)	26,040	(9.0%)	2,335	(9.0%)	1,978	(3.0%)	1,844	(2.8%)	134	(0.2%)
10月	155,216	(6.9%)	10,768	(6.1%)	1,336	(0.9%)	62,599	(7.4%)	4,619	(3.8%)	3,680	(13.6%)	815	(1.3%)	27,180	(15.2%)	4,136	(15.2%)	2,013	(3.1%)	1,939	(3.0%)	74	(0.1%)
11月	154,988	(3.7%)	5,756	(3.6%)	2,44	(0.2%)	63,881	(3.3%)	2,091	(2.0%)	2,017	(3.2%)	74	(0.1%)	25,527	(8.9%)	2,266	(8.9%)	1,400	(2.1%)	1,364	(2.1%)	36	(0.1%)
12月	154,968	(3.4%)	5,341	(3.3%)	250	(0.2%)	63,860	(3.0%)	1,887	(1.8%)	1,833	(7.7%)	79	(0.1%)	25,546	(7.7%)	1,963	(7.7%)	1,491	(2.3%)	1,448	(2.2%)	43	(0.1%)
1月	154,825	(5.7%)	8,820	(5.1%)	7,888	(0.6%)	63,345	(4.7%)	3,006	(2.7%)	2,571	(10.0%)	239	(0.4%)	25,814	(11.2%)	2,882	(11.2%)	2,932	(4.4%)	2,550	(3.9%)	382	(0.6%)
2月	154,674	(5.9%)	9,175	(5.4%)	8,380	(0.5%)	63,133	(5.1%)	3,248	(2.9%)	2,986	(11.7%)	262	(0.4%)	25,876	(10.0%)	3,036	(11.7%)	2,891	(4.4%)	2,552	(3.9%)	339	(0.5%)
3月	154,687	(9.1%)	14,030	(8.5%)	13,114	(0.8%)	63,199	(9.0%)	5,667	(8.4%)	4,951	(17.7%)	361	(0.6%)	25,994	(19.1%)	4,601	(17.7%)	3,409	(5.2%)	3,201	(4.9%)	208	(0.3%)
合計	1,858,848	(5.9%)	110,338	(5.4%)	100,784	(0.5%)	758,386	(5.6%)	42,428	(38.5%)	37,207	(11.8%)	3,860	(0.5%)	314,128	(40.2%)	40,203	(40.2%)	27,707	(3.5%)	25,009	(3.2%)	2,698	(0.3%)

(注) 1 調査対象は、警察部門、消防部門及び教育委員会以外の部門に属する職員のうち、管理監督職員(管理職手当を支給される職員とこれに準じる職員)を除いた職員である。

(参考) 令和2年度の状況

	全職場合計					
	職員数(人)	時間外勤務を45時間超行った職員数(人)	45時間超100時間未満(人)	100時間以上(人)	職員数(人)	時間外勤務を45時間超行った職員数(人)
4月	159,271	10,892	9,955	937	65,328	2,919
5月	159,346	6,849	6,238	611	65,583	2,333
6月	159,296	7,894	7,463	431	65,446	1,700
7月	159,258	8,210	7,735	475	65,505	1,980
8月	159,217	5,895	5,417	478	65,621	3,055
9月	159,250	6,980	6,643	337	65,442	1,978
10月	159,635	8,313	7,781	532	65,437	2,013
11月	159,441	6,606	6,140	466	65,380	1,400
12月	159,366	7,113	6,566	547	65,360	1,491
1月	159,208	7,720	6,883	827	65,666	2,932
2月	159,161	7,094	6,730	364	65,665	2,891
3月	159,131	14,169	13,129	1,040	65,494	3,409
合計	1,911,380	97,735	90,690	7,045	786,334	27,707

表 16-3 時間外勤務の状況(月45時間超の職員数及び割合)【市区町村】

○時間外勤務を月45時間超行った職員数及び割合

	全職場合計				条例等の例規による上陸規制に基づく職場(労基法36条に規定されている協定による)				労基法36条に規定されている協定による			
	右記以外の部署				他律的業務の比重が高い部署				上陸規制に基づく職場			
	職員数 (人)	時間外勤務 を行った 職員数 (人)	45時間超 100時間未満 (人)	100時間以上 (人)	職員数 (人)	時間外勤務 を行った 職員数 (人)	45時間超 100時間未満 (人)	100時間以上 (人)	職員数 (人)	時間外勤務 を行った 職員数 (人)	45時間超 100時間未満 (人)	100時間以上 (人)
4月	637,165 (100.0%)	49,293 (7.7%)	44,838 (7.0%)	4,455 (0.7%)	397,024 (100.0%)	29,561 (7.4%)	27,120 (6.8%)	2,441 (0.6%)	171,463 (100.0%)	6,268 (3.7%)	5,618 (3.3%)	650 (0.4%)
5月	637,066 (100.0%)	33,204 (5.2%)	29,479 (4.6%)	3,725 (0.6%)	398,059 (100.0%)	18,522 (4.7%)	16,577 (4.2%)	1,945 (0.5%)	171,585 (100.0%)	6,348 (3.7%)	5,467 (3.2%)	881 (0.5%)
6月	636,980 (100.0%)	33,353 (5.2%)	29,255 (4.6%)	4,098 (0.6%)	398,117 (100.0%)	19,826 (5.0%)	17,408 (4.4%)	2,418 (0.6%)	171,597 (100.0%)	4,892 (2.9%)	4,190 (2.4%)	702 (0.4%)
7月	636,499 (100.0%)	28,072 (4.4%)	25,112 (3.9%)	2,960 (0.5%)	398,686 (100.0%)	16,547 (4.2%)	14,835 (3.7%)	1,712 (0.4%)	171,466 (100.0%)	4,999 (2.9%)	4,379 (2.6%)	620 (0.4%)
8月	636,111 (100.0%)	26,330 (4.1%)	23,835 (3.7%)	2,495 (0.4%)	398,961 (100.0%)	14,933 (3.7%)	13,836 (3.5%)	1,097 (0.3%)	171,320 (100.0%)	6,024 (3.5%)	5,109 (3.0%)	915 (0.5%)
9月	635,866 (100.0%)	19,669 (3.1%)	18,443 (2.9%)	1,226 (0.2%)	398,878 (100.0%)	11,037 (2.8%)	10,391 (2.6%)	646 (0.2%)	171,202 (100.0%)	4,273 (2.5%)	3,942 (2.3%)	331 (0.2%)
10月	635,842 (100.0%)	37,354 (5.9%)	32,630 (5.1%)	4,724 (0.7%)	397,019 (100.0%)	23,489 (5.9%)	20,516 (5.2%)	2,973 (0.7%)	171,118 (100.0%)	4,540 (2.7%)	4,241 (2.5%)	299 (0.2%)
11月	635,546 (100.0%)	20,984 (3.3%)	19,786 (3.1%)	1,198 (0.2%)	398,414 (100.0%)	12,071 (3.0%)	11,420 (2.9%)	651 (0.2%)	170,946 (100.0%)	3,453 (2.0%)	3,277 (1.9%)	176 (0.1%)
12月	635,148 (100.0%)	17,655 (2.8%)	16,542 (2.6%)	1,113 (0.2%)	398,287 (100.0%)	9,688 (2.4%)	9,110 (2.3%)	548 (0.1%)	170,858 (100.0%)	3,303 (2.1%)	3,310 (1.9%)	193 (0.1%)
1月	634,488 (100.0%)	26,794 (4.2%)	24,231 (3.8%)	2,563 (0.4%)	396,926 (100.0%)	14,304 (3.6%)	13,220 (3.3%)	1,084 (0.3%)	170,851 (100.0%)	5,642 (3.3%)	4,808 (2.8%)	834 (0.5%)
2月	634,184 (100.0%)	30,192 (4.8%)	27,857 (4.4%)	2,335 (0.4%)	396,126 (100.0%)	16,743 (4.2%)	15,697 (4.0%)	1,046 (0.3%)	170,716 (100.0%)	5,502 (3.2%)	4,780 (2.8%)	722 (0.4%)
3月	634,056 (100.0%)	46,456 (7.3%)	42,827 (6.8%)	3,629 (0.6%)	395,042 (100.0%)	27,893 (7.1%)	25,892 (6.6%)	2,001 (0.5%)	170,704 (100.0%)	6,634 (3.9%)	6,044 (3.5%)	590 (0.3%)
合計	7,628,951 (100.0%)	369,356 (4.8%)	334,835 (4.4%)	34,521 (0.5%)	4,771,539 (100.0%)	214,584 (4.5%)	196,022 (4.1%)	18,562 (0.4%)	2,053,826 (100.0%)	62,078 (3.0%)	55,165 (2.7%)	6,913 (0.3%)

(注) 1 調査対象は、警察部門、消防部門及び教育委員会以外の部門に属する職員のうち、管理監督職員(管理職手当を支給される職員及びこれに準じる職として定まる職に任用されている職員)を除いた職員である。

(参考) 令和2年度の状況

	全職場合計			
	職員数 (人)	時間外勤務 を行った 職員数 (人)	45時間超 100時間未満 (人)	100時間以上 (人)
4月	654,650 (100.0%)	43,577 (6.7%)	39,905 (6.1%)	3,672 (0.6%)
5月	654,638 (100.0%)	31,388 (4.8%)	27,989 (4.3%)	3,399 (0.5%)
6月	654,307 (100.0%)	24,986 (3.8%)	23,390 (3.6%)	1,596 (0.2%)
7月	653,819 (100.0%)	24,176 (3.7%)	22,624 (3.5%)	1,552 (0.2%)
8月	653,508 (100.0%)	15,578 (2.4%)	14,534 (2.2%)	1,044 (0.2%)
9月	653,242 (100.0%)	18,016 (2.8%)	16,968 (2.6%)	1,048 (0.2%)
10月	653,261 (100.0%)	23,425 (3.6%)	22,055 (3.4%)	1,370 (0.2%)
11月	652,662 (100.0%)	20,760 (3.2%)	19,410 (3.0%)	1,350 (0.2%)
12月	652,799 (100.0%)	19,650 (3.0%)	18,128 (2.8%)	1,522 (0.2%)
1月	652,230 (100.0%)	24,959 (3.8%)	22,787 (3.5%)	2,172 (0.3%)
2月	651,962 (100.0%)	25,678 (3.9%)	24,217 (3.7%)	1,461 (0.2%)
3月	651,845 (100.0%)	45,204 (6.9%)	41,622 (6.4%)	3,582 (0.5%)
合計	7,838,923 (100.0%)	317,397 (4.0%)	293,629 (3.7%)	23,768 (0.3%)

表17 勤務時間管理の実施方法の状況

1. 勤務時間管理の実施方法

(単位：団体)

区分	団体数	実施の方法				職員本人からの自己申告のみ
		勤務管理者の現認による確認・記録	タイムカード、ICカード、パソコンの使用時間等の客観的な記録による確認・記録	職員本人からの自己申告(システム入力等)による確認・記録	職員本人からの自己申告(紙媒体)による確認・記録	
都道府県	47 (100.0%)	29 (61.7%)	41 (87.2%)	40 (85.1%)	19 (40.4%)	4 (8.5%)
指定都市	20 (100.0%)	5 (25.0%)	17 (85.0%)	10 (50.0%)	7 (35.0%)	3 (15.0%)
市区町村	1,721 (100.0%)	539 (31.3%)	912 (53.0%)	647 (37.6%)	720 (41.8%)	527 (30.6%)
合計	1,788 (100.0%)	573 (32.0%)	970 (54.3%)	697 (39.0%)	746 (41.7%)	534 (29.9%)

(注) 1 「実施の方法」欄には、「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」(平成29年1月20日厚生労働省策定)に労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置として規定されている労働時間管理の方法を実施している団体数を計上している。

2 「職員本人からの自己申告のみ」欄には、「実施の方法」欄のうち「職員本人からの自己申告(システム入力等)による確認・記録」「職員本人からの自己申告(紙媒体)による確認・記録」のいずれか又は両方の方法しか講じていない団体数を計上している。

3 ()内は団体区分ごとの団体数に占める割合である。

表 18 競争試験における受験者数、合格者数、採用者数、競争率の推移

(単位:人、倍)

区分	平成 29 年度				平成 30 年度				令和元年度				令和 2 年度				令和 3 年度			
	受験者数	合格者数	採用者数	競争率	受験者数	合格者数	採用者数	競争率	受験者数	合格者数	採用者数	競争率	受験者数	合格者数	採用者数	競争率	受験者数	合格者数	採用者数	競争率
都	111,795	19,828	13,381	5.6	102,606	19,628	12,991	5.2	89,220	19,013	12,982	4.7	78,438	18,822	13,158	4.2	83,701	18,271	12,290	4.6
道	9,328	1,428	1,190	6.5	8,439	1,498	1,213	5.6	7,558	1,476	1,179	5.1	7,645	1,607	1,101	4.8	8,141	1,487	1,135	5.5
府	57,644	9,047	6,304	6.4	58,015	8,482	5,859	6.8	56,681	8,550	5,963	6.6	52,289	8,606	5,523	6.1	51,838	7,930	5,231	6.5
県	769	195	128	3.9	607	179	134	3.4	431	86	99	5.0	4,388	457	398	9.6	2,950	344	294	8.6
計	179,536	30,498	21,003	5.9	169,667	29,787	20,197	5.7	153,890	29,125	20,223	5.3	142,760	29,492	20,180	4.8	146,630	28,032	18,950	5.2
大	170,799	23,034	18,497	7.4	161,278	23,830	18,804	6.8	150,906	22,968	18,002	6.6	171,563	23,553	18,274	7.3	176,251	25,586	19,263	6.9
短	38,599	9,771	8,620	4.0	34,167	9,566	8,027	3.6	31,321	9,064	7,763	3.5	31,760	8,247	7,097	3.9	30,285	8,199	6,915	3.7
高	65,577	8,286	6,886	7.9	64,812	8,845	7,305	7.3	64,759	8,549	6,936	7.6	75,145	8,716	6,960	8.6	67,206	8,912	7,048	7.5
そ	10,554	1,730	1,529	6.1	8,559	1,554	1,384	5.5	9,465	1,701	1,476	5.6	15,061	2,094	1,807	7.2	13,652	2,135	1,775	6.4
計	285,529	42,821	35,532	6.7	268,816	43,795	35,520	6.1	256,451	42,282	34,177	6.1	293,529	42,610	34,138	6.9	287,394	44,832	35,001	6.4
大	10,598	1,928	1,607	5.5	10,001	1,993	1,597	5.0	8,683	1,901	1,560	4.6	9,656	1,861	1,425	5.2	9,611	2,122	1,646	4.5
短	3,668	1,159	1,011	3.2	3,331	1,121	977	3.0	3,028	1,089	952	2.8	2,638	901	793	2.9	2,657	932	771	2.9
高	17,783	3,295	2,807	5.4	16,525	3,345	2,767	4.9	16,491	3,392	2,836	4.9	18,504	3,453	2,775	5.4	17,331	3,561	2,778	4.9
そ	1,145	357	308	3.2	1,483	461	396	3.2	1,583	495	384	3.2	1,443	448	384	3.2	1,405	447	394	3.1
計	33,194	6,739	5,733	4.9	31,340	6,920	5,737	4.5	29,785	6,877	5,732	4.3	32,241	6,663	5,377	4.8	31,004	7,062	5,589	4.4
大	293,192	44,790	33,485	6.5	273,885	45,451	33,392	6.0	248,809	43,882	32,544	5.7	259,657	44,236	32,857	5.9	269,563	45,979	33,199	5.9
短	51,595	12,358	10,821	4.2	45,937	12,185	10,217	3.8	41,907	11,629	9,894	3.6	42,043	10,755	8,991	3.9	41,083	10,618	8,821	3.9
高	141,004	20,628	15,997	6.8	139,352	20,672	15,931	6.7	137,931	20,491	15,735	6.7	145,938	20,775	15,258	7.0	136,375	20,403	15,057	6.7
そ	12,468	2,282	1,965	5.5	10,649	2,194	1,914	4.9	11,479	2,282	1,959	5.0	20,892	2,999	2,589	7.0	18,007	2,926	2,463	6.2
計	498,259	80,058	62,268	6.2	469,823	80,502	61,454	5.8	440,126	78,284	60,132	5.6	468,530	78,765	59,695	5.9	465,028	79,926	59,540	5.8

(注) 1 試験区分は、以下による。

大学卒業程度試験：上級試験と称して行った試験又は大学卒業程度の学力を有すると認める者を対象として行った試験

短大卒業程度試験：中級試験と称して行った試験又は短期大学卒業程度の学力を有すると認める者を対象として行った試験

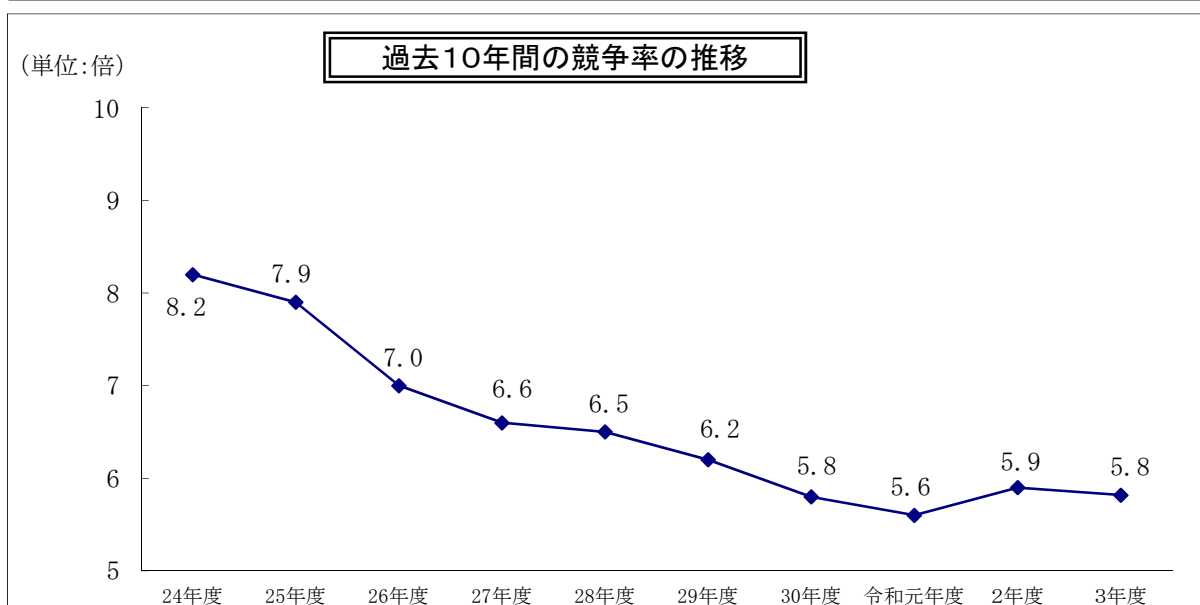
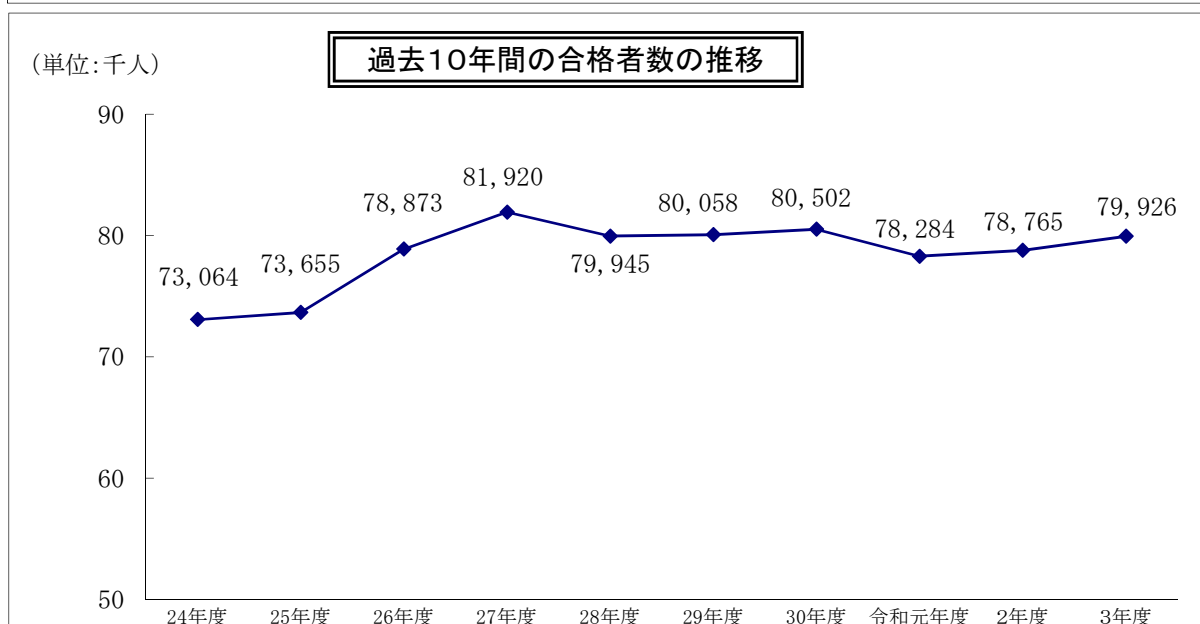
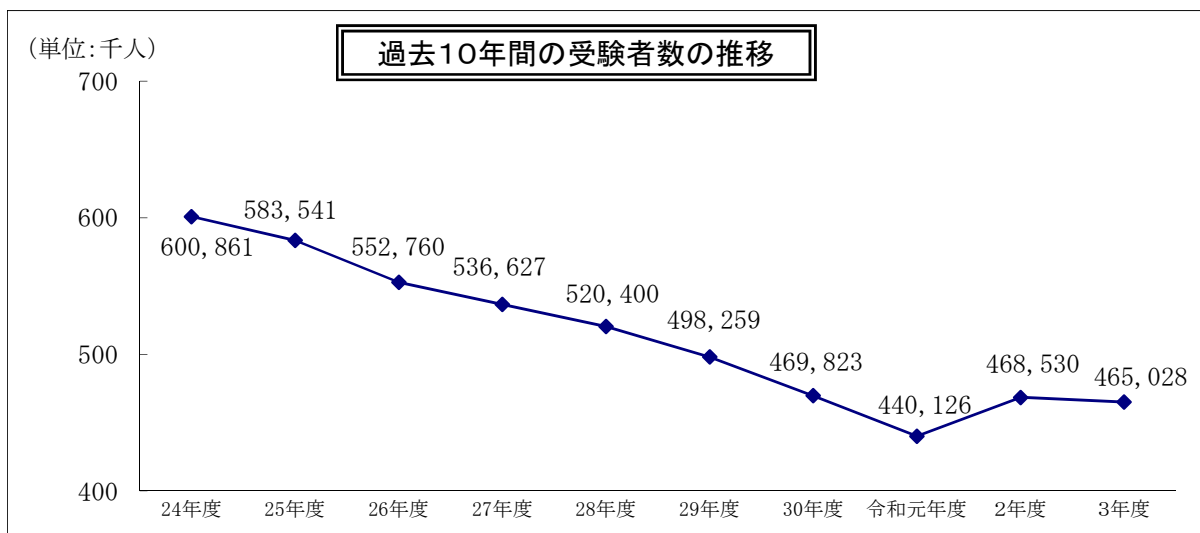
高校卒業程度試験：初級試験と称して行った試験又は高校卒業程度の学力を有すると認める者を対象として行った試験

その他の試験：中学校卒業程度の学力を有すると認める者を対象として行った試験又は資格及び学力の程度を問わないで行った試験

2 「市区」には、政令指定都市を含む。

3 競争率は、受験者数/合格者数

図1 過去10年間の競争試験における受験者数、合格者数、競争率の推移



(注) 競争率は受験者数/合格者数

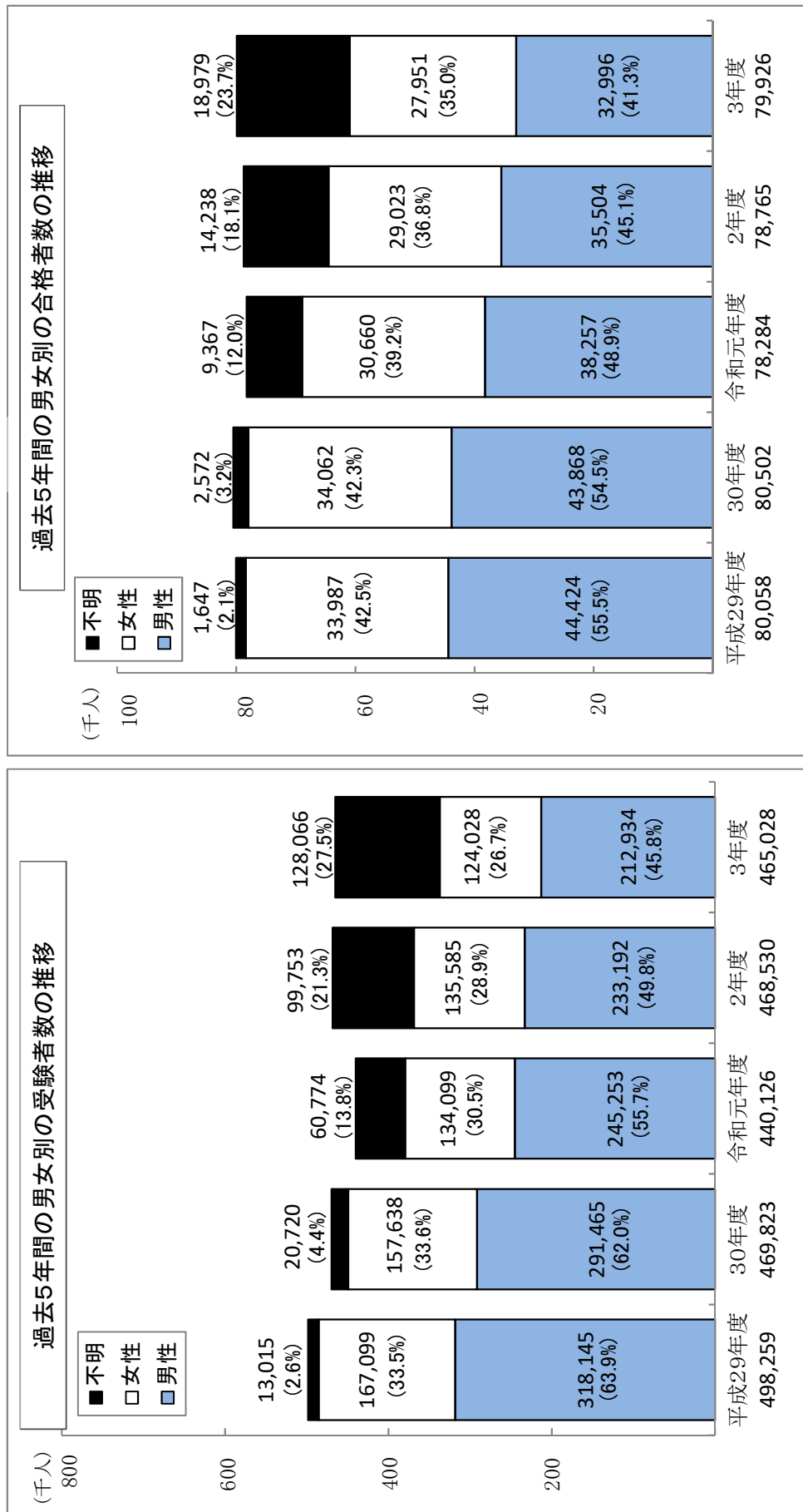
表19 競争試験における男女別の受験者数、合格者数、採用者数の推移

(単位:人)

区分	平成29年度			平成30年度			令和元年度			令和2年度			令和3年度		
	受験者数	合格者数	採用者数	受験者数	合格者数	採用者数	受験者数	合格者数	採用者数	受験者数	合格者数	採用者数	受験者数	合格者数	採用者数
男性	128,551	20,946	14,282	119,562	20,216	13,355	103,738	18,667	13,062	80,978	16,251	12,801	79,225	14,216	11,683
(割合)	(71.6%)	(68.7%)	(68.0%)	(70.5%)	(67.9%)	(66.1%)	(67.4%)	(64.1%)	(64.6%)	(56.7%)	(55.1%)	(63.4%)	(54.0%)	(50.7%)	(61.7%)
女性	50,985	9,552	6,721	48,478	9,371	6,842	43,518	9,215	7,161	36,150	8,237	7,379	33,663	7,559	7,267
(割合)	(28.4%)	(31.3%)	(32.0%)	(28.6%)	(31.5%)	(33.9%)	(28.3%)	(31.6%)	(35.4%)	(25.3%)	(27.9%)	(36.6%)	(23.0%)	(27.0%)	(38.3%)
不明				1,627	200		6,634	1,243		25,632	5,004		33,742	6,257	
(割合)				(1.0%)	(0.7%)		(4.3%)	(4.3%)		(18.0%)	(17.0%)		(23.0%)	(22.3%)	
計	179,536	30,498	21,003	169,667	29,787	20,197	153,890	29,125	20,223	142,760	29,492	20,180	146,630	28,032	18,950
男性	168,785	19,982	17,260	152,929	20,112	17,336	123,947	16,255	16,211	133,790	15,948	16,168	116,126	15,204	16,337
(割合)	(59.1%)	(46.7%)	(48.6%)	(56.9%)	(45.9%)	(48.8%)	(48.3%)	(38.4%)	(47.4%)	(45.6%)	(37.4%)	(47.4%)	(40.4%)	(33.9%)	(46.7%)
女性	103,829	21,208	18,272	96,846	21,322	18,184	78,743	17,953	17,966	87,331	17,538	17,970	78,549	16,997	18,664
(割合)	(36.4%)	(49.5%)	(51.4%)	(36.0%)	(48.7%)	(51.2%)	(30.7%)	(42.5%)	(52.6%)	(29.8%)	(41.2%)	(52.6%)	(27.3%)	(37.9%)	(53.3%)
不明	12,915	1,631		19,041	2,361		53,761	8,074		72,408	9,124		92,719	12,631	
(割合)	(4.5%)	(3.8%)		(7.1%)	(5.4%)		(21.0%)	(19.1%)		(24.7%)	(21.4%)		(32.3%)	(28.2%)	
計	285,529	42,821	35,532	268,816	43,795	35,520	256,451	42,282	34,177	293,529	42,610	34,138	287,394	44,832	35,001
男性	20,809	3,496	2,925	18,974	3,540	2,885	17,568	3,335	2,762	18,424	3,305	2,654	17,583	3,576	2,766
(割合)	(62.7%)	(51.9%)	(51.0%)	(60.5%)	(51.2%)	(50.3%)	(59.0%)	(48.5%)	(48.2%)	(57.1%)	(49.6%)	(49.4%)	(56.7%)	(50.6%)	(49.5%)
女性	12,285	3,227	2,808	12,314	3,369	2,852	11,838	3,492	2,970	12,104	3,248	2,723	11,816	3,395	2,823
(割合)	(37.0%)	(47.9%)	(49.0%)	(39.3%)	(48.7%)	(49.7%)	(39.7%)	(50.8%)	(51.8%)	(37.5%)	(48.7%)	(50.6%)	(38.1%)	(48.1%)	(50.5%)
不明	100	16		52	11		379	50		1,713	110		1,605	91	
(割合)	(0.3%)	(0.2%)		(0.2%)	(0.2%)		(1.3%)	(0.7%)		(5.3%)	(1.7%)		(5.2%)	(1.3%)	
計	33,194	6,739	5,733	31,340	6,920	5,737	29,785	6,877	5,732	32,241	6,663	5,377	31,004	7,062	5,589
男性	318,145	44,424	34,467	291,465	43,868	33,576	245,253	38,257	32,035	233,192	35,504	31,623	212,934	32,996	30,786
(割合)	(63.9%)	(55.5%)	(55.4%)	(62.0%)	(54.5%)	(54.6%)	(55.7%)	(48.9%)	(53.3%)	(49.8%)	(45.1%)	(53.0%)	(45.8%)	(41.3%)	(51.7%)
女性	167,099	33,987	27,801	157,638	34,062	27,878	134,099	30,660	28,097	135,585	29,023	28,072	124,028	27,951	28,754
(割合)	(33.5%)	(42.5%)	(44.6%)	(33.6%)	(42.3%)	(45.4%)	(30.5%)	(39.2%)	(46.7%)	(28.9%)	(36.8%)	(47.0%)	(26.7%)	(35.0%)	(48.3%)
不明	13,015	1,647		20,720	2,572		60,774	9,367		99,753	14,238		128,066	18,979	
(割合)	(2.6%)	(2.1%)		(4.4%)	(3.2%)		(13.8%)	(12.0%)		(21.3%)	(18.1%)		(27.5%)	(23.7%)	
計	498,259	80,058	62,268	469,823	80,502	61,454	440,126	78,284	60,132	468,530	78,765	59,695	465,028	79,926	59,540

(注) 1 「不明」は、申込書に性別の記入欄を設けていない試験のため、性別が不明のものである。
 2 ()は、性別区分中の割合である(端数処理のため、合計が100%とならない場合がある。)
 3 「市区」には、政令指定都市を含む。

図2 過去5年間の競争試験における男女別の受験者数、合格者数の推移



(注) 1 「不明」は、申込書に性別の記入欄を設けていない試験のため、性別が不明のものである。

2 () は、各性別区分の全体に占める割合である(端数処理のため、合計が100%とならない場合がある。)

表20 中途採用試験の実施状況

	団体会数	中途採用試験 (令和3年度中に実施したもの)						経歴不問の中途採用試験					
		実施団体会数		受験者数		採用者数		実施団体会数		受験者数		採用者数	
		実施団体会数	受験者数	採用者数	実施団体会数	受験者数	採用者数	実施団体会数	受験者数	採用者数	実施団体会数	受験者数	採用者数
都道府県	47	47	19,246	1,737	40	8,388	978	39	10,858	759			
指定都市	20	20	13,630	1,103	18	7,226	635	16	6,404	468			
市区町村	1,722	898	55,117	6,266	645	24,290	3,032	461	30,827	3,234			
合計	1,789	965	87,993	9,106	703	39,904	4,645	516	48,089	4,461			

(参考) 中途採用試験(令和2年度に実施したもの)

	団体会数	中途採用試験 (令和2年度中に実施したもの)						経歴不問の中途採用試験					
		実施団体会数		受験者数		採用者数		実施団体会数		受験者数		採用者数	
		実施団体会数	受験者数	採用者数	実施団体会数	受験者数	採用者数	実施団体会数	受験者数	採用者数	実施団体会数	受験者数	採用者数
都道府県	47	47	25,073	1,759	41	8,551	959	40	16,522	800			
指定都市	20	20	16,663	1,034	18	6,724	539	16	9,939	495			
市区町村	1,722	839	56,719	5,538	592	21,443	2,584	438	35,276	2,954			
合計	1,789	906	98,455	8,331	651	36,718	4,082	494	61,737	4,249			

注1)「経歴不問の中途採用試験」とは、民間企業に勤務する等一定の社会経験を有する者を対象とした採用試験

注2)「経歴不問の中途採用試験」とは、主に新卒者を対象に行う採用試験及び「経歴不問の採用試験」以外の採用試験

注3)「市区町村」の「団体会数」には、市区町村(1,721団体)に加えて、特別区人事委員会が含まれている。

表 2 1 ストレスチェックの実施状況等（令和3年度）

1 ストレスチェック・集団分析の団体区分別実施状況

区 分	事業場数	ストレスチェック		集団分析		集団分析結果	
		実施事業場数 (前年度)	実施事業場率 (前年度)	実施事業場数 (前年度)	実施事業場率 (前年度)	活用事業場数 (前年度)	活用事業場率 (前年度)
a	b	b/a	c	c/b	d	d/c	
都道府県	14,791	100.0% (99.8%)	13,624	92.1% (91.6%)	12,413	91.1% (89.9%)	
指定都市	8,996	100.0% (100.0%)	8,212	91.3% (92.1%)	7,586	92.4% (87.0%)	
市区	44,572	98.3% (97.9%)	38,380	87.6% (86.8%)	32,477	84.6% (84.7%)	
町村	10,339	96.6% (95.5%)	8,167	81.8% (80.7%)	6,039	73.9% (72.3%)	
一部事務組合等	3,582	71.0% (68.4%)	2,036	80.1% (79.6%)	1,300	63.9% (66.8%)	
合計	82,280	97.4% (96.9%)	70,419	87.9% (87.3%)	59,815	84.9% (84.0%)	

(注) 1 「ストレスチェック」とは、労働安全衛生法第66条の10第1項に規定する「心理的な負担の程度を把握するための検査」をいう。なお、ストレスチェックの実施について、常時使用する労働者数が50人未満の小規模事業場においては、当分の間、努力義務とされているが、総務省から各地方公共団体に対しては、職員のメンタルヘルズ不調を未然に防止するという観点から、制度の趣旨を踏まえ、事業場の規模に関わらず、原則として全ての職員に対して実施するよう助言を行っている。

2 「ストレスチェック実施事業場数」欄には、事業場の規模に関わらず、ストレスチェックを実施した事業場数を計上している。

3 「集団分析」は、労働安全衛生規則第52条の14に規定されており、事業者は、ストレスチェックの実施者に対してストレスチェック結果を一定規模の集団ごとに集計、分析させ、その結果を勘案し、その必要があると認めるときは、当該集団の労働者の実情を考慮して、当該集団の労働者の心理的な負担を軽減するための適切な措置を講ずるよう努めなければならないこととされている。

4 一部事務組合等については、専任の職員が所属する団体のみ調査対象としている。

表2-1 ストレスチェックの実施状況等（令和3年度）

2 ストレスチェック・集団分析の部局別実施状況

区分	事業場数		ストレスチェック実施事業場数		実施事業場率		集団分析		実施事業場率		集団分析結果	
	a	b	b/a	(前年度)	c	c/b	(前年度)	d	d/c	(前年度)		
知事及び市区町村長	32,767	31,884	97.3%	(96.9%)	27,655	86.7%	(86.3%)	23,860	86.3%	(86.3%)		
都道府県	7,079	7,079	100.0%	(99.7%)	6,046	85.4%	(84.4%)	5,463	90.4%	(91.4%)		
指定都市	3,154	3,154	100.0%	(100.0%)	2,945	93.4%	(96.5%)	2,861	97.1%	(95.0%)		
市区	17,142	17,072	99.6%	(99.4%)	15,020	88.0%	(86.7%)	12,944	86.2%	(86.4%)		
町	3,934	3,820	97.1%	(96.5%)	3,120	81.7%	(81.7%)	2,281	73.1%	(71.3%)		
一部事務組合等	1,458	759	52.1%	(47.7%)	524	69.0%	(72.1%)	311	59.4%	(59.6%)		
教育委員会	40,542	39,623	97.7%	(97.1%)	34,766	87.7%	(87.0%)	29,191	84.0%	(82.3%)		
都道府県	5,255	5,255	100.0%	(100.0%)	5,189	98.7%	(98.2%)	4,787	92.3%	(89.9%)		
指定都市	4,940	4,940	100.0%	(100.0%)	4,383	88.7%	(87.7%)	3,858	88.0%	(79.3%)		
市区	24,571	23,893	97.2%	(96.6%)	20,711	86.7%	(86.2%)	17,219	83.1%	(83.1%)		
町	5,706	5,487	96.2%	(94.6%)	4,450	81.1%	(79.5%)	3,305	74.3%	(73.0%)		
一部事務組合等	70	48	68.6%	(70.6%)	33	68.8%	(64.6%)	22	66.7%	(71.0%)		
警察	1,812	1,812	100.0%	(100.0%)	1,774	97.9%	(99.7%)	1,627	91.7%	(87.1%)		
都道府県	1,812	1,812	100.0%	(100.0%)	1,774	97.9%	(99.7%)	1,627	91.7%	(87.1%)		
指定都市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
市区	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
一部事務組合等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
消防	3,832	3,641	95.0%	(94.4%)	3,325	91.3%	(91.2%)	2,701	81.2%	(82.2%)		
都道府県	138	138	100.0%	(100.0%)	138	100.0%	(100.0%)	114	82.6%	(92.0%)		
指定都市	504	504	100.0%	(100.0%)	489	97.0%	(100.0%)	474	96.9%	(92.0%)		
市区	1,469	1,465	99.7%	(100.0%)	1,390	94.9%	(95.5%)	1,226	88.2%	(88.1%)		
町	84	81	96.4%	(100.0%)	69	85.2%	(84.4%)	53	76.8%	(78.5%)		
一部事務組合等	1,637	1,453	88.8%	(87.0%)	1,239	85.3%	(83.3%)	834	67.3%	(70.3%)		
公営企業	3,327	3,169	95.3%	(95.0%)	2,899	91.5%	(90.1%)	2,436	84.0%	(83.1%)		
都道府県	507	507	100.0%	(100.0%)	477	94.1%	(93.8%)	422	88.5%	(80.8%)		
指定都市	398	398	100.0%	(100.0%)	395	99.2%	(97.4%)	393	99.5%	(98.4%)		
市区	1,390	1,382	99.4%	(99.6%)	1,259	91.1%	(90.2%)	1,088	86.4%	(87.5%)		
町	615	600	97.6%	(97.1%)	528	88.0%	(85.6%)	400	75.8%	(72.4%)		
一部事務組合等	417	282	67.6%	(67.5%)	240	85.1%	(82.2%)	133	55.4%	(63.9%)		

(注) 1 「ストレスチェック」とは、労働安全衛生法第66条の10第1項に規定する「心理的な負担の程度を把握するための検査」をいう。なお、ストレスチェックの実施について、常時使用する労働者数が50人未満の小規模事業場においては、当分の間、努力義務とされているが、総務省から各地方公共団体に対しては、職員のメンタルヘルス不調を未然に防止するという観点から、制度の趣旨を踏まえ、事業場の規模に関わらず、原則として全ての職員に対して実施するよう助言を行っている。

2 「ストレスチェック実施事業場数」欄には、事業場の規模に関わらず、ストレスチェックを実施した事業場数を計上している。

3 「集団分析」は、労働安全衛生規則第52条の14に規定されており、事業者は、ストレスチェックの実施者に対してストレスチェックの結果を一定規模の集団ごとに集計、分析させ、その結果を勘案し、その必要があると認めるときは、当該集団の労働者の実情を考慮して、当該集団の労働者の心理的な負担を軽減するための適切な措置を講ずるよう努めなければならないこととされている。

4 一部事務組合等については、専任の職員が所属する団体のみ調査対象としている。

表 2 1 ストレスチェックの実施状況等（令和3年度）

3 ストレスチェック・面接指導の団体区分別受診職員数

区 分	在籍職員数	ストレスチェックを受けた		高ストレスに該当した		医師による面接指導を受けた	
		職員数	割合 (前年度)	職員数	割合 (前年度)	職員数	割合 (前年度)
	a	b	b/a	c	c/b	d	d/c
都 道 府 県	1,012,642	937,324	92.6% (92.9%)	81,845	8.7% (7.8%)	2,831	3.5% (3.7%)
指 定 都 市	426,165	380,567	89.3% (89.0%)	36,520	9.6% (8.8%)	1,385	3.8% (4.0%)
市 区	1,437,291	1,254,085	87.3% (87.2%)	133,707	10.7% (9.7%)	5,653	4.2% (4.5%)
町 村	240,597	213,102	88.6% (87.9%)	22,259	10.4% (9.7%)	1,169	5.3% (5.3%)
一 部 事 務 組 合 等	119,839	97,564	81.4% (81.2%)	9,480	9.7% (9.1%)	363	3.8% (4.2%)
合 計	3,236,534	2,882,642	89.1% (89.0%)	283,811	9.8% (8.9%)	11,401	4.0% (4.2%)

(注) 1 「在籍職員数」欄、「ストレスチェックを受けた職員数」欄、「高ストレスに該当した職員数」欄及び「医師による面接指導を受けた職員数」欄には、常時使用される職員（常勤職員のほか、臨時・非常勤職員のうち常時使用される職員を含む。）のうち、該当する職員数をそれぞれ計上している。

2 「医師による面接指導」は、労働安全衛生法第66条の10第3項に規定されており、ストレスチェック結果の通知を受けた労働者のうち、高ストレス者として選定され、面接指導を受ける必要があると実施者が認めた労働者から申出があった場合は、事業者は、当該労働者に対して、医師による面接指導を行わなければならないこととされている。

3 一部事務組合等については、専任の職員が所属する団体のみ調査対象としている。

表 2 1 ストレスチェックの実施状況等（令和 3 年度）

4 ストレスチェック・面接指導の部局別受診職員数

区分	在籍職員数		ストレスチェックを受けた		高ストレスに該当した		医師による面接指導を受けた					
	a	職員数	b/a	割合 (前年度)	c	職員数	c/b	割合 (前年度)	d	職員数	d/c	割合 (前年度)
知事及び市区町村長	1,373,427	1,231,589	89.7%	(90.1%)	133,491	10.8%	10.8%	(9.9%)	7,091	5.3%	5.3%	(5.5%)
都道府県	303,311	276,079	91.0%	(91.8%)	26,688	9.7%	9.7%	(8.6%)	1,287	4.8%	4.8%	(5.3%)
指定都市	183,278	165,330	90.2%	(90.9%)	15,680	9.5%	9.5%	(9.0%)	807	5.1%	5.1%	(5.2%)
市区	721,710	646,734	89.6%	(90.2%)	74,587	11.5%	11.5%	(10.5%)	4,016	5.4%	5.4%	(5.5%)
町	140,607	127,210	90.5%	(90.1%)	14,653	11.5%	11.5%	(10.8%)	914	6.2%	6.2%	(6.0%)
一部事務組合等	24,521	16,236	66.2%	(60.2%)	1,883	11.6%	11.6%	(11.1%)	67	3.6%	3.6%	(9.9%)
教育委員会	1,077,152	927,952	86.1%	(85.1%)	91,184	9.8%	9.8%	(8.8%)	2,846	3.1%	3.1%	(3.4%)
都道府県	312,288	282,131	90.3%	(90.3%)	31,591	11.2%	11.2%	(10.0%)	1,135	3.6%	3.6%	(3.6%)
指定都市	172,332	150,101	87.1%	(85.2%)	15,453	10.3%	10.3%	(9.1%)	420	2.7%	2.7%	(2.9%)
市区	510,111	425,466	83.4%	(82.1%)	38,604	9.1%	9.1%	(8.1%)	1,095	2.8%	2.8%	(3.2%)
町	81,375	69,580	85.5%	(83.9%)	5,470	7.9%	7.9%	(7.0%)	194	3.5%	3.5%	(4.6%)
一部事務組合等	1,046	674	64.4%	(64.7%)	66	9.8%	9.8%	(9.3%)	2	3.0%	3.0%	(6.2%)
警察	301,242	293,891	97.6%	(97.8%)	13,625	4.6%	4.6%	(4.2%)	226	1.7%	1.7%	(1.8%)
都道府県	301,242	293,891	97.6%	(97.8%)	13,625	4.6%	4.6%	(4.2%)	226	1.7%	1.7%	(1.8%)
指定都市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
市区	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
一部事務組合等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
消防	166,209	156,046	93.9%	(94.0%)	9,725	6.2%	6.2%	(5.6%)	269	2.8%	2.8%	(2.9%)
都道府県	19,549	19,394	99.2%	(99.1%)	1,503	7.7%	7.7%	(4.7%)	9	0.6%	0.6%	(0.8%)
指定都市	30,447	29,443	96.7%	(96.7%)	1,263	4.3%	4.3%	(4.3%)	32	2.5%	2.5%	(2.3%)
市区	61,444	58,352	95.0%	(95.9%)	3,653	6.3%	6.3%	(5.9%)	75	2.1%	2.1%	(2.7%)
町	2,546	2,369	93.0%	(95.1%)	229	9.7%	9.7%	(11.1%)	5	2.2%	2.2%	(3.5%)
一部事務組合等	52,223	46,488	89.0%	(88.4%)	3,077	6.6%	6.6%	(6.1%)	148	4.8%	4.8%	(4.0%)
公営企業	318,504	273,164	85.8%	(86.4%)	35,786	13.1%	13.1%	(12.3%)	969	2.7%	2.7%	(2.7%)
都道府県	76,252	65,829	86.3%	(86.3%)	8,438	12.8%	12.8%	(12.7%)	174	2.1%	2.1%	(2.2%)
指定都市	40,108	35,693	89.0%	(90.4%)	4,124	11.6%	11.6%	(10.8%)	126	3.1%	3.1%	(3.2%)
市区	144,026	123,533	85.8%	(86.2%)	16,863	13.7%	13.7%	(12.5%)	467	2.8%	2.8%	(2.9%)
町	16,069	13,943	86.8%	(87.7%)	1,907	13.7%	13.7%	(12.6%)	56	2.9%	2.9%	(3.0%)
一部事務組合等	42,049	34,166	81.3%	(82.9%)	4,454	13.0%	13.0%	(12.1%)	146	3.3%	3.3%	(2.5%)

(注) 1 「在籍職員数」欄、「ストレスチェックを受けた職員数」欄、「高ストレスに該当した職員数」欄及び「医師による面接指導を受けた職員数」欄には、常時使用される職員（常勤職員のみ）のほか、臨時・非常勤職員のうち常時使用される職員を含む。）のうち、該当する職員数をそれぞれ計上している。

2 「医師による面接指導」は、労働安全衛生法第66条の10第3項に規定されており、ストレスチェック結果の通知を受けた労働者のうち、高ストレス者として選定され、面接指導を受ける必要があると実施者が認めた労働者から申出があった場合は、事業者は、当該労働者に対して、医師による面接指導を行わなければならないこととされている。

3 一部事務組合等については、専任の職員が所属する団体のみ調査対象としている。

表 2 1 ストレスチェックの実施状況等（令和 3 年度）

5 集団分析結果の団体区分別活用状況

区 分	集団分析結果の活用内容（複数回答）											
	集団分析結果を活用した事業場数 (a)		業務配分の見直し		人員体制・組織の見直し		管理監督者向け研修の実施		衛生委員会での審議		その他	
	実施事業場数 (b)	割合 (b/a) (前年度)	実施事業場数 (c)	割合 (c/a) (前年度)	実施事業場数 (d)	割合 (d/a) (前年度)	実施事業場数 (e)	割合 (e/a) (前年度)	実施事業場数 (f)	割合 (f/a) (前年度)		
都 道 府 県	12,413	28.1% (24.7%)	2,564	20.7% (17.9%)	4,768	38.4% (37.2%)	5,211	42.0% (42.9%)	4,733	38.1% (38.3%)		
指 定 都 市	7,586	28.2% (27.3%)	2,089	27.5% (26.5%)	5,570	73.4% (71.7%)	3,536	46.6% (48.2%)	2,898	38.2% (32.9%)		
市 区	32,477	29.0% (28.6%)	8,940	27.5% (27.9%)	11,624	35.8% (32.9%)	20,781	64.0% (64.4%)	5,678	17.5% (18.2%)		
町	6,039	27.4% (24.2%)	1,714	28.4% (28.7%)	881	14.6% (12.3%)	4,103	67.9% (69.0%)	546	9.0% (9.0%)		
一 部 事 務 組 合 等	1,300	28.2% (25.8%)	496	38.2% (37.3%)	180	13.8% (16.2%)	751	57.8% (56.9%)	168	12.9% (11.6%)		
合 計	59,815	28.5% (27.1%)	15,803	26.4% (26.0%)	23,023	38.5% (36.2%)	34,382	57.5% (58.2%)	14,023	23.4% (23.1%)		

(注) 1 集団分析結果の活用内容のうち、「その他」の主な内容としては、管理監督者への情報提供、職員向け研修の実施、作業環境（設備、レイアウト等）の改善などとなっている。

2 一部事務組合等については、専任の職員が所属する団体のみ調査対象としている。

表2-1 ストレスチェックの実施状況等（令和3年度）

区分	集団分析結果の活用内容(複数回答)											
	集団分析結果を活用した事業場数(a)		業務配分の見直し		人員体制・組織の見直し		管理監督者向け研修の実施		衛生委員会での審議		その他	
	実施事業場数(b)	割合(b/a)	実施事業場数(c)	割合(c/a)	実施事業場数(d)	割合(d/a)	実施事業場数(e)	割合(e/a)	実施事業場数(f)	割合(f/a)	実施事業場数(g)	割合(g/a)
知事及び市区町村長	23,860	23.3%	5,570	24.5%	10,083	42.3%	13,847	58.0%	5,831	24.4%	-	-
都道府県	5,463	20.7%	1,130	17.8%	2,374	43.5%	1,624	29.7%	2,343	42.9%	-	-
指定都市	2,861	12.5%	357	24.1%	689	30.6%	1,561	54.6%	1,064	37.2%	-	-
市区	12,944	26.3%	3,402	26.5%	3,429	26.3%	5,171	39.9%	2,176	16.8%	-	-
町村	2,281	26.9%	613	28.4%	648	28.4%	304	13.3%	206	9.0%	-	-
一部事務組合等	311	21.9%	68	32.5%	101	36.3%	48	15.4%	42	13.5%	-	-
教育委員会	29,191	32.6%	9,502	28.1%	8,211	26.8%	10,400	35.6%	16,636	57.0%	6,556	22.5%
都道府県	4,787	33.6%	1,608	23.6%	1,128	18.4%	1,340	28.0%	2,621	54.8%	1,531	32.0%
指定都市	3,858	39.7%	1,532	32.5%	1,197	31.0%	2,815	73.0%	1,534	39.8%	1,545	40.0%
市区	17,219	31.5%	5,423	31.6%	4,949	28.7%	5,722	33.2%	10,293	59.8%	3,158	18.3%
町村	3,305	28.2%	933	28.1%	930	28.1%	516	15.6%	2,177	65.9%	316	9.6%
一部事務組合等	22	27.3%	6	31.8%	7	31.8%	7	31.8%	11	50.0%	6	27.3%
警察	1,627	37.1%	603	20.7%	337	20.7%	904	55.6%	636	39.1%	759	46.7%
都道府県	1,627	37.1%	603	20.7%	337	20.7%	904	55.6%	636	39.1%	759	46.7%
指定都市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
市区	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
町村	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
一部事務組合等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
消防	2,701	29.0%	782	29.3%	792	29.3%	904	33.5%	1,625	60.2%	536	19.8%
都道府県	114	32.5%	37	21.9%	25	21.9%	0	0.0%	82	71.9%	41	36.0%
指定都市	474	29.7%	141	23.6%	112	23.6%	341	71.9%	252	53.2%	176	37.1%
市区	1,226	26.3%	322	22.2%	272	22.2%	437	35.6%	789	64.4%	214	17.5%
町村	53	18.9%	10	35.8%	19	35.8%	8	15.1%	42	79.2%	2	3.8%
一部事務組合等	834	32.6%	272	32.6%	364	43.6%	118	14.1%	460	55.2%	103	12.4%
公営企業	2,436	24.5%	597	25.6%	623	25.6%	732	30.0%	1,638	67.2%	341	14.0%
都道府県	422	25.8%	109	23.9%	101	23.9%	150	35.5%	248	58.8%	59	14.0%
指定都市	393	28.8%	113	28.8%	91	23.2%	228	58.0%	189	48.1%	113	28.8%
市区	1,088	23.8%	259	26.7%	290	26.7%	294	27.0%	832	76.5%	130	11.9%
町村	400	24.0%	96	29.3%	117	29.3%	53	13.3%	276	69.0%	22	5.5%
一部事務組合等	133	15.0%	20	18.0%	24	18.0%	7	5.3%	93	69.9%	17	12.8%

(注) 1 集団分析結果の活用内容のうち、「その他」の主な内容としては、管理監督者への情報提供、職員向け研修の実施、作業環境(設備、レイアウト等)の改善などとなっている。

2 一部事務組合等については、専任の職員が所属する団体のみ調査対象としている。

表 2 1 ストレスチェックの実施状況等（令和 3 年度）

7 ストレスチェック未実施の団体区分別事業場数

区分	ストレスチェックを実施していない事業場数 (a)	産業医や委託できる事業者の権限が困難であるため		予算確保が困難であるため		一部事務組合・広域連合に派遣された職員であり、派遣元の地方公共団体で実施しているため		当該事業場の業務を外部委託しており、対象者がいないため		常時使用される職員の数が10人未満など少人数であり、高ストレス者の特定や集団分析による個人ごとの結果の特定につながるおそれがあるため		在籍する職員の理解が得られなかったため		県費負担教職員に対するストレスチェック及び面接指導の実施について、都道府県の知事部局又は教育委員会との調整がつかないため	
		該当事業場数 (b)	割合 (b/a) (前年度)	該当事業場数 (c)	割合 (c/a) (前年度)	該当事業場数 (d)	割合 (d/a) (前年度)	該当事業場数 (e)	割合 (e/a) (前年度)	該当事業場数 (f)	割合 (f/a) (前年度)	該当事業場数 (g)	割合 (g/a) (前年度)	該当事業場数 (h)	割合 (h/a) (前年度)
都道府県	0	0.0% (0.0%)	0	0.0% (0.0%)	-	-	0	0.0% (75.0%)	0	0.0% (25.0%)	0	0.0% (0.0%)	0	0.0% (0.0%)	
指定都市	0	0.0% (0.0%)	0	0.0% (0.0%)	-	-	0	0.0% (0.0%)	0	0.0% (0.0%)	0	0.0% (0.0%)	0	0.0% (0.0%)	
市区	760	16.3% (14.6%)	187	24.6% (25.1%)	-	-	82	10.8% (14.9%)	172	22.6% (20.3%)	17	2.2% (3.2%)	178	23.4% (21.9%)	
町村	351	29.6% (34.1%)	37	10.5% (9.5%)	-	-	11	3.1% (5.3%)	98	27.9% (28.0%)	26	7.4% (5.3%)	75	21.4% (17.5%)	
一部事務組合等	1,040	30.4% (33.2%)	71	6.8% (6.9%)	211	20.3% (18.8%)	21	2.0% (2.3%)	408	39.2% (37.2%)	11	1.1% (1.3%)	2	0.2% (0.2%)	
合計	2,151	25.3% (26.3%)	295	13.7% (13.9%)	211	9.8% (8.4%)	114	5.3% (8.1%)	678	31.5% (29.3%)	54	2.5% (2.7%)	255	11.9% (11.2%)	

(注) 1 端数処理のため、合計が100%とまらない場合がある。

2 一部事務組合等については、専任の職員が所属する団体のみ調査対象としている。

表 2 1 ストレスチェックの実施状況等（令和 3 年度）

8 ストレスチェック未実施の部局別事業場数

区分	ストレスチェックを実施していない事業場数 (a)	産業医や委託できる事業者の確保が困難であるため		予備確保が困難であるため		一部事務組合・広域連合に派遣された職員であり、派遣元の地方公共団体で実施しているため		当該事業場の業務を外部委託しており、対象者がいないため		常時使用される職員の数が10人未満など少人数であり、高ストレス者の特定や集団分析による個人ごとの結果の特定につながるおそれがあるため		在籍する職員の理解が得られなかったため		当該事業場数 (h)	割合 (h/a)	(前年度)	割合 (h/a)	(前年度)	割合 (h/a)	(前年度)	割合 (h/a)
		当該事業場数 (b)	割合 (b/a)	当該事業場数 (c)	割合 (c/a)	当該事業場数 (d)	割合 (d/a)	当該事業場数 (e)	割合 (e/a)	当該事業場数 (f)	割合 (f/a)	当該事業場数 (g)	割合 (g/a)								
知事及び市区町村長	883	221	25.0%	56	6.3%	163	18.5%	62	7.0%	365	41.3%	16	1.8%	-	-	-	-	-	-	-	-
都道府県	0	0	0.0%	0	0.0%	-	-	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	-	-	-	-	-	-	-	-
指定都市	0	0	0.0%	0	0.0%	-	-	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	-	-	-	-	-	-	-	-
市区	70	0	0.0%	5	7.1%	-	-	38	54.3%	26	37.1%	1	1.4%	-	-	-	-	-	-	-	-
町村	114	51	44.7%	16	14.0%	-	-	4	3.5%	37	32.5%	6	5.3%	-	-	-	-	-	-	-	-
一部事務組合等	689	170	24.3%	35	5.0%	163	23.3%	20	2.9%	302	43.2%	9	1.3%	-	-	-	-	-	-	-	-
教育委員会	919	173	18.8%	195	21.2%	6	0.7%	49	5.3%	206	22.4%	35	3.8%	-	-	-	-	-	-	-	-
都道府県	0	0	0.0%	0	0.0%	-	-	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	-	-	-	-	-	-	-	-
指定都市	0	0	0.0%	0	0.0%	-	-	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	-	-	-	-	-	-	-	-
市区	678	121	17.8%	176	26.0%	-	-	43	6.3%	144	21.2%	16	2.4%	-	-	-	-	-	-	-	-
町村	219	44	20.1%	18	8.2%	-	-	6	2.7%	57	26.0%	19	8.7%	-	-	-	-	-	-	-	-
一部事務組合等	22	8	36.4%	1	4.5%	6	27.3%	0	0.0%	5	22.7%	0	0.0%	-	-	-	-	-	-	-	-
警察	0	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	-	-	-	-	-	-	-	-
都道府県	0	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	-	-	-	-	-	-	-	-
指定都市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
市区	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
町村	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
一部事務組合等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
消防	191	94	49.2%	30	15.7%	18	9.4%	1	0.5%	48	25.1%	0	0.0%	-	-	-	-	-	-	-	-
都道府県	0	0	0.0%	0	0.0%	-	-	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	-	-	-	-	-	-	-	-
指定都市	0	0	0.0%	0	0.0%	-	-	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	-	-	-	-	-	-	-	-
市区	4	0	0.0%	4	100.0%	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
町村	3	0	0.0%	3	100.0%	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
一部事務組合等	184	94	51.1%	23	12.5%	18	9.8%	1	0.5%	48	26.1%	0	0.0%	-	-	-	-	-	-	-	-
公営企業	158	56	35.4%	14	8.9%	24	15.2%	2	1.3%	59	37.3%	3	1.9%	-	-	-	-	-	-	-	-
都道府県	0	0	0.0%	0	0.0%	-	-	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	-	-	-	-	-	-	-	-
指定都市	0	0	0.0%	0	0.0%	-	-	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	-	-	-	-	-	-	-	-
市区	8	3	37.5%	2	25.0%	-	-	1	12.5%	2	25.0%	0	0.0%	-	-	-	-	-	-	-	-
町村	15	9	60.0%	0	0.0%	-	-	1	6.7%	4	26.7%	1	6.7%	-	-	-	-	-	-	-	-
一部事務組合等	135	44	32.6%	12	8.9%	24	17.8%	0	0.0%	53	39.3%	2	1.5%	-	-	-	-	-	-	-	-

(注) 1 端数処理のため、合計が100%とならない場合がある。

2 一部事務組合等については、専任の職員が所属する団体のみ調査対象としている。

表 2.2 メンタルヘルス対策の取組状況 (令和3年度)

1 メンタルヘルス対策の団体区分別取組状況

区分	全部局数(a)	メンタルヘルス対策に取組んでいる 部局数(b)		安全衛生委員会等で調査審議(c)		問題点を解決するための計画の策定と実施(d)		実務を行う担当者の選任(e)		職場復帰における支援の実施(職業復帰支援プログラム等の策定を含む)(f)		職員等への教育研修・情報提供(g)		管理監督者への教育研修・情報提供(h)	
		割合(b/a) (前年度)	部局数	割合(c/b) (前年度)	部局数	割合(d/b) (前年度)	部局数	割合(e/b) (前年度)	部局数	割合(f/b) (前年度)	部局数	割合(g/b) (前年度)	部局数	割合(h/b) (前年度)	
都道府県	182	100.0% (100.0%)	182	84.1% (85.2%)	153	63.2% (60.4%)	154	84.6% (81.3%)	176	96.7% (95.6%)	174	95.6% (96.7%)	173	95.1% (92.9%)	
指定都市	79	100.0% (100.0%)	79	86.1% (87.3%)	68	65.8% (60.8%)	68	86.1% (86.1%)	76	96.2% (97.5%)	77	97.5% (98.7%)	78	98.7% (98.7%)	
市区	2,584	99.5% (99.5%)	2,572	67.7% (66.5%)	1,741	20.6% (18.2%)	1,073	41.7% (38.8%)	1,842	71.6% (69.0%)	1,998	77.7% (76.2%)	1,765	68.6% (65.4%)	
町村	2,335	95.5% (92.7%)	2,231	51.6% (50.8%)	1,151	6.8% (7.0%)	403	18.1% (14.6%)	892	40.0% (35.7%)	1,199	53.7% (52.1%)	916	41.1% (39.2%)	
一部事務組合等	1,453	69.5% (66.4%)	1,010	29.3% (29.6%)	296	8.7% (8.7%)	266	26.3% (25.9%)	244	24.2% (23.6%)	562	55.6% (56.2%)	354	35.0% (33.7%)	
合計	6,633	91.6% (89.8%)	6,074	56.1% (55.6%)	3,409	15.4% (14.5%)	1,964	32.3% (29.9%)	3,230	53.2% (50.7%)	4,010	66.0% (65.1%)	3,286	54.1% (52.0%)	

メンタルヘルス対策の取組内容(複数回答)

区分	事業所内の産業保健スタッフへの教育研修・情報提供(i)		事業所内または地方公務員としての相談体制の整備(例:電話、メール相談など)(j)		地方公務員共済組合事業としての相談体制の整備(例:地共済こころの健康相談など)(k)		事業所内または地方公務員共済組合事業以外での相談体制の整備(l)		健康診断後の健康指導の実施(m)		ストレスチェック後の相談対応など面接指導を受けやすい環境の整備(n)		外部機関(医療機関など)を活用したメンタルヘルス対策の実施(例:カウンセリングなど)(o)		その他(p)	
	部局数	割合(i/b) (前年度)	部局数	割合(j/b) (前年度)	部局数	割合(k/b) (前年度)	部局数	割合(l/b) (前年度)	部局数	割合(m/b) (前年度)	部局数	割合(n/b) (前年度)	部局数	割合(o/b) (前年度)	部局数	割合(p/b) (前年度)
都道府県	135	74.2% (73.6%)	169	92.9% (91.2%)	164	90.1% (89.0%)	124	68.1% (65.4%)	154	84.6% (84.1%)	163	89.6% (85.7%)	133	73.1% (74.2%)	14	7.7% (7.1%)
指定都市	63	79.7% (75.9%)	77	97.5% (100.0%)	45	57.0% (49.4%)	53	67.1% (62.0%)	67	84.8% (86.1%)	77	97.5% (93.7%)	53	67.1% (59.5%)	4	5.1% (5.1%)
市区	791	30.8% (28.4%)	1,811	70.4% (68.1%)	1,402	54.5% (52.5%)	926	36.0% (34.9%)	1,648	64.1% (61.4%)	1,720	66.9% (58.9%)	1,304	50.7% (48.8%)	51	2.0% (1.8%)
町村	262	11.7% (10.9%)	913	40.9% (38.8%)	886	39.7% (35.3%)	341	15.3% (15.5%)	937	42.0% (39.8%)	843	37.8% (30.6%)	707	31.7% (30.3%)	29	1.3% (1.3%)
一部事務組合等	70	6.9% (6.3%)	360	35.6% (35.3%)	407	40.3% (38.8%)	159	15.7% (14.3%)	394	39.0% (38.1%)	318	31.5% (26.1%)	285	28.2% (27.0%)	42	4.2% (4.0%)
合計	1,321	21.7% (20.5%)	3,330	54.8% (52.6%)	2,904	47.8% (45.1%)	1,603	26.4% (25.8%)	3,200	52.7% (50.8%)	3,121	51.4% (44.6%)	2,482	40.9% (39.5%)	140	2.3% (2.2%)

(注) 1 「メンタルヘルス対策の取組内容(複数回答)」の各取組内容における割合は、「メンタルヘルス対策」に取り組んでいる部局数に占める割合である。
2 一部事務組合等については、専任の職員が所属する団体のみ調査対象としている。

表 2.2 メンタルヘルス対策の取組状況 (令和3年度)

2-1 メンタルヘルス対策の部局別取組状況【部局名：知事及び市区町村長】

区分	全部局数(a)	メンタルヘルス対策に取組んでいる部局数(b)		安全衛生委員会等で調査審議(c)		問題点を解決するための計画の策定と実施(d)		実務を行う担当者の選任(e)		職場復帰における支援の実施(離職復帰支援プログラム等の策定を含む)(f)		職員等への教育研修・情報提供(g)		管理監督者への教育研修・情報提供(h)	
		部局数	割合(b/a) (前年度)	部局数	割合(c/b) (前年度)	部局数	割合(d/b) (前年度)	部局数	割合(e/b) (前年度)	部局数	割合(f/b) (前年度)	部局数	割合(g/b) (前年度)	部局数	割合(h/b) (前年度)
都道府県	47	47	100.0% (100.0%)	42	89.4% (91.5%)	32	68.1% (70.2%)	42	89.4% (87.2%)	47	100.0% (100.0%)	47	100.0% (100.0%)	47	100.0% (100.0%)
指定都市	20	20	100.0% (100.0%)	18	90.0% (90.0%)	15	75.0% (75.0%)	20	100.0% (100.0%)	20	100.0% (100.0%)	20	100.0% (100.0%)	20	100.0% (100.0%)
市区	795	794	99.9% (99.7%)	547	68.9% (67.3%)	169	21.3% (18.5%)	343	43.2% (39.7%)	592	74.6% (71.5%)	630	79.3% (77.4%)	557	70.2% (66.7%)
町村	926	882	95.2% (92.5%)	446	50.6% (50.2%)	56	6.3% (6.4%)	162	18.4% (15.3%)	359	40.7% (36.6%)	467	52.9% (51.8%)	354	40.1% (37.5%)
一部事務組合等	884	535	60.5% (55.6%)	104	19.4% (18.7%)	26	4.9% (5.2%)	95	17.8% (18.3%)	101	18.9% (17.1%)	264	49.3% (50.8%)	158	29.5% (28.4%)
合計	2,672	2,278	85.3% (82.4%)	1,157	50.8% (50.4%)	298	13.1% (12.4%)	662	29.1% (27.0%)	1,119	49.1% (46.6%)	1,428	62.7% (62.2%)	1,136	49.9% (47.7%)

メンタルヘルス対策の取組内容(複数回答)

区分	事業所内の産業保健スタッフへの新着研修・情報提供(i)		事業所内または地方公務員としての相談体制の整備(例:電話、メール相談など)(j)		地方公務員共済組合事業としての相談体制の整備(例:地共済こころの健康相談など)(k)		事業所内または地方公務員共済組合事業以外での相談体制の整備(l)		健康診断後の健康指導の実施(m)		ストレスチェック後の相談対応など面接指導を受けやすい環境の整備(n)		外部機関(医療機関など)を活用したメンタルヘルス対策の実施(例:カウンセリングなど)(o)		その他(p)	
	部局数	割合(i/b) (前年度)	部局数	割合(j/b) (前年度)	部局数	割合(k/b) (前年度)	部局数	割合(l/b) (前年度)	部局数	割合(m/b) (前年度)	部局数	割合(n/b) (前年度)	部局数	割合(o/b) (前年度)	部局数	割合(p/b) (前年度)
都道府県	40	85.1% (83.0%)	47	100.0% (100.0%)	47	100.0% (100.0%)	32	68.1% (63.8%)	44	93.6% (91.5%)	47	100.0% (97.9%)	34	72.3% (72.3%)	3	6.4% (2.1%)
指定都市	18	90.0% (90.0%)	20	100.0% (100.0%)	10	50.0% (50.0%)	12	60.0% (60.0%)	17	85.0% (85.0%)	20	100.0% (100.0%)	13	65.0% (65.0%)	1	5.0% (5.0%)
市区	255	32.1% (29.9%)	567	71.4% (69.1%)	432	54.4% (52.5%)	292	36.8% (35.3%)	528	66.5% (63.4%)	542	68.3% (60.7%)	404	50.9% (49.6%)	12	1.5% (1.3%)
町村	104	11.8% (10.5%)	356	40.4% (38.8%)	341	38.7% (35.0%)	140	15.9% (15.5%)	368	41.7% (39.6%)	336	38.1% (29.6%)	273	31.0% (29.6%)	8	0.9% (1.1%)
一部事務組合等	26	4.9% (4.8%)	146	27.3% (28.4%)	210	39.3% (38.3%)	57	10.7% (9.9%)	179	33.5% (32.3%)	128	23.9% (20.0%)	130	24.3% (23.4%)	31	5.8% (5.8%)
合計	443	19.4% (18.4%)	1,136	49.9% (48.3%)	1,040	45.7% (43.5%)	533	23.4% (22.7%)	1,136	49.9% (48.0%)	1,073	47.1% (40.6%)	854	37.5% (36.6%)	55	2.4% (2.3%)

(注) 1 「メンタルヘルス対策の取組内容(複数回答)」の各取組内容における割合は、「メンタルヘルス対策」に占める割合である。
2 一部事務組合等については、専任の職員が所属する団体のみ調査対象としている。

表 2.2 メンタルヘルス対策の取組状況 (令和3年度)

区分	メンタルヘルス対策の取組内容 (複数回答)										
	全部局数(a)	メンタルヘルス対策に取組んでいる 部局数(b)	割合(b/a) (前年度)	安全衛生委員会等で調査審議(c)	問題点を解決するための計画の策定と実施(d)	実務を行う担当者の選任(e)	職場復帰における支援の実施(離職復帰支援プログラム等の策定を含む)(f)	職員等への教育研修・情報提供(g)	管理監督者への教育研修・情報提供(h)	割合(g/b) (前年度)	割合(h/b) (前年度)
都道府県	47	47	100.0% (100.0%)	41 87.2% (89.4%)	29 61.7% (63.2%)	38 80.0% (80.9%)	44 93.6% (91.5%)	44	93.6% (95.7%)	47	100.0% (97.9%)
指定都市	20	20	100.0% (100.0%)	18 90.0% (90.0%)	13 65.0% (45.0%)	16 80.0% (70.0%)	20	100.0% (100.0%)	19	95.0% (95.0%)	
市区	790	785	99.4% (99.5%)	509 64.8% (65.4%)	155 19.7% (18.3%)	314 40.0% (37.7%)	537 68.4% (67.5%)	595	75.8% (75.6%)	532	67.8% (66.7%)
町村	900	857	95.2% (92.0%)	420 49.0% (49.0%)	63 7.4% (7.1%)	156 18.2% (14.1%)	325 37.9% (33.5%)	456	53.2% (51.2%)	364	42.5% (39.9%)
一部事務組合等	50	39	78.0% (83.0%)	10 25.6% (33.3%)	6 15.4% (20.5%)	10 25.6% (20.5%)	9 23.1% (28.2%)	24	61.5% (61.5%)	18	46.2% (46.2%)
合計	1,807	1,748	96.7% (95.4%)	998 57.1% (57.8%)	266 15.2% (14.2%)	534 30.5% (27.6%)	935 53.5% (51.4%)	1,138	65.1% (64.5%)	980	56.1% (54.1%)

区分	メンタルヘルス対策の取組内容 (複数回答)												
	事業所内の産業保健スタッフへの教育研修・情報提供(i)	事業所内での相談体制の整備(例:電話、メール相談など)(j)	事業所内または地方公務員共済組合事業以外での相談体制の整備(l)	健康診断後の健康指導の実施(m)	ストレスチェック後の相談対応など面接指導を受けやすい環境の整備(n)	外部機関(医療機関など)を活用したメンタルヘルス対策の実施(例:カウンセリングなど)(o)	割合(i/b) (前年度)	割合(j/b) (前年度)	割合(k/b) (前年度)	割合(m/b) (前年度)	割合(n/b) (前年度)	割合(o/b) (前年度)	
都道府県	33 70.2% (68.1%)	43 91.5% (89.4%)	27 57.4% (57.4%)	41 87.2% (87.2%)	42 89.4% (80.9%)	34	72.3% (72.3%)	47 100.0% (93.6%)	41 87.2% (87.2%)	42	89.4% (80.9%)	6	12.8% (12.8%)
指定都市	16 80.0% (65.0%)	19 95.0% (100.0%)	16 80.0% (65.0%)	15 75.0% (75.0%)	19 95.0% (85.0%)	12	60.0% (40.0%)	13 65.0% (55.0%)	15 75.0% (75.0%)	19	95.0% (85.0%)	1	5.0% (5.0%)
市区	220 28.0% (26.1%)	532 67.8% (66.0%)	275 35.0% (33.4%)	488 62.2% (60.3%)	512 65.2% (58.4%)	398	50.7% (48.6%)	412 52.5% (50.9%)	488 62.2% (60.3%)	512	65.2% (58.4%)	19	2.4% (2.4%)
町村	98 11.4% (10.9%)	346 40.4% (35.6%)	135 15.8% (16.1%)	343 40.0% (39.0%)	318 37.1% (29.9%)	274	32.0% (30.0%)	333 38.9% (34.6%)	343 40.0% (39.0%)	318	37.1% (29.9%)	15	1.8% (1.3%)
一部事務組合等	3 7.7% (5.1%)	14 35.9% (38.5%)	7 17.9% (12.8%)	16 41.0% (38.5%)	14 35.9% (33.3%)	11	28.2% (28.2%)	14 35.9% (28.2%)	16 41.0% (38.5%)	14	35.9% (33.3%)	1	2.6% (2.6%)
合計	370 21.2% (20.0%)	954 54.6% (51.9%)	460 26.3% (25.7%)	903 51.7% (50.5%)	905 51.8% (45.1%)	729	41.7% (39.8%)	819 46.9% (43.8%)	903 51.7% (50.5%)	905	51.8% (45.1%)	42	2.4% (2.2%)

(注) 1 「メンタルヘルス対策の取組内容(複数回答)」の各取組内容における割合は、「メンタルヘルス対策に取組んでいる部局数」に占める割合である。

2 一部事務組合等については、専任の職員が所属する団体のみ調査対象としている。

表 2.2 メンタルヘルス対策の取組状況 (令和3年度)

2-3 メンタルヘルス対策の部局別取組状況【部局名：警察】

区分	全部局数(a)	メンタルヘルス対策に取組んでいる部局数(b)		安全衛生委員会等で調査審議(c)		問題点を解決するための計画の策定と実施(d)		実務を行う担当者の選任(e)		職場復帰における支援の実施(職業復帰支援プログラム等の策定を含む)(f)		職員等への教育研修・情報提供(g)		管理監督者への教育研修・情報提供(h)	
		部局数	割合(b/a) (前年度)	部局数	割合(c/b) (前年度)	部局数	割合(d/b) (前年度)	部局数	割合(e/b) (前年度)	部局数	割合(f/b) (前年度)	部局数	割合(g/b) (前年度)	部局数	割合(h/b) (前年度)
都道府県	47	47	100.0% (100.0%)	36	76.6% (76.6%)	31	66.0% (63.8%)	42	89.4% (83.0%)	47	100.0% (100.0%)	47	100.0% (100.0%)	44	93.6% (89.4%)
指定都市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
一部事務組合等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合計	47	47	100.0% (100.0%)	36	76.6% (76.6%)	31	66.0% (63.8%)	42	89.4% (83.0%)	47	100.0% (100.0%)	47	100.0% (100.0%)	44	93.6% (89.4%)

区分	メンタルヘルス対策の取組内容(複数回答)		メンタルヘルス対策の取組内容(複数回答)		メンタルヘルス対策の取組内容(複数回答)		メンタルヘルス対策の取組内容(複数回答)		メンタルヘルス対策の取組内容(複数回答)		メンタルヘルス対策の取組内容(複数回答)					
	部局数	割合(i/b) (前年度)	部局数	割合(j/b) (前年度)	部局数	割合(k/b) (前年度)	部局数	割合(l/b) (前年度)	部局数	割合(m/b) (前年度)	部局数	割合(n/b) (前年度)	部局数	割合(o/b) (前年度)	部局数	割合(p/b) (前年度)
都道府県	42	89.4% (89.4%)	47	100.0% (97.9%)	34	72.3% (72.3%)	37	78.7% (70.2%)	36	76.6% (74.5%)	43	91.5% (91.5%)	38	80.9% (80.9%)	2	4.3% (4.3%)
指定都市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
一部事務組合等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
合計	42	89.4% (89.4%)	47	100.0% (97.9%)	34	72.3% (72.3%)	37	78.7% (70.2%)	36	76.6% (74.5%)	43	91.5% (91.5%)	38	80.9% (80.9%)	2	4.3% (4.3%)

(注) 1 「メンタルヘルス対策の取組内容(複数回答)」の各取組内容における割合は、「メンタルヘルス対策」に占める割合である。
2 一部事務組合等については、専任の職員が所属する団体のみ調査対象としている。

表 2.2 メンタルヘルス対策の取組状況 (令和3年度)

2-4 メンタルヘルス対策の部局別取組状況【部局名：消防】

区分	全部局数(a)	メンタルヘルス対策に取組んでいる部局数(b)		安全衛生委員会等で調査審議(c)		問題点を解決するための計画の策定と実施(d)		実務を行う担当者の選任(e)		職場復帰における支援の実施(離職復帰支援プログラム等の策定を含む)(f)		職員等への教育研修・情報提供(g)		管理監督者への教育研修・情報提供(h)	
		部局数	割合(b/a) (前年度)	部局数	割合(c/b) (前年度)	部局数	割合(d/b) (前年度)	部局数	割合(e/b) (前年度)	部局数	割合(f/b) (前年度)	部局数	割合(g/b) (前年度)	部局数	割合(h/b) (前年度)
都道府県	1	1	100.0% (100.0%)	1	100.0% (100.0%)	1	100.0% (100.0%)	1	100.0% (100.0%)	1	100.0% (100.0%)	1	100.0% (100.0%)	1	100.0% (100.0%)
指定都市	20	20	100.0% (100.0%)	14	70.0% (75.0%)	12	60.0% (55.0%)	15	75.0% (75.0%)	17	85.0% (90.0%)	19	95.0% (95.0%)	20	100.0% (100.0%)
市区	365	363	99.5% (99.2%)	243	66.9% (65.9%)	80	22.0% (18.3%)	159	43.8% (39.9%)	270	74.4% (70.1%)	291	80.2% (78.1%)	251	69.1% (64.8%)
町村	59	59	100.0% (96.2%)	33	55.9% (54.0%)	4	6.8% (12.0%)	7	11.9% (8.0%)	29	49.2% (50.0%)	35	59.3% (64.0%)	20	33.9% (38.0%)
一部事務組合等	284	268	94.4% (92.4%)	113	42.2% (41.9%)	35	13.1% (12.7%)	96	35.8% (35.2%)	78	29.1% (28.8%)	181	67.5% (67.0%)	129	48.1% (41.9%)
合計	729	711	97.5% (96.3%)	404	56.8% (56.2%)	132	18.6% (16.9%)	278	39.1% (36.9%)	395	55.6% (53.5%)	527	74.1% (73.4%)	421	59.2% (55.2%)

区分	メンタルヘルス対策の取組内容(複数回答)		メンタルヘルス対策の取組内容(複数回答)		メンタルヘルス対策の取組内容(複数回答)		メンタルヘルス対策の取組内容(複数回答)		メンタルヘルス対策の取組内容(複数回答)		メンタルヘルス対策の取組内容(複数回答)					
	部局数	割合(i/b) (前年度)	部局数	割合(j/b) (前年度)	部局数	割合(k/b) (前年度)	部局数	割合(l/b) (前年度)	部局数	割合(m/b) (前年度)	部局数	割合(n/b) (前年度)	部局数	割合(o/b) (前年度)	部局数	割合(p/b) (前年度)
都道府県	1	100.0% (100.0%)	1	100.0% (100.0%)	1	100.0% (100.0%)	1	100.0% (100.0%)	1	100.0% (100.0%)	1	100.0% (100.0%)	1	100.0% (100.0%)	0	0.0% (0.0%)
指定都市	14	70.0% (70.0%)	19	95.0% (100.0%)	10	50.0% (35.0%)	9	45.0% (45.0%)	18	90.0% (90.0%)	19	95.0% (90.0%)	13	65.0% (55.0%)	1	5.0% (5.0%)
市区	123	33.9% (31.3%)	272	74.9% (73.4%)	211	58.1% (56.2%)	136	37.5% (37.1%)	233	64.2% (60.7%)	244	67.2% (57.6%)	179	49.3% (46.8%)	7	1.9% (1.9%)
町村	7	11.9% (10.0%)	30	50.8% (48.0%)	26	44.1% (44.0%)	12	20.3% (16.0%)	29	49.2% (50.0%)	27	45.8% (40.0%)	21	35.6% (36.0%)	0	0.0% (2.0%)
一部事務組合等	22	8.2% (6.7%)	132	49.3% (46.8%)	109	40.7% (37.1%)	59	22.0% (20.2%)	130	48.5% (48.7%)	114	42.5% (37.1%)	93	34.7% (33.7%)	7	2.6% (2.2%)
合計	167	23.5% (21.6%)	454	63.9% (62.2%)	357	50.2% (47.5%)	217	30.5% (29.5%)	411	57.8% (56.2%)	405	57.0% (49.5%)	307	43.2% (41.3%)	15	2.1% (2.1%)

(注) 1 「メンタルヘルス対策の取組内容(複数回答)」の各取組内容における割合は、「メンタルヘルス対策」に占める割合である。
2 一部事務組合等については、専任の職員が所属する団体のみ調査対象としている。

表 2 2 メンタルヘルス対策の取組状況 (令和 3 年度)

2-5 メンタルヘルス対策の部局別取組状況【部局名：公営企業】

区分	全部局数(a)	メンタルヘルス対策に取組んでいる部局数(b)		安全衛生委員会等で調査審議(c)		問題点を解決するための計画の策定と実施(d)		実務を行う担当者の選任(e)		職場復帰における支援の実施(離職復帰支援プログラム等の策定を含む)(f)		職員等への教育研修・情報提供(g)		管理監督者への教育研修・情報提供(h)	
		部局数	割合(b/a) (前年度)	部局数	割合(c/b) (前年度)	部局数	割合(d/b) (前年度)	部局数	割合(e/b) (前年度)	部局数	割合(f/b) (前年度)	部局数	割合(g/b) (前年度)	部局数	割合(h/b) (前年度)
都道府県	40	40	100.0% (100.0%)	33	82.5% (82.5%)	22	55.0% (62.5%)	31	77.5% (72.5%)	37	92.5% (90.0%)	35	87.5% (90.0%)	34	85.0% (82.5%)
指定都市	19	19	100.0% (100.0%)	18	94.7% (94.7%)	12	63.2% (68.4%)	17	89.5% (100.0%)	19	100.0% (100.0%)	19	100.0% (100.0%)	19	100.0% (100.0%)
市区	634	630	99.4% (99.2%)	442	70.2% (67.3%)	125	19.8% (17.8%)	257	40.8% (38.2%)	443	70.3% (67.2%)	482	76.5% (74.1%)	425	67.5% (63.6%)
町村	450	433	96.2% (93.9%)	252	58.2% (55.1%)	29	6.7% (7.4%)	78	18.0% (15.0%)	179	41.3% (36.5%)	241	55.7% (53.0%)	178	41.1% (41.8%)
一部事務組合等	235	168	71.5% (72.5%)	69	41.1% (42.0%)	21	12.5% (10.1%)	65	38.7% (35.5%)	56	33.3% (33.7%)	93	55.4% (53.8%)	49	29.2% (33.7%)
合計	1,378	1,290	93.6% (92.9%)	814	63.1% (60.8%)	209	16.2% (15.2%)	448	34.7% (32.2%)	734	56.9% (53.8%)	870	67.4% (65.3%)	705	54.7% (53.5%)

区分	事業所内の産業保健スタッフへの新着研修・情報提供(i)		事業所内での相談体制の整備(相談窓口の整備など)(j)		地方公務員共済組合事業としての相談体制の整備(例：地共済こころの健康相談など)(k)		事業所内または地方公務員共済組合事業以外での相談体制の整備(l)		健康診断後の健康指導の実施(m)		ストレスチェック後の相談対応など面接指導を受けやすい環境の整備(n)		外部機関(医療機関など)を活用したメンタルヘルス対策の実施(例：カウンセリングなど)(o)		その他(p)	
	部局数	割合(i/b) (前年度)	部局数	割合(j/b) (前年度)	部局数	割合(k/b) (前年度)	部局数	割合(l/b) (前年度)	部局数	割合(m/b) (前年度)	部局数	割合(n/b) (前年度)	部局数	割合(o/b) (前年度)	部局数	割合(p/b) (前年度)
都道府県	19	47.5% (50.0%)	31	77.5% (75.0%)	35	87.5% (90.0%)	27	67.5% (70.0%)	32	80.0% (82.5%)	30	75.0% (70.0%)	26	65.0% (70.0%)	3	7.5% (10.0%)
指定都市	15	78.9% (78.9%)	19	100.0% (100.0%)	12	63.2% (57.9%)	16	84.2% (78.9%)	17	89.5% (94.7%)	19	100.0% (100.0%)	15	78.9% (78.9%)	1	5.3% (5.3%)
市区	193	30.6% (27.8%)	440	69.8% (66.5%)	347	55.1% (52.6%)	223	35.4% (35.1%)	399	63.3% (60.5%)	422	67.0% (67.9%)	323	51.3% (49.2%)	13	2.1% (1.5%)
町村	53	12.2% (11.9%)	181	41.8% (37.9%)	186	43.0% (36.3%)	54	12.5% (14.3%)	197	45.5% (40.8%)	162	37.4% (32.7%)	139	32.1% (31.7%)	6	1.4% (1.4%)
一部事務組合等	19	11.3% (10.7%)	68	40.5% (37.3%)	74	44.0% (45.6%)	36	21.4% (18.3%)	69	41.1% (38.5%)	62	36.9% (25.4%)	51	30.4% (26.6%)	3	1.8% (1.8%)
合計	299	23.2% (21.7%)	739	57.3% (53.9%)	654	50.7% (47.5%)	356	27.6% (27.7%)	714	55.3% (52.3%)	695	53.9% (46.2%)	554	42.9% (41.5%)	26	2.0% (1.8%)

(注) 1 「メンタルヘルス対策の取組内容(複数回答)」の各取組内容における割合は、「メンタルヘルス対策に取組んでいる部局数」に占める割合である。

2 一部事務組合等については、専任の職員が所属する団体のみ調査対象としている。

表 2 3 長時間勤務者に対する医師による面接指導の状況

区	分	令和4年4月1日時点で整備済み		令和4年9月末までに整備予定		令和4年12月末までに整備予定		令和5年3月末までに整備予定		令和4年4月1日現在	
		全部局数	割合 (前年度)	部局数	割合 (前年度)	部局数	割合 (前年度)	部局数	割合 (前年度)	部局数	割合 (前年度)
都道府県		182	99.5% (98.4%)	0	0.0% (0.5%)	0	0.0% (0.0%)	0	0.0% (0.0%)	1	0.5% (1.1%)
指定都市		79	92.4% (84.8%)	0	0.0% (0.0%)	0	0.0% (0.0%)	1	1.3% (3.8%)	5	6.3% (11.4%)
市区		2,584	75.8% (72.3%)	17	0.7% (0.8%)	23	0.9% (0.7%)	298	11.5% (13.4%)	287	11.1% (12.9%)
町		2,335	54.7% (51.8%)	6	0.3% (0.2%)	9	0.4% (0.5%)	536	23.0% (25.7%)	506	21.7% (21.8%)
一部事務組合等		1,453	25.7% (24.7%)	5	0.3% (0.5%)	7	0.5% (0.5%)	167	11.5% (11.3%)	901	62.0% (63.0%)
合 計		6,633	58.3% (55.4%)	28	0.4% (0.5%)	39	0.6% (0.6%)	1,002	15.1% (16.8%)	1,700	25.6% (26.8%)

(注) 1 長時間勤務者に対する医師による面接指導については、平成31年4月1日から、労働安全衛生法第66条の8第1項等の規定により、時間外・休日労働時間が1か月当たり80時間を超え、かつ疲労の蓄積が認められる者について、本人の申出があった場合には、行わなければならないこととされた。また、国家公務員については、これに加え、超過勤務時間が1か月について100時間以上又は2～6か月平均で80時間を超える場合には、本人からの申出がなくても医師による面接指導を行うものとし、人事院規則10-4第22条の2第1項等の規定にその旨規定された。
このため、地方公務員についても、総務省から各地方公共団体に対して、労働安全衛生法を遵守するとともに、国家公務員との均衡を踏まえ、例規・指針等の整備等を行うよう助言を行っている。

2 同一部局内で整備ができていない部門がある場合には、整備していない部局として計上している。

3 「割合」は、「全部局数」に占める割合である。

4 端数処理のため、合計が100%とならない場合がある。

5 一部事務組合等については、専任の職員が所属する団体のみ調査対象としている。

表2-3 長時間勤務者に対する医師による面接指導の状況

区分	令和4年4月1日時点での整備状況			令和4年9月末までに整備予定			令和4年12月末までに整備予定			令和5年3月末までに整備予定			令和4年4月1日現在		
	全部局数	部局数	割合(前年度)	部局数	割合(前年度)	部局数	割合(前年度)	部局数	割合(前年度)	部局数	割合(前年度)	部局数	割合(前年度)	部局数	割合(前年度)
知事及び市区町村長	2,672	1,359	50.9%	10	0.4%	13	0.5%	389	14.6%	901	33.7%	35.3%	901	33.7%	
都道府県	47	47	100.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0.0%	0	0.0%	
指定都市	20	19	95.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	5.0%	1	5.0%	
市	795	616	77.5%	6	0.8%	6	0.8%	92	11.6%	75	9.4%	11.4%	75	9.4%	
町	926	496	53.6%	2	0.2%	3	0.3%	220	23.8%	205	22.1%	22.2%	205	22.1%	
一部事務組合等	884	181	20.5%	2	0.2%	4	0.5%	77	8.7%	620	70.1%	72.1%	620	70.1%	
教育委員会	1,807	1,156	64.0%	8	0.4%	12	0.7%	298	16.5%	333	18.4%	18.5%	333	18.4%	
都道府県	47	47	100.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0.0%	0	0.0%	
指定都市	20	17	85.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	1	5.0%	10.0%	2	10.0%	
市	790	586	74.2%	5	0.6%	8	1.0%	89	11.3%	102	12.9%	14.1%	102	12.9%	
町	900	488	54.2%	2	0.2%	4	0.4%	202	22.4%	204	22.7%	22.4%	204	22.7%	
一部事務組合等	50	18	36.0%	1	2.0%	0	0.0%	6	12.0%	25	50.0%	40.4%	25	50.0%	
警察	47	47	100.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0.0%	0	0.0%	
都道府県	47	47	100.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0.0%	0	0.0%	
指定都市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
市区	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
一部事務組合等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
消防	729	434	59.5%	4	0.5%	6	0.8%	105	14.4%	180	24.7%	27.0%	180	24.7%	
都道府県	1	1	100.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0.0%	0	0.0%	
指定都市	20	19	95.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	5.0%	1	5.0%	
市	365	279	76.4%	1	0.3%	4	1.1%	43	11.8%	38	10.4%	12.6%	38	10.4%	
町	59	37	62.7%	1	1.7%	0	0.0%	10	16.9%	11	18.6%	21.2%	11	18.6%	
一部事務組合等	284	98	34.5%	2	0.7%	2	0.7%	52	18.3%	130	45.8%	47.1%	130	45.8%	
公営企業	1,378	868	63.0%	6	0.4%	8	0.6%	210	15.2%	286	20.8%	21.7%	286	20.8%	
都道府県	40	39	97.5%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0.0%	1	2.5%	
指定都市	19	18	94.7%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	5.3%	1	5.3%	
市	634	478	75.4%	5	0.8%	5	0.8%	74	11.7%	72	11.4%	13.2%	72	11.4%	
町	450	257	57.1%	1	0.2%	2	0.4%	104	23.1%	86	19.1%	19.5%	86	19.1%	
一部事務組合等	233	76	32.3%	0	0.0%	1	0.4%	32	13.6%	126	53.6%	51.9%	126	53.6%	

(注) 1 長時間勤務者に対する医師による面接指導については、平成31年4月1日から、労働安全衛生法第66条の8第1項等の規定により、時間外・休日労働時間が1か月当たり80時間を超え、かつ疲労の蓄積が認められる者について、本人の申出があった場合には、行わなければならないこととされた。また、国家公務員については、これに加え、超過勤務時間が1か月について100時間以上又は2～6か月平均で80時間を超える場合には、本人からの申出がなくとも医師による面接指導を行うものとし、人事院規則10～4第22条の2第1項等の規定にその旨規定された。
このため、地方公務員についても、総務省から各地方公共団体に対して、労働安全衛生法を遵守するとともに、国家公務員との均衡を踏まえ、例規・指針等の整備等を行うよう助言を行っている。

2 同一部局内で整備ができていない部門がある場合には、整備していない部局として計上している。

3 「割合」は、「全部局数」に占める割合である。

4 端数処理のため、合計が100%とならない場合がある。

5 一部事務組合等については、専任の職員が所属する団体のみ調査対象としている。

表 2 3 長時間勤務者に対する医師による面接指導の状況

区分	全部局数 (a)	令和4年4月1日時点で 例規・指針等を整備済み		人事院規則の規定と同様		医師の面接指導の対象となる要件		令和4年4月1日現在	
		部局数(b)	割合(b/a)	部局数(c)	割合(c/b)	人事院規則の規定よりも 高い基準の要件を含む		その他	
						部局数(d)	割合(d/b)	部局数(e)	割合(e/b)
都道府県	182	181	99.5%	104	57.5%	64	35.4%	13	7.2%
指定都市	79	73	92.4%	27	37.0%	30	41.1%	16	21.9%
市区	2,584	1,959	75.8%	1,523	77.7%	301	15.4%	135	6.9%
町村	2,335	1,278	54.7%	1,165	91.2%	47	3.7%	66	5.2%
一部事務組合等	1,453	373	25.7%	311	83.4%	30	8.0%	32	8.6%
合計	6,633	3,864	58.3%	3,130	81.0%	472	12.2%	262	6.8%

(注) 1 長時間勤務者に対する医師による面接指導については、平成31年4月1日から、労働安全衛生法第66条の8第1項等の規定により、時間外・休日労働時間が1か月当たり80時間を超え、かつ疲労の蓄積が認められる者について、本人の申出があった場合には、行わなければならないこととされた。また、国家公務員については、これに加え、超過勤務時間が1か月について100時間以上又は2～6か月平均で80時間を超える場合には、本人からの申出がなくとも医師による面接指導を行うものとし、人事院規則10－4第22条の2第1項等の規定にその旨規定された。
このため、地方公務員についても、総務省から各地方公共団体に對して、労働安全衛生法を遵守するとともに、国家公務員との均衡を踏まえ、例規・指針等の整備等を行うよう助言を行っている。

2 同一部局内で部門によって整備状況が異なる場合には、より整備できていない部門の整備状況を、部局の整備状況として計上している。

3 端数処理のため、合計が100%とならない場合がある。

4 一部事務組合等については、専任の職員が所属する団体のみ調査対象としている。

表 2-3 長時間勤務者に対する医師による面接指導の状況

令和4年4月1日現在

4. 長時間勤務者に対する医師による面接指導の対象となる要件（部局別）

区分	全部局数 (a)	令和4年4月1日時点で 例規・指針等を整備済み		医師の面接指導の対象となる要件		その他			
		部局数(b)	割合(b/a)	人事院規則の規定と同様		部局数(e)	割合(e/h)		
				部局数(c)	割合(c/h)			部局数(d)	割合(d/b)
知事及び市区町村長	2,672	1,359	50.9%	1,111	81.8%	170	12.5%	78	5.7%
都道府県	47	47	100.0%	19	40.4%	24	51.1%	4	8.5%
指定都市	20	19	95.0%	6	31.6%	11	57.9%	2	10.5%
市区	795	616	77.5%	479	77.8%	102	16.6%	35	5.7%
町	926	496	53.6%	452	91.1%	19	3.8%	25	5.0%
一部事務組合等	884	181	20.5%	155	85.6%	14	7.7%	12	6.6%
教育委員会	1,807	1,156	64.0%	943	81.6%	116	10.0%	97	8.4%
都道府県	47	47	100.0%	30	63.8%	11	23.4%	6	12.8%
指定都市	20	17	85.0%	2	11.8%	6	35.3%	9	52.9%
市区	790	586	74.2%	451	77.0%	82	14.0%	53	9.0%
町	900	488	54.2%	444	91.0%	16	3.3%	28	5.7%
一部事務組合等	50	18	36.0%	16	88.9%	1	5.6%	1	5.6%
警察	47	47	100.0%	34	72.3%	11	23.4%	2	4.3%
都道府県	47	47	100.0%	34	72.3%	11	23.4%	2	4.3%
指定都市	-	-	-	-	-	-	-	-	-
市区	-	-	-	-	-	-	-	-	-
町	-	-	-	-	-	-	-	-	-
一部事務組合等	-	-	-	-	-	-	-	-	-
消防	729	434	59.5%	347	80.0%	59	13.6%	28	6.5%
都道府県	1	1	100.0%	1	100.0%	0	0.0%	0	0.0%
指定都市	20	19	95.0%	13	68.4%	5	26.3%	1	5.3%
市区	365	279	76.4%	213	76.3%	50	17.9%	16	5.7%
町	59	37	62.7%	33	89.2%	1	2.7%	3	8.1%
一部事務組合等	284	98	34.5%	87	88.8%	3	3.1%	8	8.2%
公営企業	1,378	868	63.0%	695	80.1%	116	13.4%	57	6.6%
都道府県	40	39	97.5%	20	51.3%	18	46.2%	1	2.6%
指定都市	19	18	94.7%	6	33.3%	8	44.4%	4	22.2%
市区	634	478	75.4%	380	79.5%	67	14.0%	31	6.5%
町	450	257	57.1%	236	91.8%	11	4.3%	10	3.9%
一部事務組合等	235	76	32.3%	53	69.7%	12	15.8%	11	14.5%

(注) 1 長時間勤務者に対する医師による面接指導については、平成31年4月1日から、労働安全衛生法第66条の8第1項等の規定により、時間外・休日労働時間が1か月当たり80時間を超え、かつ疲労の蓄積が認められる者について、本人の申出があった場合には、行われなければならないこととされた。また、国家公務員については、これに加え、超過勤務時間が1か月について100時間以上又は2～6か月平均で80時間を超える場合には、本人からの申出がなくとも医師による面接指導を行うものとし、人事院規則10～4第22条の2第1項等の規定にその旨規定された。
このため、地方公務員についても、総務省から各地方公共団体に対して、労働安全衛生法を遵守するとともに、国家公務員との均衡を踏まえ、例規・指針等の整備等を行うよう助言を行っている。

2 同一部局内で部門によって整備状況が異なる場合には、より整備できていない部門の整備状況を、部局の整備状況として計上している。

3 端数処理のため、合計が100%とならない場合がある。

4 一部事務組合等については、専任の職員が所属する団体のみ調査対象としている。

表 2 3 長時間勤務者に対する医師による面接指導の状況

5 長時間勤務者に対する医師による面接指導の団体区分別実施状況

区分	医師の面接指導の対象となる要件に該当した職員 (a)		医師の面接指導が行われなかった職員 (b)		面接指導を受ける必要がないと医師が判断した(※) (c)		職員に対し、面接指導を受けることを勧奨しなかった (d)		職員に対し、面接指導を受けることを勧奨したが、職員の理解が得られなかった (e)		職員が業務多忙で面接時間を確保できなかった(f)		その他 (g)	
	人数	割合 (b/a)	人数	割合 (c/b)	人数	割合 (d/b)	人数	割合 (e/b)	人数	割合 (f/b)	人数	割合 (g/b)		
都道府県	132,518	68.0%	90,110	20.1%	18,104	1.8%	15,101	16.8%	5,989	6.6%	49,295	54.7%		
指定都市	59,753	79.9%	47,752	30.2%	14,408	0.01%	3,105	6.5%	7,649	16.0%	22,585	47.3%		
市区	94,637	65.6%	62,073	15.0%	9,290	10.5%	15,931	25.7%	13,941	22.5%	16,383	26.4%		
町村	5,513	75.6%	4,169	2.5%	105	13.7%	1,767	42.4%	1,170	28.1%	557	13.4%		
一部事務組合等	1,871	80.4%	1,505	9.3%	140	8.6%	966	64.2%	97	6.4%	172	11.4%		
合計	294,292	69.9%	205,609	20.4%	42,047	4.3%	36,870	17.9%	28,846	14.0%	88,992	43.3%		

(注) 1 職員数は令和3年度の延べ人数である。

2 (※) 労働安全衛生規則第52条の2第1項の規定により、時間外勤務時間算定の期日前1か月以内に面接指導を受けた職員などについて、面接指導を受ける必要がないとして医師が判断した場合は、面接指導を行わないことが認められている。

3 医師の面接指導が行われなかったその他の主な理由としては、「対象職員の人事異動等で面接指導を実施する機会を逃してしまった」、「産業医と日程の調整がつかなかった」などである。

4 端数処理のため、合計が100%とならない場合がある。

5 一部事務組合等については、専任の職員が所属する団体のみ調査対象としている。

表 2 3 長時間勤務者に対する医師による面接指導の状況

6 長時間勤務者に対する医師による面接指導の部局別実施状況

区分	医師の面接指導の対象となる要件に該当した職員										医師の面接指導が行われなかった職員			その他 (g) (※)		
	(a)		(b)		(c)		(d)		(e)		(f)		(g)			
	人数	割合 (b/a)	人数	割合 (c/b)	人数	割合 (d/b)	人数	割合 (e/b)	人数	割合 (f/b)	人数	割合 (g/b)				
知事及び市区町村長	124,400	50.3%	23,292	37.2%	2,845	4.5%	9,829	15.7%	11,352	18.1%	15,302	24.4%				
都道府県	43,752	47.6%	11,201	53.8%	17	0.08%	373	1.8%	3,038	14.6%	6,188	29.7%				
指定都市	18,584	51.1%	3,249	34.2%	5	0.1%	2,405	25.3%	665	7.0%	3,181	33.5%				
市区	57,689	50.6%	8,646	29.6%	2,347	8.0%	5,852	20.0%	6,815	23.3%	5,551	19.0%				
町	3,989	70.0%	75	2.7%	461	16.5%	1,118	33.9%	811	29.0%	335	12.0%				
一部事務組合等	376	76.3%	121	42.2%	15	5.2%	81	28.2%	23	8.0%	47	16.4%				
教育委員会	134,312	91.5%	15,741	12.8%	5,600	4.6%	22,036	17.9%	14,862	12.1%	64,628	52.6%				
都道府県	61,819	90.5%	4,457	8.0%	1,490	2.7%	12,788	22.9%	1,416	2.5%	35,771	64.0%				
指定都市	39,378	93.2%	10,746	29.3%	0	0.0%	271	0.7%	6,682	18.2%	18,992	51.8%				
市区	31,877	91.4%	509	1.7%	4,007	13.8%	8,507	29.2%	6,452	22.2%	9,645	33.1%				
町	1,224	91.7%	29	2.6%	103	9.2%	470	41.9%	306	27.2%	215	19.1%				
一部事務組合等	14	78.6%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	6	54.5%	5	45.5%				
警察	22,938	45.0%	2,075	20.1%	54	0.5%	708	6.9%	446	4.3%	7,030	68.2%				
都道府県	22,938	45.0%	2,075	20.1%	54	0.5%	708	6.9%	446	4.3%	7,030	68.2%				
指定都市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-				
市区	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-				
町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-				
一部事務組合等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-				
消防	614	81.1%	86	17.3%	27	5.4%	229	46.0%	21	4.2%	135	27.1%				
都道府県	31	83.9%	0	0.0%	0	0.0%	26	100.0%	0	0.0%	0	0.0%				
指定都市	170	79.4%	80	59.3%	0	0.0%	19	14.1%	4	3.0%	32	23.7%				
市区	229	79.9%	0	0.0%	27	14.8%	65	35.5%	16	8.7%	75	41.0%				
町	9	88.9%	1	12.5%	0	0.0%	3	37.5%	0	0.0%	4	50.0%				
一部事務組合等	175	83.4%	5	3.4%	0	0.0%	116	79.5%	1	0.7%	24	16.4%				
公営企業	12,028	77.4%	853	9.2%	328	3.5%	4,068	43.7%	2,165	23.3%	1,897	20.4%				
都道府県	3,978	76.2%	371	12.2%	60	2.0%	1,206	39.8%	1,089	35.9%	306	10.1%				
指定都市	1,621	87.7%	333	23.4%	0	0.0%	410	28.9%	298	21.0%	380	26.7%				
市区	4,842	73.5%	135	3.8%	147	4.1%	1,507	42.3%	658	18.5%	1,112	31.2%				
町	281	84.7%	0	0.0%	6	2.5%	176	73.9%	53	22.3%	3	1.3%				
一部事務組合等	1,306	81.2%	14	1.3%	115	10.8%	769	72.5%	67	6.3%	96	9.0%				

(注) 1 職員数は令和3年度の延べ人数である。

2 (※)労働安全衛生規則第52条の2第1項の規定により、時間外勤務時間算定の期日前1か月以内に面接指導を受けた職員などについて、面接指導を受ける必要がないとして医師が判断した場合は、面接指導を行わないことが認められている。

3 医師の面接指導が行われなかったその他の主な理由としては、「対象職員の人事異動等で面接指導を実施する機会を逃してしまった」、「産業医と日程の調整がつかなかった」などである。

4 端数処理のため、合計が100%とまらない場合がある。

5 一部事務組合等については、専任の職員が所属する団体のみ調査対象としている。

表24 メンタルヘルス不調による休務者の状況（令和3年度）

区分	休務者		休務者数の性別の内訳				(参考)職員数と休務者の割合			
	休務者数(a)	割合(※1)	男性(b)	割合(b/a)	女性(c)	割合(c/a)	在籍職員数(d)(※2)	割合(※1)	割合(a/d)	
北海道	11,980	30.4%	6,741	56.3%	5,239	43.7%	1,012,642	31.3%	1.2%	
指定都市	6,395	16.2%	3,205	50.1%	3,190	49.9%	426,165	13.2%	1.5%	
市区	17,578	44.6%	8,913	50.7%	8,665	49.3%	1,437,291	44.4%	1.2%	
町村	2,514	6.4%	1,405	55.9%	1,109	44.1%	240,597	7.4%	1.0%	
一部事務組合等	930	2.4%	494	53.1%	436	46.9%	119,839	3.7%	0.8%	
合計	39,397	100.0%	20,758	52.7%	18,639	47.3%	3,236,534	100.0%	1.2%	

(注) 1 令和3年度中にメンタルヘルス不調により引き続いて1か月以上の期間、病気休暇取得又は休職した職員を休務者として計上している。

2 一部の団体においては、年度ではなく暦年(令和3年1月～令和3年12月)の休務者数を計上している。

3 令和2年度から引き続いて休務した者及び令和3年度中に退職した者も含んでいる。

4 (※1)については全団体の休務者の合計に占める、団体区分毎の休務者の割合を算出している。

5 (※2)については参考値として、ストレスチェックの実施状況等で調査した在籍職員数(表21-3)を引用している。

6 端数処理のため、合計が100%とならない場合がある。

7 一部事務組合等については、専任の職員が所属する団体のみ調査対象としている。